

# 2016-2025 第三次中津川市環境基本計画

自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち 中津川

【発行】中津川市生活環境部環境政策課  
〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号  
電話：0573-66-1111（代表）  
E-mail：kankyo@city.nakatsugawa.lg.jp

平成28年3月策定

 中津川市  
NAKATSUGAWA CITY

## 市長あいさつ



中津川市は、岐阜県の東南端に位置し、緑豊かな雄大な山々と清らかな川に抱かれた風光明媚なまちです。また、豊かな自然は多様な生態系を育ており、世界的にも希少な生き物が生育しています。

私たちは、先人たちによって守り受け継がれたこの多様で豊かな自然環境を貴重な財産として次世代に良好な状態で継承していかなければならない責務があります。そして、私たちが健康で安心して生活を送るためには、豊かな自然と、そこに生息するすべての生物とともに暮らすことのできる、自然と共生したまちづくりが求められています。

近年、生態系破壊による自然恩恵の損失や社会経済活動やライフスタイルの変化に伴う廃棄物と環境負荷の増大、地球温暖化による異常気象の頻発など環境問題への取り組みが世界共通の課題となる一方、自然環境や社会環境の変化から、私たちの身の回りの環境を取り巻く課題も一層多様化、複雑化しています。地方自治体においても、国の施策と連携を図りながら、地域の実情に応じた取り組みを進めることが求められております。

中津川市では、これらの課題や平成 39 年を予定しているリニア中央新幹線の開業など本市の社会動向と環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、従来の計画を見直し、新たに第三次中津川市環境基本計画を策定いたしました。

この環境基本計画では、「自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち中津川」を将来の環境像として、その実現に向けて市民・事業者・行政が一体となって「ふるさと中津川」の環境保全に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、この基本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました中津川市環境保全審議会委員の皆様をはじめ、市民アンケートやご意見をいただきました事業者の皆様に心から感謝申し上げるとともに、今後とも計画の実現に向けて、ご支援とご協力をお願いいたします。

平成 28 年 3 月

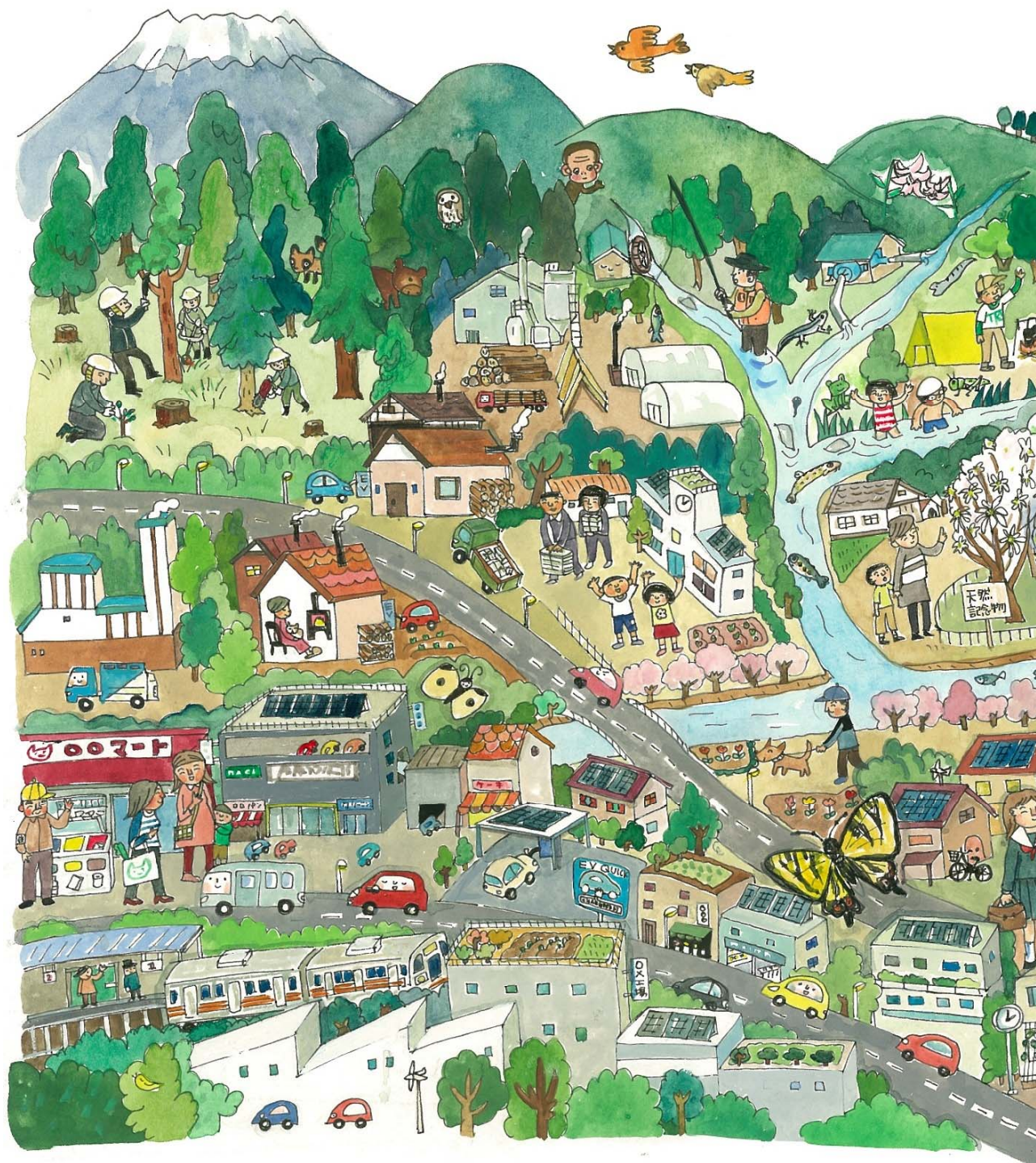
中津川市長 青山 節児



あらまし

中津川市の将来の環境像

自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち中津川



本計画は、自然共生、循環、低炭素、安全・安心、人づくりの5本の柱を基本方針にして将来の環境像を実現します。

**自然共生** 自然と人間のかかわりの中で豊かな自然環境を保全し、その恵みを適切に活用します。

**循環** 家庭や事業活動から排出される廃棄物等を減らし、できるかぎり再資源化します。

**低炭素** 自然エネルギーの導入などにより、二酸化炭素の排出を削減します。

**安全・安心** 生活環境を守り、快適で安全に安心して住み続けられる地域づくりを進めます。

**人づくり** 多様な主体、幅広い世代が連携・協力し、将来の環境を守る人材を育てます。



## (1) 自然共生地域づくり

本市は、周囲を木曾山脈、三河高原に囲まれ、面積の約8割を森林が占める緑豊かなまちであり、豊富な水量を持つ多くの河川が木曾川へ流れ込む清流のまちでもあります。また、市内のどこかな里山風景にはシデコブシやハナノキなどこの地域に分布が限定される植物が生育する学術的に貴重な生態系を有するまちでもあります。これらの清らかな空気や水、緑豊かな自然環境は、先人から受け継がれてきた大切な財産であり、私たちに自然の恵みである水や食料を提供するだけでなく、四季それぞれの美しさや安らぎなどかけがえのない恵みを与えてきました。

しかし近年、開発に伴う森林や動植物の生息生育地の減少、外来生物の進入等による生態系への悪影響、担い手の高齢化など人の手が入らないことによる森林や里地里山の荒廃や放棄など、豊かな自然環境が失われ、生物多様性が低下しようとしています。この流れをくい止め、よりよいかたちで自然環境や生物多様性を次世代に引き継ぐことは、私たちの使命です。

本市では、これらの自然が着実に保全、継承されるよう市民や事業者が継続的に環境保全活動に関わるための仕組みづくりを整備します。さらに、シデコブシなど貴重な植物や在来の動植物に悪影響を与える外来生物の分布調査などを継続的に実施し、動植物の生息生育地の保全活動や外来生物の駆除活動、荒廃する森林や里地里山の再生活動を推進します。本市の素晴らしい自然の魅力を広くPRし、観光資源として活用し、地域の活性化を図り、自然と共生し発展する地域づくりを進めていきます。



## (2) 循環型地域づくり

資源は無限ではありません。これまでの大量生産・大量消費・大量処分・使い捨ての時代の結果として、地球温暖化や資源の枯渇、廃棄物の最終処分場の不足など数々の弊害が生み出されてきました。

必要以上にものを買わない、使わない、捨てない（リデュース：reduce）を徹底したうえで、一度作られたものは大切に使い、再利用（リユース：reuse）し、形や用途を変えて再生利用（リサイクル：recycle）することによって、持続可能な社会を次世代につなげていく「循環型地域づくり」を進めていく必要があります。

また、生活から排出される廃棄物の適正処理・処分も地域の大きな課題です。市内の家庭や事業活動から排出される廃棄物を出来る限り削減し、環境への負荷と廃棄物の処理処分に必要となるコストを抑えていくことが将来に向けて求められています。そのためにごみの減量化と資源を有効活用していく取組みを進めます。

資源の有効活用の点からは、3Rの推進とともに森林資源の豊富で良質な中津川市の木材を活用した住宅や家具、木工品などの生産や利用に更に取り組む、地域経済の活性化や適切な間伐による健全な森林の維持を行う循環的な取組みを進めます。





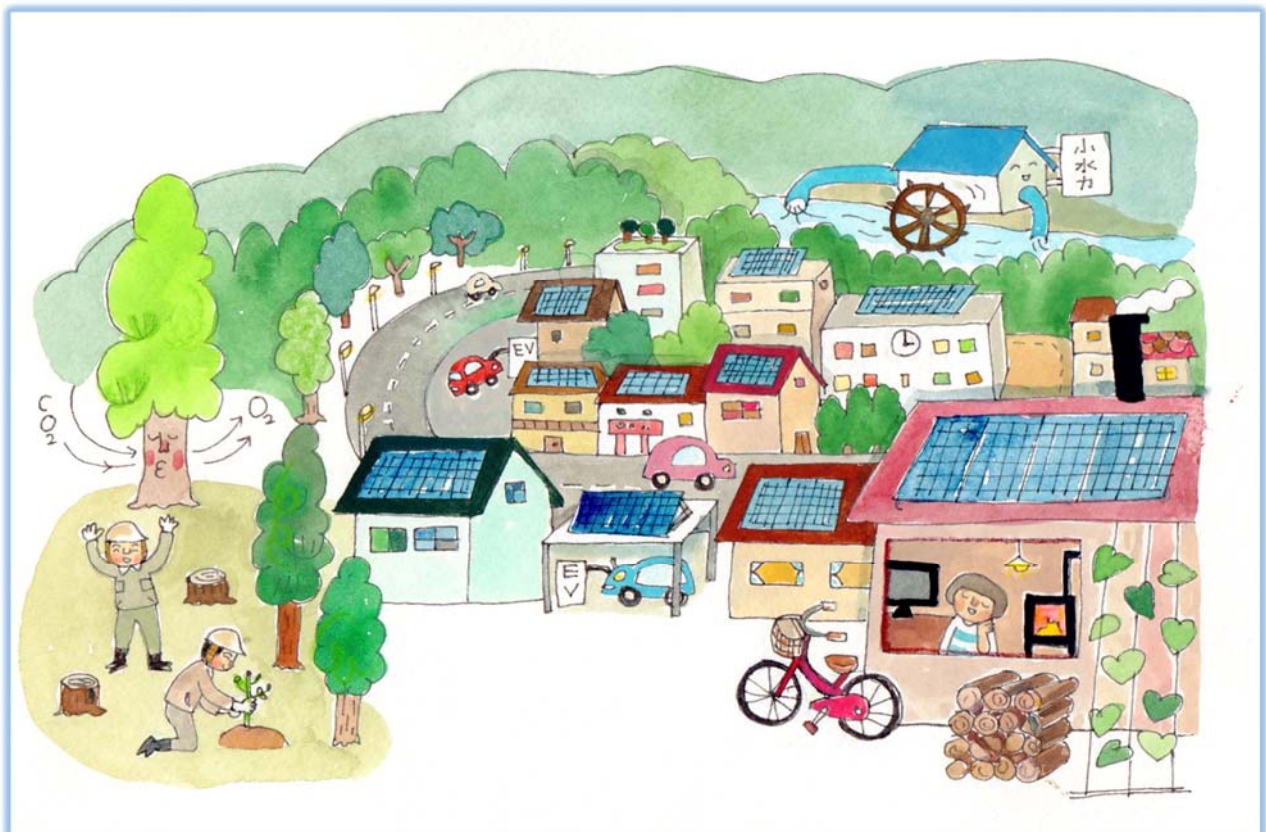
### (3) 低炭素地域づくり

近年、世界各地で異常気象が多発し深刻な干ばつや水不足などの自然災害が起き、人間や動物の生存が危ぶまれています。その原因は私たち人間による二酸化炭素などの温室効果ガスの大量排出や森林伐採等により、地球の 대기バランスが崩れ、気温が上昇している「地球温暖化」が関係していると考えられ、世界全体で温室効果ガス削減に向け対策に動き出しているところです。

本市においても、地球温暖化の解決に向けて二酸化炭素の排出量の少ない「低炭素地域づくり」を進め、世界規模の環境対策に積極的に寄与していかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが生活・事業活動から発生する二酸化炭素の排出量に意識を持ち、省エネルギーの取組みやエネルギーの効率的な利用促進を図り、環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めていくことが必要です。

また、太陽光や水、そして豊富な森林資源など本市の豊かな自然の恵みや地域特性を生かした自然エネルギーの導入を促進させ二酸化炭素の削減を進めるとともに、こうした自然エネルギーを地域防災や産業にも活用し、地域の活性化につなげる取組みを進めます。



#### (4) 安全安心な環境づくり

誰もが長く住み続けたいと思う地域づくりのためには、公害などにより健康をおびやかされる心配のない安全な環境、快適できれいで安心して暮らせる環境づくりを推進する必要があります。

高度経済成長期には日本各地で甚大な公害被害が発生し、人々の健康や生活環境、生態系に大きな影響を与えました。その後、市民や行政、産業界が一体となり公害対策や環境対策の法整備が進められ、現在では克服・改善されてきました。一方で、私たちの身の周りには社会経済活動の進展とまちの都市型化、そして生活スタイルの多様化から自動車の排ガスによる大気汚染や騒音、生活雑排水等による河川の汚濁、廃棄物の不法投棄など様々な環境問題が発生しています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とこれに伴う原子力発電所の事故により、改めて安全安心な生活環境の重要性に感心が高まっています。

本市では、生活の基本となる健康で安心な環境づくりに向けて、生活環境に影響する大気や水質、騒音・振動、悪臭など公害の要因となる項目の監視や指導を継続するとともに快適で安心な環境づくりに向けて、不法投棄の監視やまちの美化、市民のマナー向上のための取組みなど地域のきずなを大切にしたい環境づくりを推進します。



## (5) 環境保全に向けた人づくり

経済の発展や私たちの生活スタイルの変化にともない、身近な自然の荒廃や生態系への悪影響、資源の大量消費による環境負荷の増大、そして地球規模での温暖化の問題など環境に関する課題は多様化、複雑化してきています。

将来に向けて自然共生・循環・低炭素型の地域づくりを進めるためには、私たち一人ひとりが意識を変え、身近なところから行動していくことが必要です。

また、環境に関する課題を解決する能力や主体的に環境問題に取り組む人材を育てるため、家庭、幼保園、学校、地域、事業者等の様々な場における環境教育等の展開も不可欠です。

本市ではこれまでも、市内の豊かな水資源や森林資源を活用した環境教育等に力を入れてきましたが、今後さらに、環境に関する情報発信や市民、事業者、行政等の多様な主体、あらゆる年齢階層が連携・協力し、様々な場や機会を通じた環境教育等の推進が図られるよう取組みを充実していきます。

さらに、これらの地域づくりを推進の核となるコーディネーター等の人材育成と活用、その仕組みづくりを通じて、各主体間や地域間の継続的で密接な連携促進を進めます。

将来に豊かで美しく魅力ある中津川市の環境をしっかりとつないでいくため、環境保全のための力と未来を創る力を市全体で育み、その力を十分に活かした地域づくりを進めていきます。



第三次中津川市環境基本計画

## 目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画改定の背景・目的	2
第2節 計画の基本方針	4
第3節 計画の基本事項	6
第2章 環境に係る国・県の動向	7
第1節 環境に係る国・県の動向	8
第3章 中津川市における環境の現状	15
第1節 概況	16
第2節 自然共生に関する現況と課題	20
第3節 循環(廃棄物関係)に関する現況と課題	23
第4節 低炭素(エネルギー等)に関する現況と課題	25
第5節 安全安心な環境に関する現況と課題	27
第6節 環境保全に向けた人づくりに関する現況と課題	29
第7節 前回計画の施策の評価	31
第8節 地域の課題のまとめ	34
第4章 計画の施策体系	37
第1節 計画の施策体系	38
第2節 自然共生地域づくりの施策体系	40
第3節 循環型地域づくりの施策体系	41
第4節 低炭素地域づくりの施策体系	42
第5節 安全安心な環境づくりの施策体系	43
第6節 環境保全に向けた人づくりの施策体系	44
第5章 自然共生地域づくりに関する施策(中津川市生物多様性地域戦略)	45
第1節 自然共生地域づくりのあり方	46
第2節 自然共生地域づくりの施策体系	52
第3節 施策内容	53
第4節 指標	66
第5節 重点プロジェクト	67
第6節 リニア中央新幹線関連施策	70
第6章 循環型地域づくりに関する施策	73
第1節 循環型地域づくりのあり方	74
第2節 循環型地域づくりの施策体系	77
第3節 施策内容	78
第4節 指標	85
第5節 重点プロジェクト	86
第6節 リニア中央新幹線関連施策	88

第7章 低炭素地域づくりに関する施策(中津川市地球温暖化対策実行計画)	89
第1節 低炭素地域づくりのあり方	90
第2節 低炭素地域づくりの施策体系	100
第3節 施策内容	101
第4節 指標	110
第5節 重点プロジェクト	111
第6節 リニア中央新幹線関連施策	113
第8章 安全安心な環境づくりに関する施策	115
第1節 安全安心な環境づくりのあり方	116
第2節 安全安心な環境づくりの施策体系	118
第3節 施策内容	119
第4節 指標	126
第5節 重点プロジェクト	127
第6節 リニア中央新幹線関連施策	129
第9章 環境保全に向けた人づくりに関する施策	135
第1節 環境保全に向けた人づくりのあり方	136
第2節 環境保全に向けた人づくりの施策体系	138
第3節 施策内容	139
第4節 指標	145
第5節 重点プロジェクト	146
第6節 リニア中央新幹線関連施策	148
第10章 私たち一人ひとりの環境配慮	149
第1節 私たち一人ひとりの環境配慮	150
第11章 計画の進行管理	157
第1節 計画の推進体制	158
第2節 計画の進行管理	160



# 第1章 計画の基本的事項



## 第1章 第1節 計画改定の背景・目的

### (1) 計画改定の背景・目的

環境基本計画は、中津川市環境基本条例第7条に基づき、良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的として策定されるものです。

平成16年3月に「中津川市環境基本計画（第一次中津川市環境基本計画）」を策定し、その後市町村合併を受けて平成19年3月に「第二次中津川市環境基本計画」を策定しており、その計画期間が平成27年度に終了したことから、このたび「第三次中津川市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）として策定しました。

「第二次中津川市環境基本計画」では、「将来に引き継ぐ豊かな暮らし」、「自然と人との共生」、「環境づくりまちづくり一番大事な人づくり」、「私の一歩が地球を救う」を基本理念に、市民・事業者・市の各主体が協力・連携して各施策に取り組んできました。

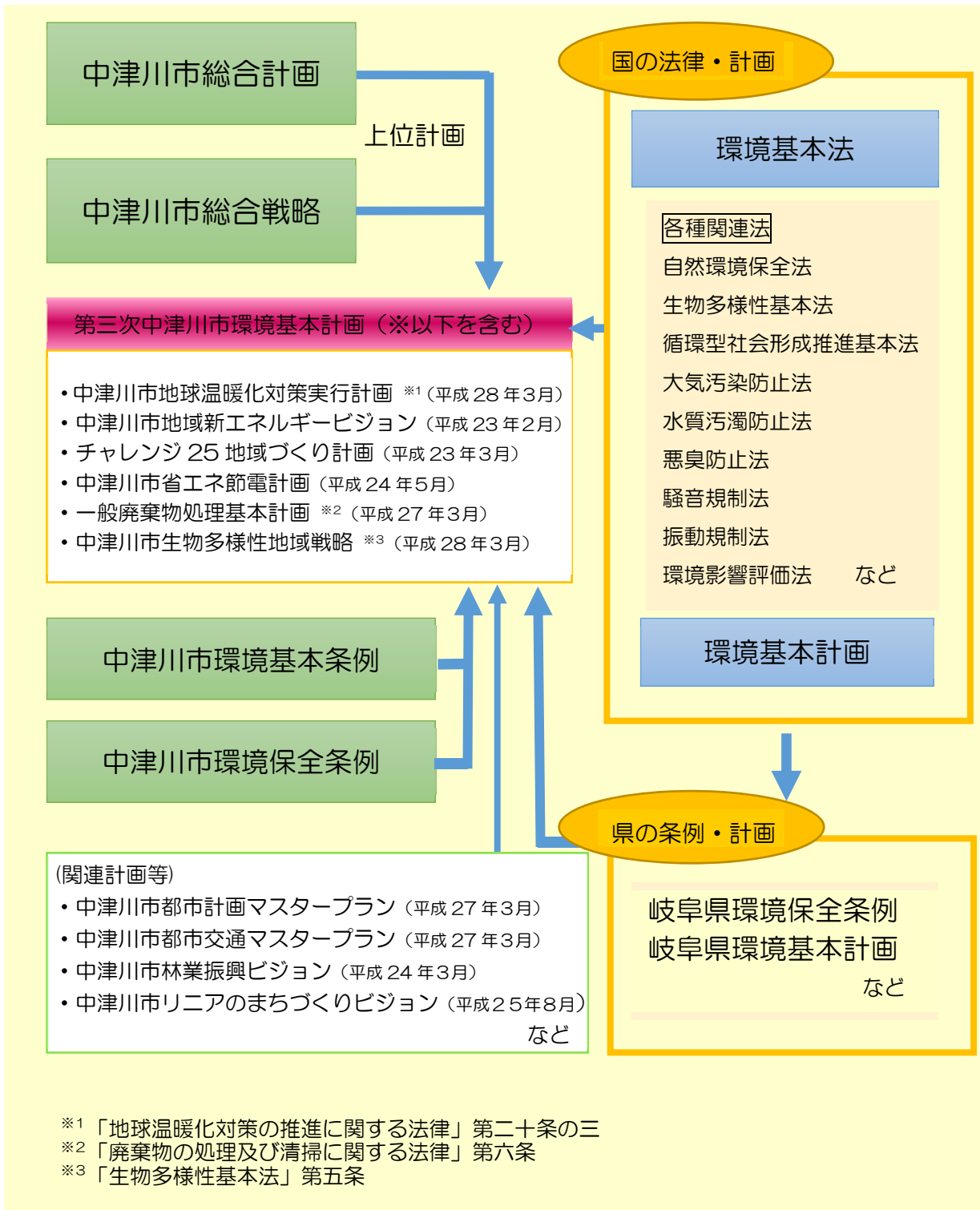
この間、温室効果ガスの影響による地球温暖化への懸念や東日本大震災を契機とするエネルギーの需給問題、一向に減らない廃棄物への対応、外来生物の増加や荒廃する里山による生態系の変化など、環境に関する問題は多様化、複雑化するとともに新たな課題も生じています。

こうした、新たな課題や平成39年を予定しているリニア中央新幹線の開業などの社会動向、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、本市の良好な環境の保全と創出の基本方針とするため「第三次中津川市環境基本計画」を策定します。



苗木城跡から恵那山をのぞむ

(2) 他の計画との関係



## 第1章 第2節 計画の基本方針

### (1) 計画の将来像

計画の将来像は、本市のやすらぐ美しい自然を守り、生活環境、自然環境、地域環境にやさしい取組みを通じて、活気にあふれ魅力あるまちをつくり、その恵みを将来にしっかりと引き継いでいくことを目指して決めました。

#### 【キーワード】

**自然共生**：自然と人間のかかわりの中で豊かな自然環境を保全し、その恵みを適切に活用します。

**循環**：家庭や事業活動から排出される廃棄物などを減らし、できる限り再資源化します。

**低炭素**：地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減します。

**魅力あふれるまち**：良好な生活環境の保全と地域活性化の取組みを両立させ、魅力あるまちを将来につなぎます。

本計画における将来の環境像は、中津川市総合計画の将来都市像および目標とする将来都市像のイメージを踏まえて定めています。

第三次中津川市環境基本計画で掲げる中津川市の将来の環境像

自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち 中津川

中津川市総合計画で掲げる中津川市の将来都市像

かがやく人々 やすらげる自然 活気あふれる 中津川

目標とする将来都市像のイメージ

年齢や健康状態、障がいの有無にかかわらず、だれもが安心して地域でいきいきと暮らしていて、心が豊かで開かれているまち

美しい自然はそのままに、さまざまな人や企業・知識・技術や情報などが集まってきてにぎわいがあるまち

多くの子どもたちが、ふるさとに誇りと愛着を持った地域を支える若者として育ち、地域の伝統芸能などの文化をしっかりと守り盛んにし、地域に活力があるまち

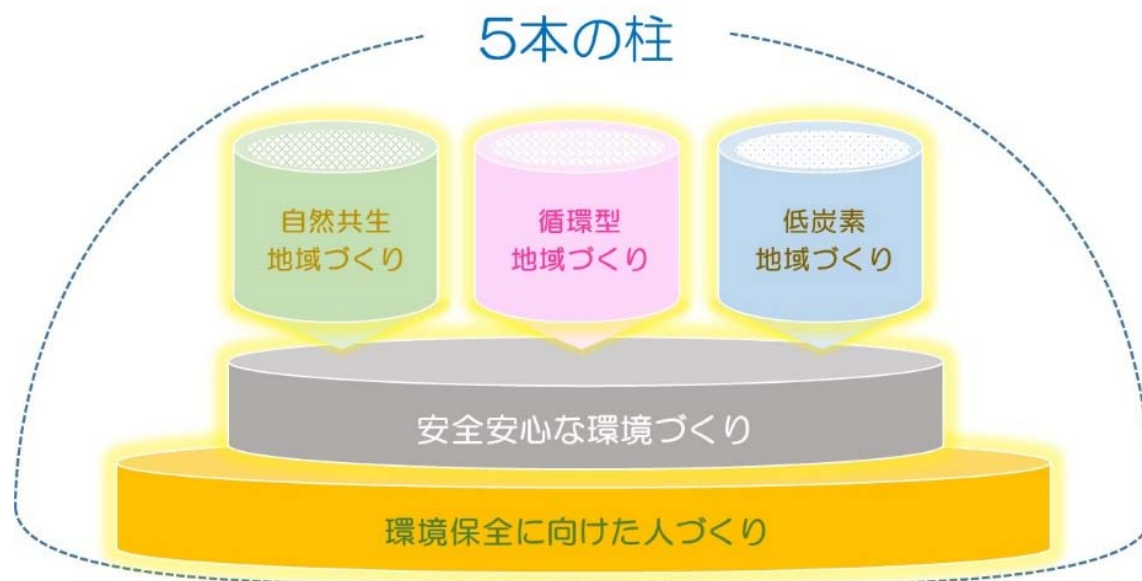
## (2) 基本方針

目指す将来の環境像を実現するために、様々な環境施策に取り組んでいくにあたって、本市を取り巻く環境や社会の変化だけでなく、地球規模での環境問題や社会経済情勢など、考慮すべき課題は数多くあります。

それらの課題と第2次環境基本計画の検証により課題を整理し、将来に向けた視点で方向性をまとめたものが「5本の柱」です。

本市の取組みは、「自然共生地域づくり」「循環型地域づくり」「低炭素地域づくり」の各分野を総合的に達成することに加え、「安全安心な環境づくり」がその基盤として確保され、こうした地域や環境づくりを推進していく「環境保全に向けた人づくり」も同時に達成させることで将来の環境像の実現が図られると考えます。

私たちの暮らしがより満たされ潤いあるものにするために、そして将来このまちに集う人々や生まれてくる子ども達に美しい環境と豊かな自然の恵みをしっかりとつないでいくために、市民、事業者、行政の各主体は、この「5つの柱」を念頭におきながら環境への取組みを共に考え、行動していきます。

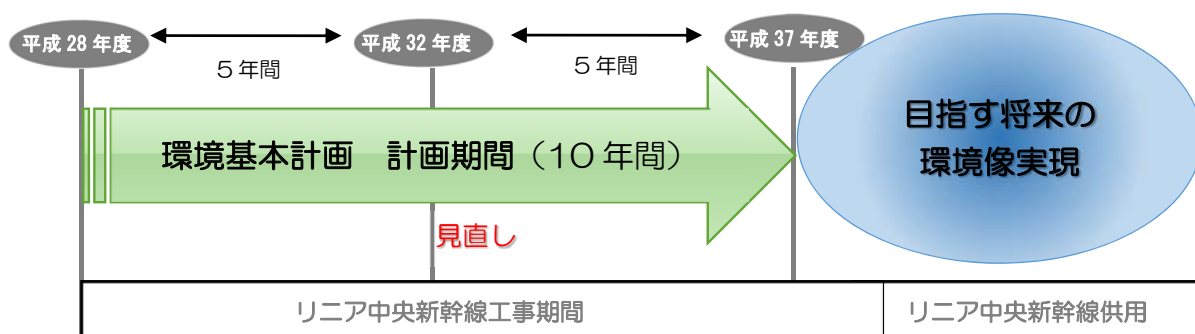


## 第1章 第3節 計画の基本事項

### (1) 計画の期間

本計画の取組み期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。中間時点（平成32年度）で必要に応じ計画を見直します。

本市の将来の環境像は、リニア中央新幹線の供用後（平成39年を予定）をイメージして作成しました。



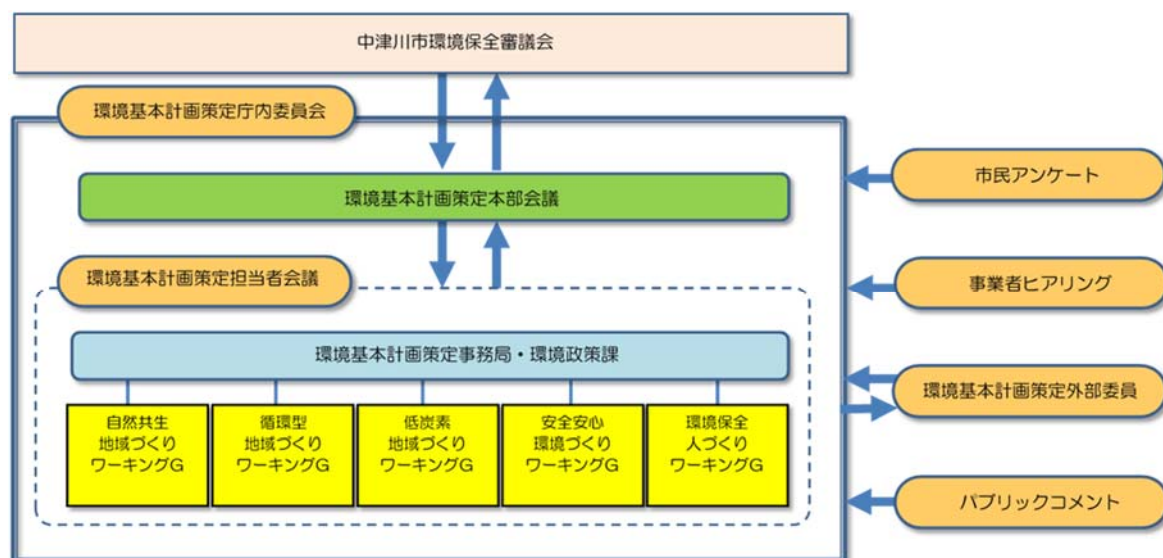
### (2) 計画策定体制

本計画は、所属担当者が参加した各分野のワーキンググループ会議で施策の抽出や計画案について検討を行い、素案を策定本部会議で諮り、「中津川市環境保全審議会」に諮問し、答申を受けて、平成28年3月に市議会での議決を経て策定されました。

市民の意見を踏まえた計画とするために、策定するまでに市民アンケート（対象2,000件、回収率51%）、事業者ヒアリング、パブリックコメント（平成28年2月1日～2月12日、意見数38件）などを実施し、計画に反映しました。

本計画の策定体制を下に示します。

《第三次中津川市環境基本計画策定推進体制図》



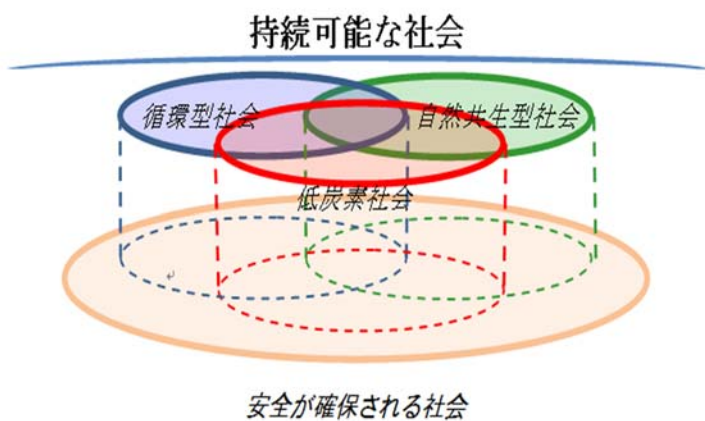
## 第2章 環境に係る国・県の動向

## 第2章 第1節 環境に係る国・県の動向

### (1) 環境政策全般の動向

#### ◆国の動向

世界的な温暖化、生物多様性の重要性の高まり、また、東日本大震災とそれにとまなう福島第一原子力発電所の事故の影響を受けて、平成24年に策定された第4次環境基本計画では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であるとして位置づけています。また、環境政策の展開の方向としては、「地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進」といった人づくりに資する政策についても言及がされています。



#### 持続可能な社会とは

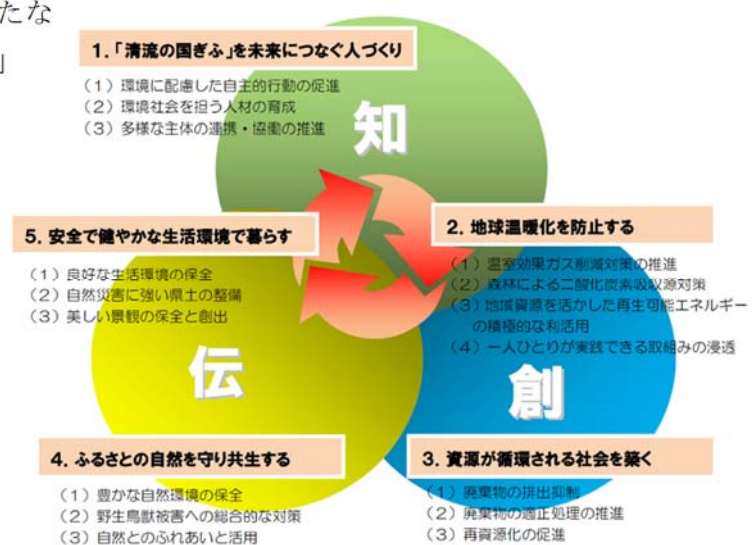
「安全」が確保されていることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会

出典：第4次環境基本計画

#### ◆岐阜県の動向

岐阜県の環境基本計画では、「新たな世代へと守り育てる「清流の国ぎふ」づくり」という基本理念の下に、「環境に配慮する持続可能な仕組みを創る」と、「豊かで美しい環境を守り伝える人を育てること」という2つの基本目標が掲げられています。そして、その下に5つの基本方針が位置づけられています。

出典：第5次岐阜県環境基本計画



## (2) 自然共生地域づくり

### ◆国の動向

国では、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として「生物多様性国家戦略 2012-2020」を定めています。この計画では長期目標（2050年）として、生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、日本の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系から提供される資源や利益を将来にわたって享受できる自然共生社会を実現することを掲げ、また短期目標（2020年）では生物多様性の損失を止めるために、効果的かつ緊急な行動を実施することを求めています。この短期目標の達成にあたっては、以下に示す5つの基本戦略を定め、その取組みを進めています。

### 我が国が2020年度迄の間に重点的に取り組むべき5つの基本戦略

<p><b>1 生物多様性を社会に浸透させる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性に関する広報の推進・多様な主体の連携の促進</li> <li>・生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進</li> <li>・生物多様性に配慮した事業者の取組の推進</li> <li>・生物多様性に関する教育・学習・体験の充実</li> <li>・生物多様性が有する経済的価値の評価の推進</li> <li>・生物多様性に配慮した消費行動への転換</li> </ul>	<p><b>2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進</li> <li>・鳥獣と共存した地域づくりの推進</li> <li>・生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進</li> <li>・地域固有の野生生物を保全する取組の推進</li> <li>・自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進</li> </ul>
<p><b>3 森・里・川・海のつながりを確保する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進</li> <li>・森林の整備・保全・都市の緑地の保全・再生など</li> <li>・河川・湿地などの保全・再生・沿岸・海洋域の保全・再生</li> <li>・生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進</li> </ul>	<p><b>4 地球規模の視野を持って行動する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献</li> <li>・自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進</li> <li>・生物多様性に関わる国際協力の推進</li> <li>・世界的に重要な地域の保全管理の推進</li> </ul>
<p><b>5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的データの整備</li> <li>・生物多様性の総合評価</li> <li>・科学と政策の結びつきの強化</li> </ul>	

### ◆岐阜県の動向

岐阜県は、生物多様性基本法に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用に関する地域戦略として、『「岐阜県の生物多様性を考える」－生物多様性ぎふ戦略の構築－』を平成23年7月に策定しています。この計画では、生物多様性の確保のため、「森・川・海のつながりを守る」「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」「ともに考え続ける」の3つの視点が掲げられており、この3つの視点のもと10年後の目指すべき姿とそれを実現するための施策を示し、その取組みが進められています。

### 生物多様性ぎふ戦略の目標

<p>《森・川・海のつながりを守る》</p> <p>連続する豊かな自然の姿を損ねることなく、他県にもつながる岐阜県の生物多様性を守る。</p>	<p>《いのちを活かし、暮らしにつなぐ》</p> <p>他の生物から人間の暮らしが受ける恩恵をよく考え、賢く利用し、互いに損なうことなく、生物多様性を守る。</p>	<p>《ともに考え続ける》</p> <p>岐阜県民にとって「好ましい自然」とは何かを、いつもみんなで考え続けることで、生物多様性を守る。</p>
---	--	--

参考：「岐阜県の生物多様性を考える」－生物多様性ぎふ戦略の構築－〈概要〉



### (3) 循環型地域づくり

#### ◆国の動向

国は、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で総合的・計画的に進めるため「循環型社会形成推進基本計画」を策定しています。

この計画では、中長期的な方向性として、「量だけではなく質にも着目した循環型社会の形成」、「循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用」「廃棄物の適正な処理」「環境教育等の推進と的確な情報共有・普及啓発」などを定め、こうした循環型社会に至る方向性を各主体が共有し、相互に連携・協働しながら、各主体の取組みが十分なされることにより、平成 42 年頃までに自然界における循環と経済社会における循環が調和する循環型社会の形成を目指すものとしています。

#### ◆岐阜県の動向

岐阜県は、環境と共生する持続可能な循環型社会の形成を目指して、平成 24 年 3 月に「第 2 次岐阜県廃棄物処理計画」を策定しています。

この計画では、廃棄物を取り巻く諸課題の解決を図り、豊かな自然環境と快適な生活環境を将来世代に引き継いでいくため、「循環型社会の形成」「生活環境の保全」「不適正処理対策の推進」の 3 つの基本方針を掲げ、県民、事業者及び行政が、それぞれの役割分担のもとで循環型社会の形成を目指して取り組むべき基本的な考え方が示されています。

県内のごみ排出量は、近年は漸減傾向にあり、今後も人口の減少が予想されるため減少する見込みであるものの、各主体が発生抑制に向けた取組みを積極的に進めるため、一般廃棄物の減量化の目標として、平成 21 年度実績から平成 28 年度までに、廃棄物の排出量を 5%削減、再生利用率を 25%に引き上げ、最終処分量<sup>\*1</sup>を 19%削減することとし、さらに平成 33 年度までに、廃棄物の排出量を 10%削減、再生利用率を 26%に引き上げ、最終処分量の 32%削減が示されています。

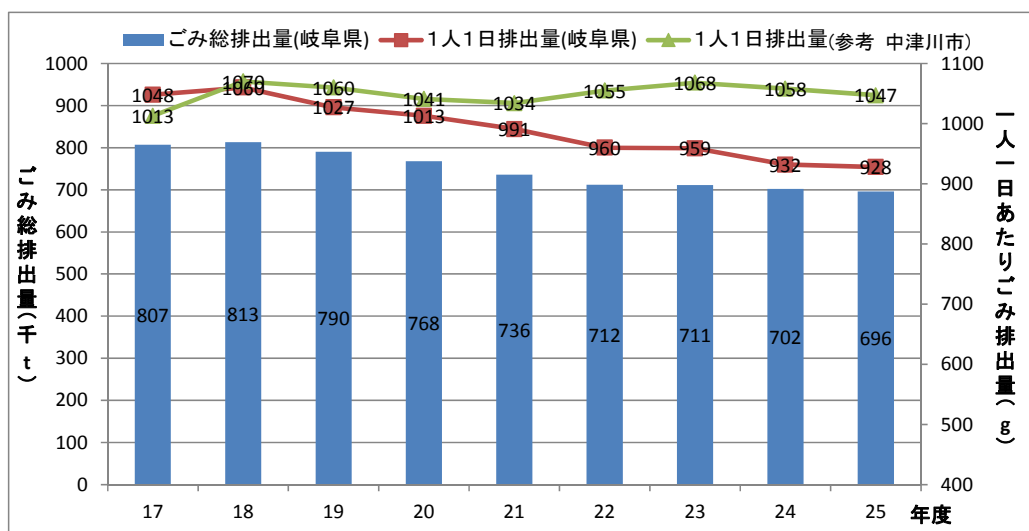


図 県内ごみ総排出量及び 1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移

参考：環境省一般廃棄物処理実態調査

\*1 ここでいう最終処分量とは、廃棄物の埋め立て量のことです。

## (4) 低炭素地域づくり

### ◆国の動向

平成 27 年 12 月に開催された「COP21（第 21 回国連気候変動枠組条約締結国会議）」において合意されたパリ協定では、全体目標として「世界の平均気温上昇を 2 度未満に抑える」ことに向けて、今世紀後半には、世界全体で人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方向を示しました。この達成のために、全ての国が排出量削減目標を提出し、その達成のための国内での対策を行っていくことも義務づけられました。我が国においては、このパリ協定の中で 2030 年までに 2012 年比で 26%の温室効果ガスの削減目標を掲げています。

また、エネルギー基本計画に記載された方針に基づき、現実的かつバランスの取れたエネルギー需給構造の将来像について検討する「資源エネルギー庁長期エネルギー需給見通し小委員会」では、温室効果ガス排出量の大部分を占める発電部門において、徹底した節電の推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の効率化等を進めつつ、原発依存度を可能な限り低減することを基本方針にしたうえで、2030 年（平成 42 年）の各電源の構成目標値を下記のように定めています。

表 2030 年の日本の電源構成の内訳

電源	発電電力量（億 kwh）	構成比率（%）
石油	315	3
石炭	2,810	26
LNG（天然ガス）	2,845	27
原子力	2,317～2,168	22～20
再エネ	2,366～2,515	22～24
合計	10,650	100

出典：経済産業省「長期エネルギー需給見通し」より作成

### ◆岐阜県の動向

岐阜県は、地球温暖化対策への取組みとして「岐阜県地球温暖化対策実行計画」（区域施策編）を策定し、長期目標として、温室効果ガスの排出を 2050 年までに 1990 年度比 80%削減すること、中期の目標として、温室効果ガスの排出を 2020 年までに 1990 年度比 20%削減することを掲げています。このうち中期目標を達成するために「次世代エネルギーの利用促進」「ライフスタイルを変えるための動機付けとなる機会の提供」「事業者の事業活動の把握と地球温暖化対策の支援」「地域環境の整備及び改善」「森林の整備と新たな環境価値の創出」という 5 つの取組み方針を掲げ、その取組みを進めています。

また、県のエネルギー政策の方向性を示す「岐阜県次世代エネルギービジョン」は、平成 23 年 3 月の策定から 5 年を経過するため、平成 28 年度から 5 年間で計画期間とする見直しを行っています。この見直しでは、「本県の特性を活かした再生可能エネルギー導入」「地産地消エネルギーシステムの構築」「次世代エネルギー・技術の使用定着を通じた省エネルギーの推進」を目指し、最終エネルギー消費量に対する再エネの比率を平成 24 年の 3.0%から、平成 32 年で 2.3 倍の 6.8%、平成 42 年で 3.2 倍の 9.7%とする目標が掲げられる方針です。

## (5) 安全安心な環境づくり

### ◆国の動向

国の第4次環境基本計画では、国民の「安全・安心の確保」という視点の重要性を強調しています。この計画では、人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減されている状態を「安全」な状態と定義し、この状態が前提となって、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が保全されるとしています。

国の安全安心な環境づくりのための取組みとして、「水環境の保全」「大気環境の保全」「包括的な化学物質対策の確立と推進」があげられています。

大気環境については、様々な施策により全体としては改善しつつありますが、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）などについては全国的に環境基準を超える可能性が示唆されているところであり、監視体制の整備と広域的な汚染の影響も踏まえた対策についても検討がされています。

水環境についても、汚染汚濁負荷の低減等を通じて保全を図る取組みが進められており、河川において水質環境基準の達成率は年々高くなっています。

また、多種多様な化学物質の中には、人の健康や環境への影響が懸念されるものがあり、人や生態系に及ぼすリスクをできる限り低減する対策が進められています。

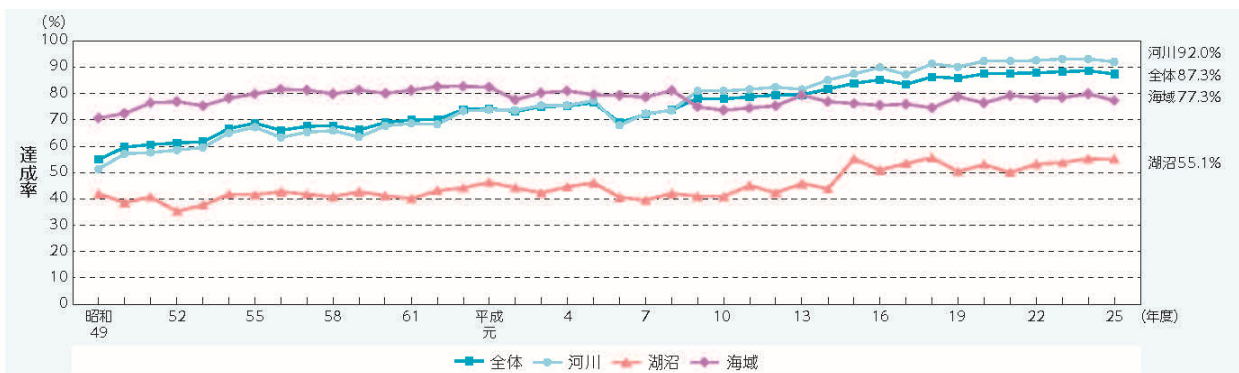


図 水環境の環境基準達成率の推移（BOD 又は COD<sup>※1</sup>）

出典：平成 27 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

### ◆岐阜県の動向

岐阜県は環境基本計画において、安全で健やかな生活環境で暮らすための施策として、生活に密接した「水環境の保全」「大気環境の保全」などの良好な生活環境の保全と、美しい景観の保全・創出をあげています。

水環境保全の取組みとして、水質常時監視と水質汚濁事故が発生した場合の調査、汚濁物質の回収などを行い、大気環境保全の取組みとして、PM2.5 をはじめとする大気汚染物質の測定箇所を増やすなどして状況の把握に努めるとともに環境基準の達成を目指すこととしています。

また、不適正処理への対応として、不法投棄等の早期発見、改善を図るため、パトロール等の監視活動を実施するとともに、関係機関と連携した改善指導を実施することとしています。

※1 BOD・COD は河川や湖沼の水質汚濁度を測る一般的な指標です。

## (6) 環境保全に向けた人づくり

### ◆国の動向

平成24年2月に策定された国の第4次環境基本計画では、9つの優先的に取り組む重点分野の一つとして、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」が掲げられ、具体的な施策として環境教育の推進を通じた地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築・強化があげられています。また、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」を決定し、持続可能な社会づくりに向けて様々な主体の自発的な活動を支援し、その基盤となる環境教育等の推進に取り組んでいます。

さらに、環境省と文部科学省を中心に「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）」を推進し、「ESDの10年」の最終年となる2014年には、名古屋市及び岡山市においてESDに関するユネスコ世界会議が開催されました。「ESDの10年」における日本の取組みをまとめた「ジャパンレポート」では、2015年以降の課題・展望として「日本のESDの推進計画の再構築」「学校教育現場へのESDの更なる浸透」「社会教育現場／地域における更なるESDの推進」「国際的な枠組み構築への貢献」があげられています。今後、環境や平和等のESDの対象となる課題への取組みをベースにしつつ、環境・経済・社会の各側面から総合的に取り組むことが求められています。



### 持続可能な開発のための教育(ESD)とは

一人一人が自然環境や資源の有限性、地域の将来性など、様々な分野とのつながりを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動する人材を育成する教育のことです。

出典：文部科学省 HP ESD とは <http://www.esd-jpnatcom.jp/about/index.html>

### ◆岐阜県の動向

岐阜県環境基本計画では、2つの基本目標の一つとして「豊かで美しい環境を守り伝える人を育てること」が掲げられています。

平成24年度から導入した「清流の国ぎふ森林・環境税」を財源として、様々な環境教育事業を展開するとともに、県民協働により行われる河川清掃活動などの環境保全の取組みを支援し、自然環境保全に対する意識の向上と将来につなぐ担い手づくりに取り組んでいます。



黒沢川の梅花藻

## 第3章 中津川市における環境の現状

## 第3章 第1節 概況

### (1) 市の沿革

本市は、昭和26年4月に旧中津町、旧苗木町が合併して成立した旧中津川町が昭和27年4月に市制施行し成立しました。その後、坂本村、落合村、阿木村、神坂村との昭和の合併を経て、平成17年に恵北6町村（坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村）および長野県山口村と合併し、現在の中津川市となりました。（平成の大合併）

このように、本市は過去多くの町村が合併・編入され市域が拡大してきた経緯があり、各地域で古くから大切に培ってきた多種多様な自然・産業・歴史・文化等をあわせ持つ本市の特色の背景となっています。

### (2) 市の位置と地勢・気候

本市は、岐阜県の東南端に位置し、東は木曾山脈、南は三河高原に囲まれ、中央を木曾川が流れています。市域は、東西に28km、南北に49km、面積は県内6番目の広さを誇る676.45km<sup>2</sup>で、その約80%を森林が占めています。周囲を日本百名山の恵那山をはじめとした山々に囲まれ、木曾川、付知川といった清流が流れる、豊かな自然と美しい景観に恵まれたまちです。気候は、降雨量が比較的少なく、湿度が低めに安定し、昼夜の温度差は大きいですが、1年を通じて過ごしやすい土地柄です。

#### 市の位置

方位	地名	経度・緯度
極東	阿木丸山	東経137度38分
極西	加子母舞台峠	東経137度19分
極南	阿木三森山	北緯 35度21分
極北	加子母三国山	北緯 35度48分

#### 市の標高

区分	場所	海拔
最高地点	恵那山山頂	2,191m
最低地点	和田川と木曾川の合流点	230m

#### 市の広ぼう

東西	南北	面積
28km	49km	676.45m <sup>2</sup>

出典：中津川市統計書（平成26年度版）

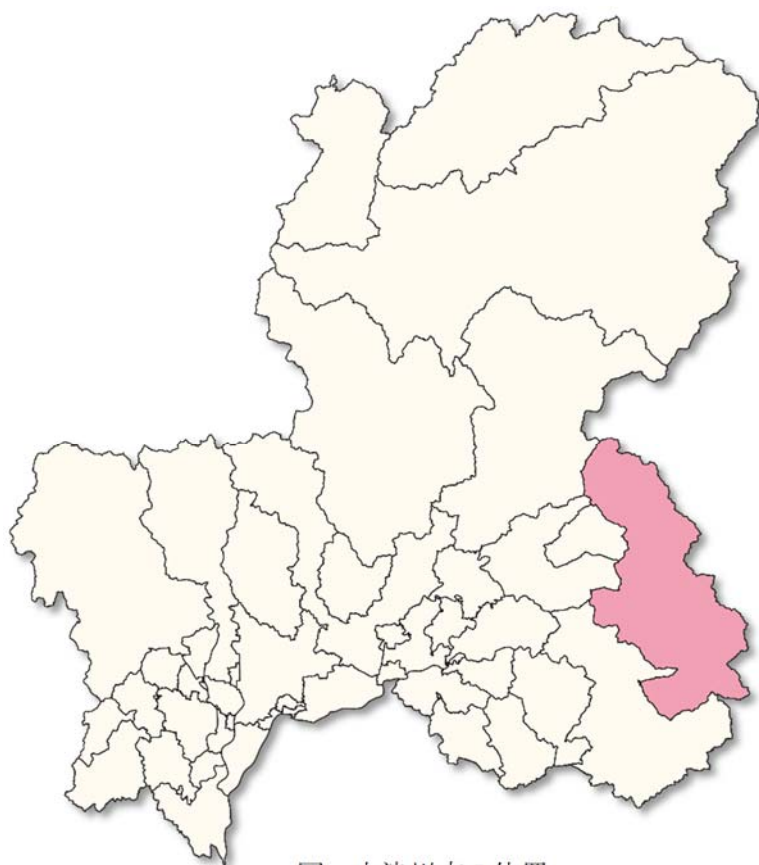


図 中津川市の位置

### (3) 人口

平成 22 年の国勢調査では、本市の人口は 80,910 人でした。合併により市区域の変更がありましたが、現在の本市の該当する市町村を合わせた区域では、平成 7 年の国勢調査時の人口 85,387 人をピークに人口は減少傾向にあります。今後リニア開業にともなう産業の誘致や定住等の人口流入率を促進する施策により、平成 47 年には 68,260 人の人口を見込んでいます。また、年齢区分では、15 歳未満の比率は平成 7 年の 16.9%に対し、平成 22 年には 13.7%に低下し、平成 47 年には 13.6%となる見込みです。一方、65 歳以上の高齢者比率は、平成 22 年の 27.9%に対し、平成 47 年には 35.0%になると見込まれ、高齢化が進んでいくことがわかります。



図 中津川市の人口

出典：中津川市ホームページ

### (4) 産業

本市は製造業では、電気機械器具、自動車関連などのものづくりが盛んで、近年では交通アクセスの向上や中核工業団地の整備などによって、各種製造業の立地がさらに進み、県内でも上位の製造品出荷額を誇る工業都市となりました。

農林業では、水稻を中心とした農業に加え、特産の夏秋トマトや栗、なす、飛騨牛などの農畜産物の生産に力が注がれています。また、古くから我が国の代表的な寺院・城郭の建築や伊勢神宮式年遷宮の用材等を産出する木曽ヒノキ備林があり、建築用良材として知られる東濃松の産地として、林業、木材・木工業などの産業も根付いています。

また、古くから交通の要所として栄え、歴史資源である中山道や馬籠宿などには多くの観光客が訪れており、街道文化に育まれた和菓子や地歌舞伎を資源とした観光業が行われています。

さらに、平成 39 年に東京―名古屋間で開通予定のリニア中央新幹線のもたらす波及効果により、交流人口の増加とリニア関連産業や新たな産業の立地などにも期待がかかります。



### 参考:アンケート調査結果の見方について

#### ○アンケート調査の概要

本章では「環境政策に関する市民アンケート」に基づく分析結果を掲載しています。

このアンケート調査は、第三次中津川市環境基本計画策定にあたり、本市の今後の環境政策をどのように進めていくかを考える基礎資料とするため、市民の環境課題に関する意識や取り組み、環境施策に関するニーズなどの把握を目的として実施したものです。

15歳以上の市内在住者 2,000人を対象として、平成27年2月～3月に実施しました。

#### ○環境施策（回答項目）の評価方法

このアンケート調査では、環境施策（回答項目）ごとに「満足度」と「必要性」を点数化し、本市の環境施策に対する市民の認識を評価しています。

「満足度」と「必要性」は以下のように点数化しています。

##### <現在の満足度>

選択肢	点数
とても満足	10
まあ満足	5
やや不満	-5
とても不満	-10

##### <今後の必要性>

選択肢	点数
とても必要	10
まあ必要	5
あまり必要でない	-5
必要でない	-10

#### 【満足度スコアの計算(例)】

選択肢	点数	回答数	得点 (点数×回答数)
満足している	10	49	490
どちらかといえば満足	5	242	1,210
どちらともいえない	0	547	0
どちらかといえば不満	-5	83	-415
不満である	-10	30	300
無回答		99	
合計得点		1,050	985
合計－無回答		951	985

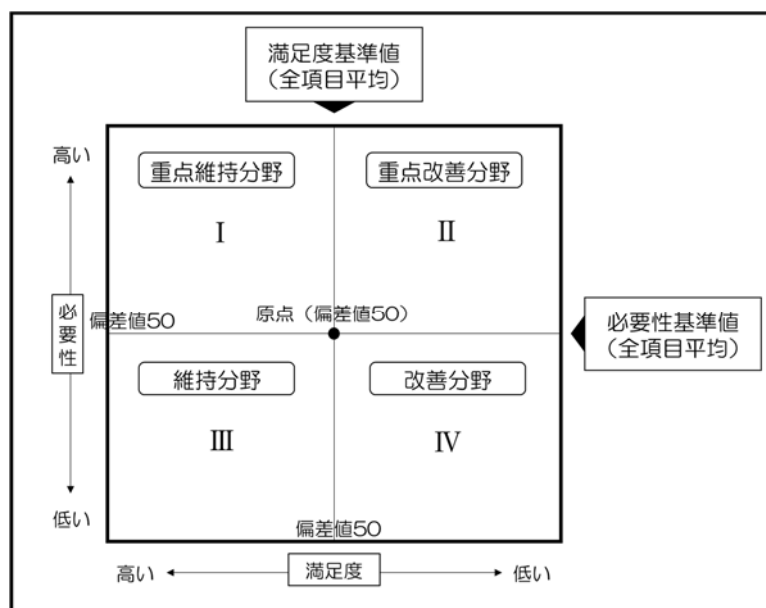
$$\text{満足度スコア} = 985(\text{合計得点}) \div 951(\text{無回答を除く回答数}) = 1.04$$

### ○グラフの見方

本章では、環境施策（回答項目）ごとに算出した「満足度」と「必要性」のスコアに基づき作成したグラフを記載しています。グラフは次の①～③の手順で作成しています。

- ①問いごとに全環境施策（回答項目）のスコアの平均を算出します。
- ②平均を基準値（偏差値 50）とし、各環境施策（回答項目）の満足度偏差値と必要性偏差値を算定します。  
 ※偏差値：データ群の平均値と各データのかい離具合、ばらつき具合を示す数値  
 （平均値は 50、標準偏差は 10）
- ③必要性偏差値を縦軸、満足度偏差値を横軸とした散布図に環境施策を点として打ちます。
- ④アンケート結果に基づいて各環境施策（回答項目）を重点維持分野から改善分野の 4 分野に配置します。

- I 重点維持分野…「満足度」、「必要性」ともに平均値より高い施策（項目）
- II 重点改善分野…「満足度」が平均値より低く、「必要性」が平均値より高い施策（項目）
- III 維持分野…「満足度」が平均値より高く、「必要性」が平均値より低い施策（項目）
- IV 改善分野…「満足度」、「必要性」ともに平均値より低い施策（項目）



### ○アンケート結果から計画への反映

- ①「満足度」が平均値より高いと評価される「I 重点維持分野」及び「III 維持分野」に置かれる環境施策(回答項目)は、継続・維持を基本に計画に反映します。
- ②「満足度」が平均値より低く、「必要性」が高いと評価される「II 重点改善分野」に置かれる環境施策(回答項目)は、改善や一層の推進または課題解決に向けた対策の実行を基本に、一部を「重点プロジェクト」として計画に反映します。

## 第3章 第2節 自然共生に関する現況と課題

### ◆希少植物の保全活動

市内には、シデコブシやハナノキなど世界でもこの地域でしか見られない希少な植物が生育していますが、多くの自生地で荒廃が進み、これらの生育環境が悪化しています。市では、この希少な植物と豊かな里山林を保全するために、市内の環境団体や学識者の協力を得て、希少植物の分布調査や生育地保全活動、生育地マップの作成など、保全・啓発の取組みを行っています。



切られてしまったシデコブシ



開花中のシデコブシ



シデコブシ調査活動

### ◆特定外来生物の駆除活動

強い繁殖力によって、元々この土地にある植物種を駆逐し、自然界のバランスを崩してしまう恐れがある特定外来生物<sup>\*1</sup>の生育地の拡大は、本市においても大きな課題となっています。市では平成22年度以降、市民に向けた特定外来生物（オオキンケイギク等）に関する啓発活動や、市民による分布調査、駆除活動を行っています。

今後も取組みを継続し、生育地の拡大を防ぐ必要があります。



作業員によるアレチウリの除去

### ◆自然とのふれあい創出活動



名古屋市児童との交流

近年、本市の森林や清流などの豊かな自然やのどかな里山風景を求めて国内外から旅行者が増加しており、将来もリニア中央新幹線の開通とともに更なる観光客の増加が見込まれます。今後、市内の豊かな自然環境や自然とふれあう機会や取組みをエコツーリズムやアグリツーリズムなどの体験型観光に活用し、自然と共生し発展する地域づくりが重要となります。

### ◆事業者の環境保全活動

市内では、事業者等のボランティア活動による里山保全や自然公園の整備活動のほか、「トヨタ紡織グループ『環境の森』加子母」、「JTの森 中津川（蛭川）」などの森づくりが行われています。

今後も市民や事業者が主体的に環境保全活動を継続・拡大していくことが望まれます。

### ◆開発と里地里山の共存

リニア中央新幹線開通に向けた開発事業と、市内に残る里地里山環境を共存させ、恵まれた自然環境を観光などの産業資源として活用する取組みが求められます。

<sup>\*1</sup> 海外が起源となった生物で生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものとして、外来生物法で指定されたもの。

◆本市の豊かな自然

「森・里・川」の連携が、本市の豊かな生物多様性をつなげています。

森



加子母裏木曾国有林



富士見台高原に咲くササユリ



日本百名山 恵那山



雪の恵那峡



ニホンカモシカ

里



稲穂が実る棚田



蛭川のヒトツバタゴ



ギフチョウ



ハッチョウトンボとシラタマホシクサ



岩屋堂のシデコブシ

川



もみじで赤く染まる夕森公園



清流で鮎釣り



秋の付知峡



高峰湖



アジメドジョウ

出典：撮れたて中津川

### ◆アンケート調査の結果より

「自然共生」に関するアンケート調査結果では、必要性が全体的に平均値 50 付近に集中しており、身近な内容として市民の関心が高いことが伺えます。

満足度偏差値が高い項目として「希少野生動植物や生息環境の調査と保全活動」、低い項目として「イノシシ・シカ等の獣害対策」等が挙げられます。また、必要性偏差値が高い項目としては、「河川・湖の清流を活かした地域づくり」や「良好な森林の再生」、「イノシシ・シカ等の獣害対策」があげられます。

必要性が高いにも関わらず満足度の低い「重点改善分野」には、「イノシシ・シカ等の獣害対策」や「良好な森林の再生」、「外来生物の調査・駆除活動」が含まれ、今後こうした課題の対策に重点的に取り組む必要があります。

一方で、必要性が高く満足度も高い「重点維持分野」には、「河川・湖の清流を活かした地域づくり」や「農村の営みと里地里山の再生」等が含まれ、今後も継続した取組みが求められています。

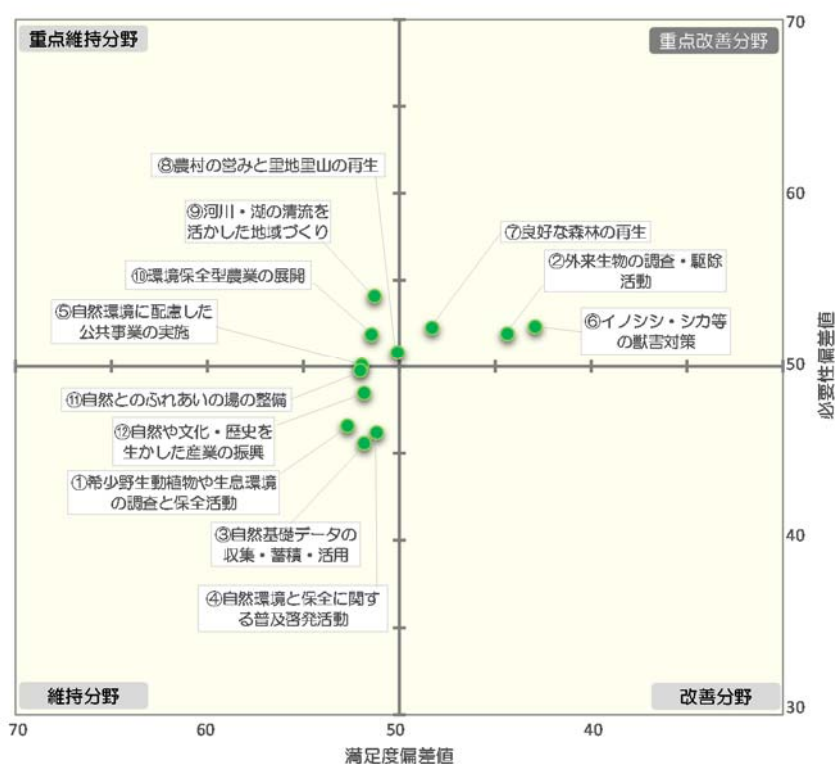


図 自然共生に係る項目の満足度および必要性

#### 市民の声

- 市の中心地域からほんの数分で森林がある。こんな自然に恵まれた環境なのに自然のいいところを生かしきれていないような気がします。住む人と行政の連携が大事だと思います。
- 希少動物が多いということアピールが足りないと感じた。皆が知って興味を持てばいいと思った。都市の人も巻き込んだツアー等を組んでシデコブシ等見せると良いと思う。
- 外来生物の徹底駆除をし、日本固有の生物をたやさないようにしてほしい、魚も花も…。
- 猪、鹿、猿などによる被害が多い。
- 自然は子孫にも残せる財産だと思うので、これからも共生できるまちづくりを（出来ることがあれば）応援していけたらと思います。

### 第3章 第3節 循環(廃棄物関係)に関する現況と課題

本市では平成7年時をピークに人口は減少し続けていますが、廃棄物の総排出量はほぼ変化がなく、「家庭系ごみ」「事業系ごみ」「集団回収ごみ」の区分別比率も大きくは変化がない状態です。人口の変化とごみの排出量の関係からみると、人口が減少しているにも関わらずごみが減少していないのは、結果として1人あたりのごみ排出量が増加している状態と言えます。

今後は、ごみ減量（リデュース）、再使用（リユース）、リサイクル（再生利用）の取組みをさらに進め、市内から発生する「家庭系ごみ」「事業系ごみ」「集団回収ごみ」の全てにおいて排出量を減らす必要があります。

表 ごみ排出量の実績

単位 人口：人、ごみ量：t/年、1人1日あたり排出量：g/人・日

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
行政区域内人口※	85,605	85,197	84,711	84,056	83,567	83,024	82,387	81,820
家庭系ごみ (集団回収を除く)	21,205	21,372	21,151	20,688	20,581	20,644	20,547	20,721
事業系ごみ	7,200	6,763	6,557	6,424	6,495	6,793	7,369	7,457
集団回収	4,454	4,272	3,949	3,725	3,872	3,816	3,767	3,546

※各年3月末現在の住民基本台帳人口

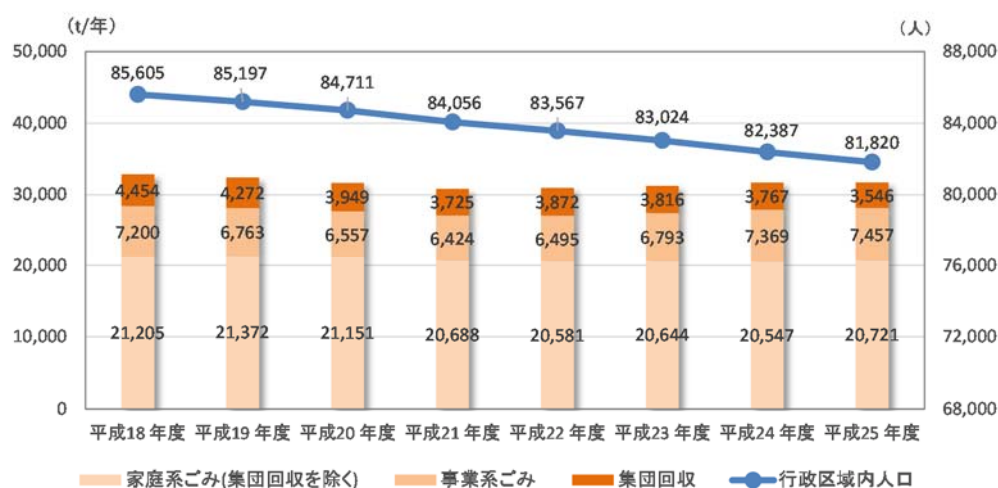


図 人口及び排出区分量の推移

出典：中津川市ごみ減量検討市民会議 資料

#### ◆本市の抱える4つの課題

- ①減少しないごみの量：全国や県内のごみ排出量は近年減少傾向にありますが、本市の総排出量は平成21年度からほぼ横ばいの状況が続いています。
- ②県内市で最も多い家庭ごみの量：家庭ごみの市民1人1日あたりの排出量は平成23年度以降県内の市で最も多い水準となっています。(平成25年度 本市：815g 県平均：674g)
- ③最終処分場が一杯に：現在のペースで焼却灰を埋めた場合、14年後の平成41年度に最終処分場が一杯になる見込みですが、できる限りの延命化が求められます。
- ④市民1人あたり年間12,800円の経費が必要：平成25年度ごみ処理経費は約10億2千万円にのぼり、財政の厳しい中で大きな支出負担となっています。

◆アンケート調査の結果より

「循環」に関するアンケート調査結果では、満足度を表す満足度偏差値の散らばりが大きいことがうかがえます。「マイバック利用促進やレジ袋有料化推進」や「集団資源回収の取組み」等は満足度が高い一方で、「小売店での量り売りやばら売りの推奨」や「家庭製品の修理による再利用の推奨」等は満足度が低い結果となっています。

また、必要性が高いと思われるが満足度の低い「重点改善分野」としては「ごみ減量の啓発」があげられ、今後重点的に改善に取り組む必要があります。

必要性も満足度も高い「重点維持分野」には、「資源ごみの分別方法と分別区分」、「リサイクルボックスの設置と活用」、「ごみ分別徹底とごみ出しマナー啓発」等があげられています。これらの項目は今後も継続した取組みが求められています。

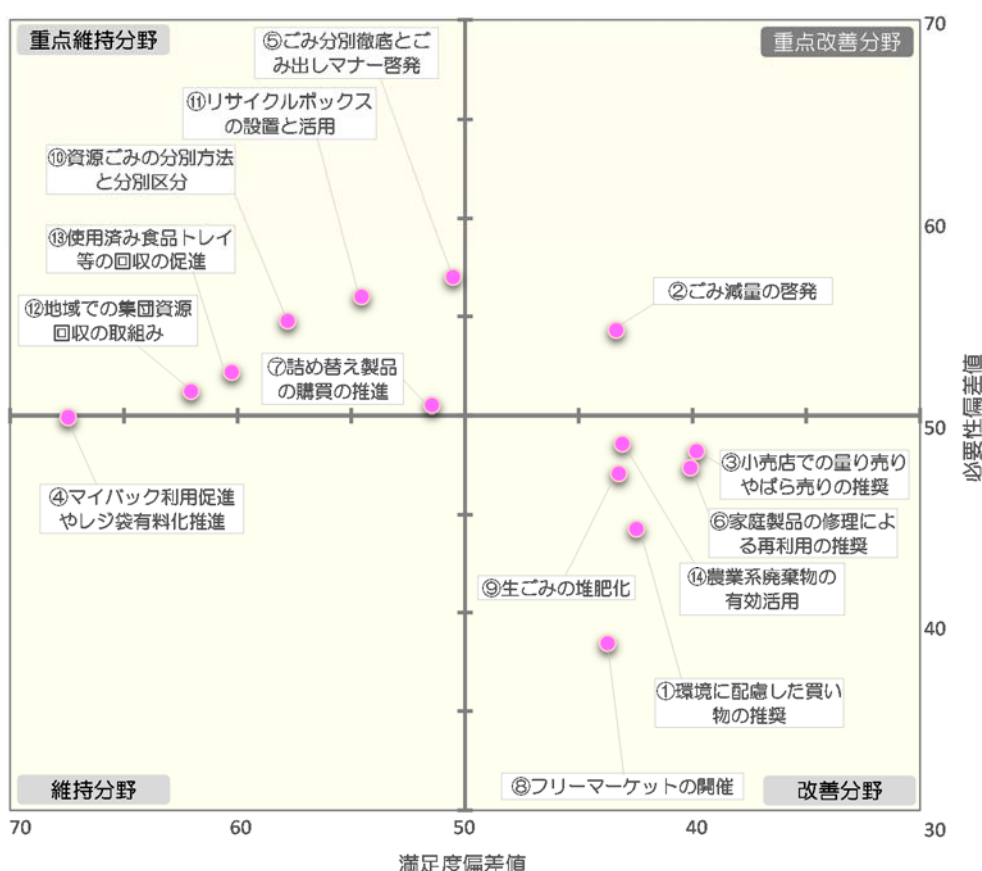


図 循環に係る項目の満足度および必要性

市民の声

- リサイクルやごみの分別をもう少し考えたほうが良い。ごみをもっと分別するべきだと思う。
- ある程度負担になることはやむを得ないと思いますので、ごみ減量にできるだけ協力したいと思います。いろいろなごみ減量の取組みは、ある程度若い人は対応できるかと思いますが、高齢の方達にはむずかしいかもしれませんね。
- 中津川は豊かな森林があります。環境対策として、間伐材の有効利用を積極的に活用すべきです。
- バイオマス発電を積極的に推進すべきである。それによって雇用、過疎化対策となる。
- 地元産木材の活用はとても大切だと思います。高齢化の為、木を切ることも植えることもできなくなり、木の利用を考えて頂きたく、また後の手入れなども悩みの種です。

### 第3章 第4節 低炭素(エネルギー等)に関する現況と課題

#### ◆本市の温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガス排出量の割合は工場などの産業部門からの排出量が最も大きく、二番目に車の運転などの運輸部門が大きいことがわかります。また、2007年度から2012年度までの排出量の推移をみると、産業部門以外の部門では大きな変化がないことがわかります。

今後の排出量の削減に向けては、私たちの取組みが直接成果につながる家庭部門、業務部門、運輸部門の排出量を減少させていくことが重要です。

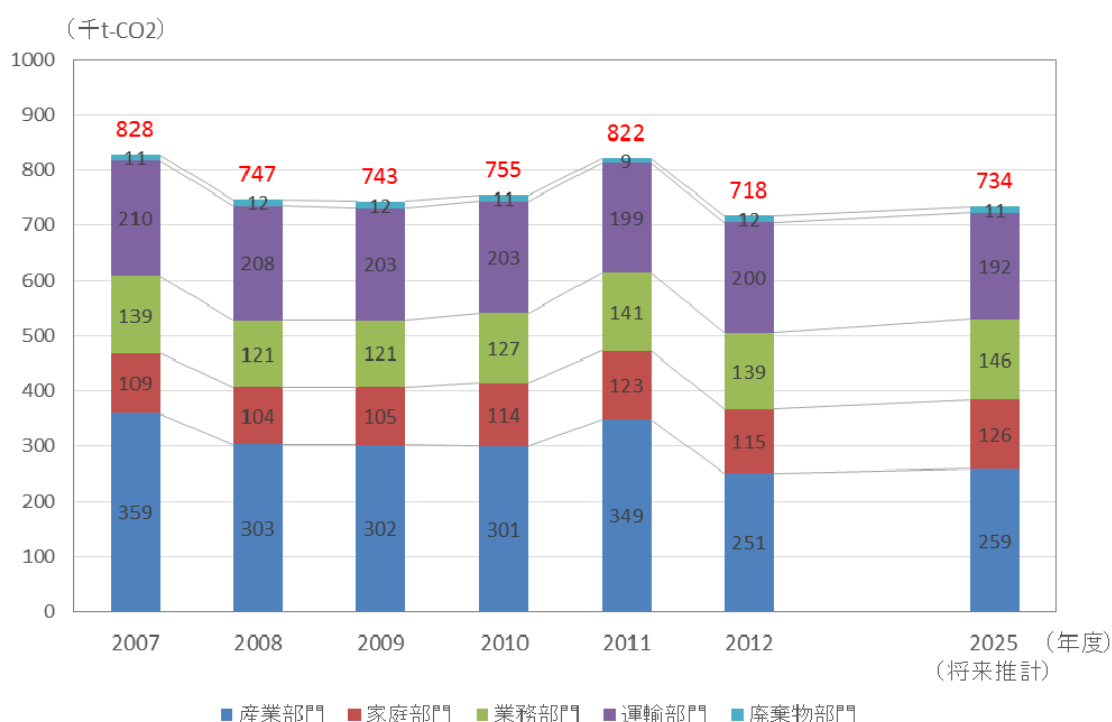


図 中津川市の温室効果ガス排出量の推移

#### ◆本市の地球温暖化に対する取組み

本市においてはこれまでに「地球温暖化防止対策地域推進計画」、「地域新エネルギービジョン(平成21年度緑の分権改革)」、「チャレンジ25地域づくり事業」、「省エネ節電計画」等の計画を策定し、各計画の中で低炭素化に資する取組みを進めています。



太陽光発電 (市立東小学校)



小水力発電 (加子母清流発電所)



バイオボイラー (ふれあいのやかた かしも)



◆アンケート調査の結果より

「低炭素」に関するアンケート調査結果では、満足度を表す満足度偏差値が全体的に平均の 50 を上回る項目が多い傾向にあります。

必要性は高いと思われるが満足度の低い「重点改善分野」としては「避難所等への再生可能エネルギーの整備」、「CO2 の吸収源対策の推進」、「次世代自動車の普及や充電ステーションの整備」等があげられています。これらの項目は、今後市民のニーズと捉え重点的に改善していく必要があります。

必要性も満足度も高い「重点維持分野」に関しては、「地元産木材の積極的活用」、「省エネ対策の推進」、「省エネ機器の導入促進」、「薪・ペレット燃料の製造・利用」などがあげられています。これらの項目は今後も継続した取組みが求められています。

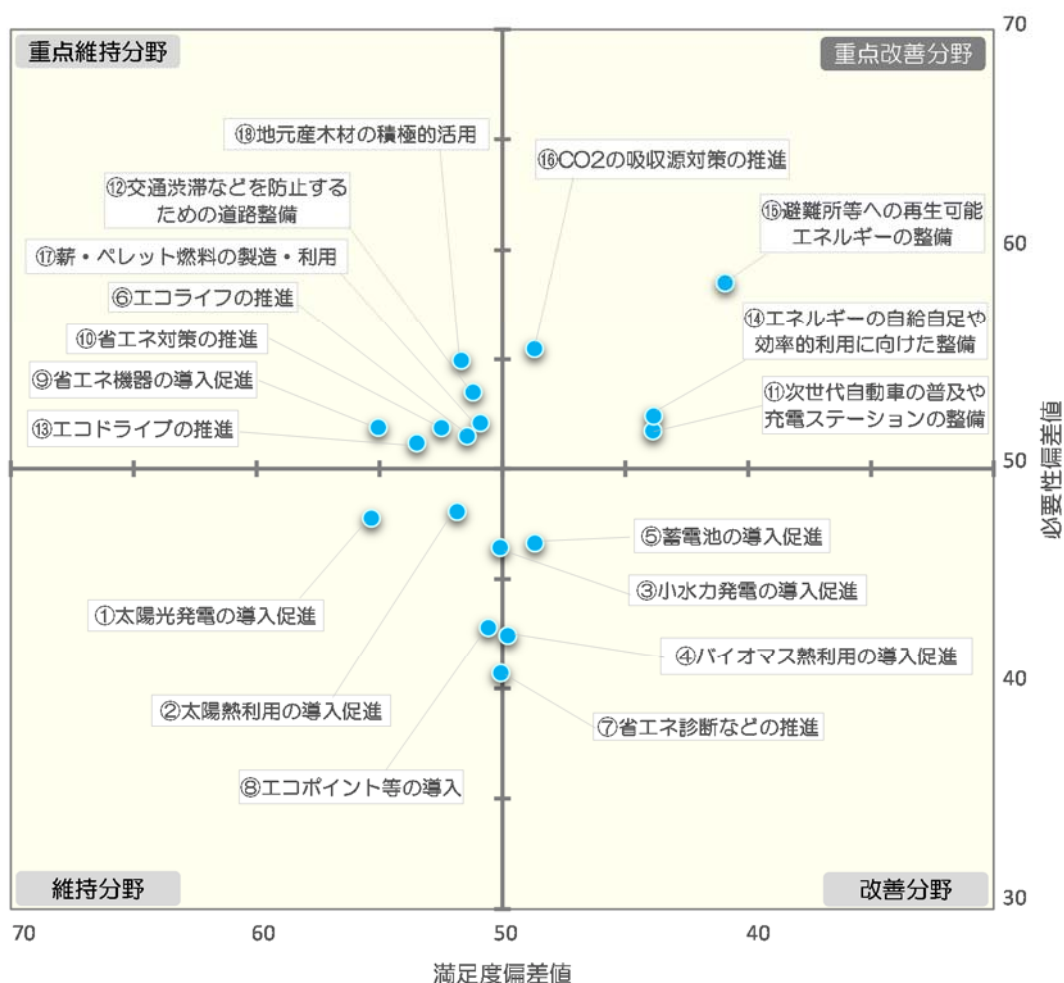


図 低炭素に係る項目の満足度および必要性

市民の声

- 自然を生かしたクリーンエネルギーを積極的に進めてほしい。
- 川の多い町として小水力発電により力を入れるべき。
- 自然とハイテクが融合した街作りをしてほしい。
- 住宅の省エネルギー化が必要です。
- 温暖化はこれからもずっと重要な問題だと思います。温暖化についてもう一度市民全員が見直し、できることを少しでも、個人でも行政でも協力していく事が大事だと思います。

### 第3章 第5節 安全安心な環境に関する現況と課題

公害のかたちは、かつての高度経済成長期の産業型公害から、市民生活の多様化による都市生活型公害へとその性質が変化してきています。市民が安全安心で快適に生活できる住みよい環境を守るため、大気環境、水環境、騒音・振動、悪臭などについて、各環境基準の達成に向けた監視や指導などの対策を行っています。

#### ◆大気環境の現況

大気環境は、市役所に設置する中津川測定局で常時監視を行っています。近年は全体的に大気環境が改善され、平成26年度は光化学オキシダント※1以外の全ての物質について環境基準を達成しています。今後も新たな懸念となるPM2.5※2への対策も含めた大気環境の監視を継続し、大気汚染対策を推進することが重要です。

#### ◆水環境の現況

本市及び岐阜県では、19河川24地点で定期的に水質調査を実施しています。水質汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量(BOD)※3は、近年全地点で環境基準を達成していますが、大腸菌群数※4が一部の河川で達成できていません。今後も水環境の監視と下水道や浄化槽の整備など水質改善対策を推進することが重要です。

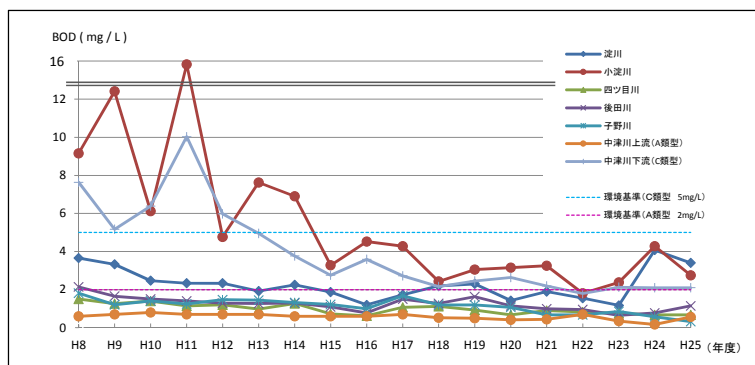


図 生物化学的酸素要 (BOD) の経年変化 (中津川水系・年平均値)

#### ◆苦情件数の推移

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下の苦情件数は近年減少傾向にあり、種類別にみると野焼きに対する苦情(大気汚染)が最も多く、次いで工場や生活排水に起因する水質汚濁の苦情が続きます。

一方で、廃棄物の不法投棄については、平成13年から急激に増え始め、現在も年間100件程度の通報が寄せられています。引き続き、地域や警察などと連携した予防対策を講ずる必要があります。

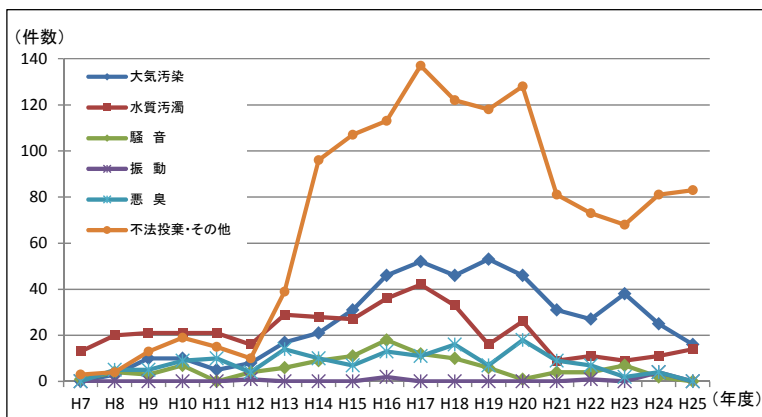


図 主な公害苦情件数の推移

※1 光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質であり光化学スモッグの原因となる。

※2 PM2.5：大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が概ね2.5 μm以下の粒子をいう。

※3 BOD：生物化学的酸素要求量。有機物による水質汚濁の指標として用いられる。

※4 大腸菌群数：主として人または動物の排泄物による汚染の指標として用いられる。

◆アンケート調査の結果より

「安全安心」に関するアンケート調査結果では、項目により満足度にばらつきがありました。満足度偏差値が高い項目として「下水道や浄化槽の整備と生活排水対策」が、低い項目として「廃棄物の不法投棄に関する対策」、「空き地、耕作放棄地などの管理に関する対策」等があげられます。

また、必要性が高い項目としては、「廃棄物の不法投棄に関する対策」や「河川の水質汚濁の監視と水質改善対策」等があげられます。

必要性が高いが満足度の低い「重点改善分野」には、「廃棄物の不法投棄に関する対策」があげられ、今後重点的に改善に取り組む必要があります。

一方で、必要性も満足度も高い「重点維持分野」には、「河川の水質汚濁の監視と水質改善対策」や「下水道や浄化槽の整備と生活排水対策」、「環境マナーに関する普及啓発活動」等があげられています。これらの項目は今後も継続した取り組みが求められています。

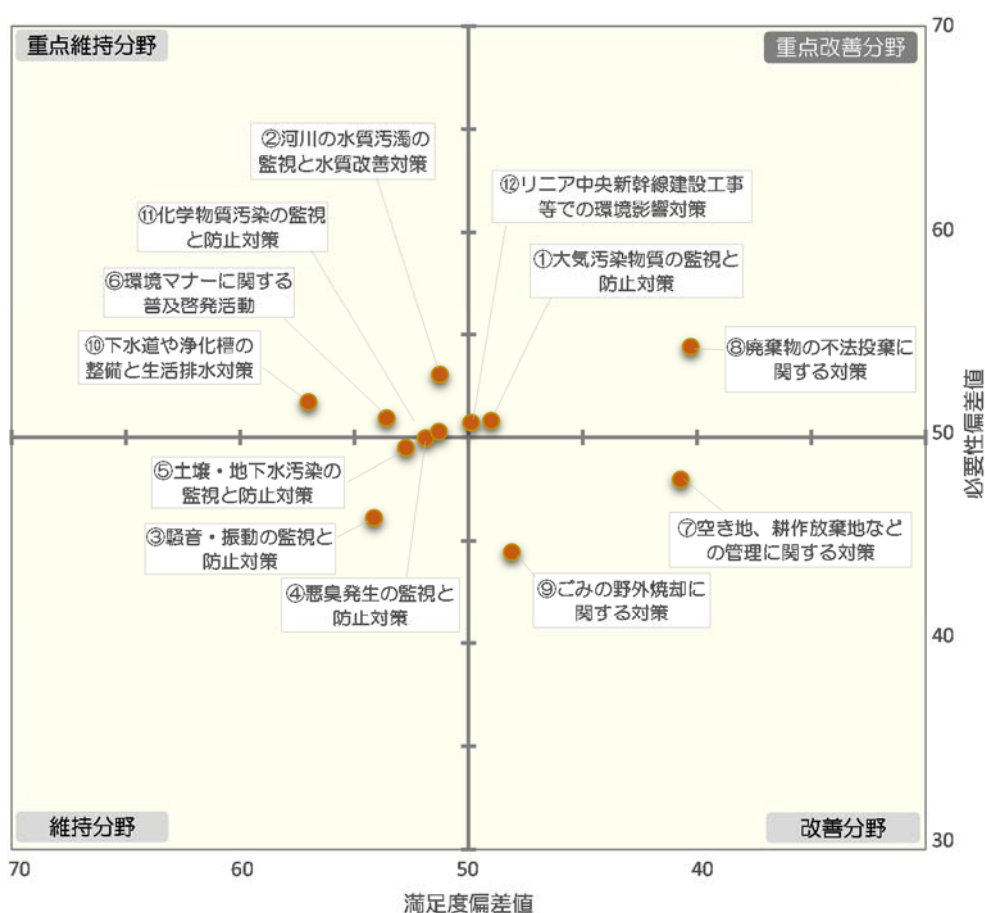


図 安全安心に係る項目の満足度および必要性

市民の声

- ・ 環境保護と工場など産業との共存・共生を期待するところですが、市民も参加する協働が必要。
- ・ 人にとって水は本当に大切なもの。中津川はまだ自然が多く美しい町です。人間が快適な生活を求めるほど水は汚れるでしょう。お互いに水を大切に、そして川の検査も常にお願ひ致します。
- ・ 森林や山へのごみ、不法投棄など気になります。地域でのごみ拾いのイベントなど市が中心となってもっと活動できるといいかなと思います。
- ・ ゴミを野外で燃やすのは、きびしく指導してほしい！
- ・ 空き地、耕作放棄地は重要な課題だと思う。

## 第3章 第6節 環境保全に向けた人づくりに関する現況と課題

### ◆環境教育の取組み



中津川の森林に親しむ

本市では、幼児や小学生を対象とした環境教育を行っています。

幼稚園・保育園では地産木材を使用したスプーンづくりなどを通じて森林に親しむ「木育」を実施し、小学校ではカワゲラウォッチング（水生生物調査）を通じて暮らしに密接に関わる河川の状況や水資源の恵みについて学んでいます。

今後もプログラムの充実を図り、将来を担う子どもたちに本市の自然の姿を伝えるとともに環境保全活動や環境教育を先導していく人材の育成に取り組むことが必要です。

### ◆地域が主体となった環境の取組み

加子母地区では、全国の大学から学生を受け入れ、地域と大学が連携して地域の課題などに取り組む「域学連携事業」を実施しています。

また、坂本地区では地域の環境課題に取り組むための協議会が設置されるなど地域が主体となった環境への取組みが始まっています。

今後はこうした成果を土台として市域全体に拡がり、活動が充実するように働きかけや支援を行う必要があります。



加子母木匠塾

### ◆市民・事業者・行政の連携した取組み



自然環境団体連絡会議の活動

本市では、これまでに多数の市民団体による自然環境保全活動が行われてきましたが、担い手の高齢化や後継者不足などによる活動の縮小や次の世代への知識・技術の継承が課題となっていました。こういった経緯から、平成 25 年に自然環境活動を行う市民団体を束ねる組織として「自然環境団体等連絡会議（当時 33 団体が参加）」を設立し、本市の環境保全に向け協働した活動や知識・技術の習得を通して環境人材の育成に取り組んでいます。

また、現在市内約 110 社の事業者で構成される「中津川市環境推進協会」では、公害防止の取組みとともに事業者や市民に向けた環境保全に関する普及・啓発活動が行われています。

今後も、こうした活動を促進するため、市民・事業者・行政が積極的な情報交流や相互支援を行い、活動が充実・発展していくことが求められています。

### ◆環境課題に関する積極的な情報発信

これまで中津川市公式ホームページや広報なかつがわ、出前講座等を活用し、環境に関する様々な情報や環境保全活動を紹介してきましたが、十分に情報が伝わらず、環境に配慮した行動や理解、活動への参画に繋がっていないのが現状です。市民や事業者等の環境問題や環境保全活動に対する関心を高め、活動への参加や協働の取組みにつなげるため、様々な発信媒体による積極的な情報発信や内容の充実が求められています。

### ◆アンケート調査の結果より

「人づくり」に関するアンケート調査結果では、満足度偏差値が高い項目として「学校教育における環境学習の実施」が、低い項目として「環境に関わる人材育成事業の実施」等があげられ、環境に関わる人材育成への対策が求められています。

必要性が高い項目としては、「学校教育における環境学習の実施」や「環境保全に関わる情報の発信、広報活動」があげられます。

必要性が高いが満足度の低い「重点改善分野」には、「環境に関わる人材育成事業の実施」や「民間企業との連携事業の実施」、「地域と学校が連携した環境事業の実施」等が該当し、今後重点的に改善に向けた取組みが必要です。一方で、必要性が高く満足度も高い「重点維持分野」には、「学校教育における環境学習の実施」があげられ、今後も継続した取組みが求められています。

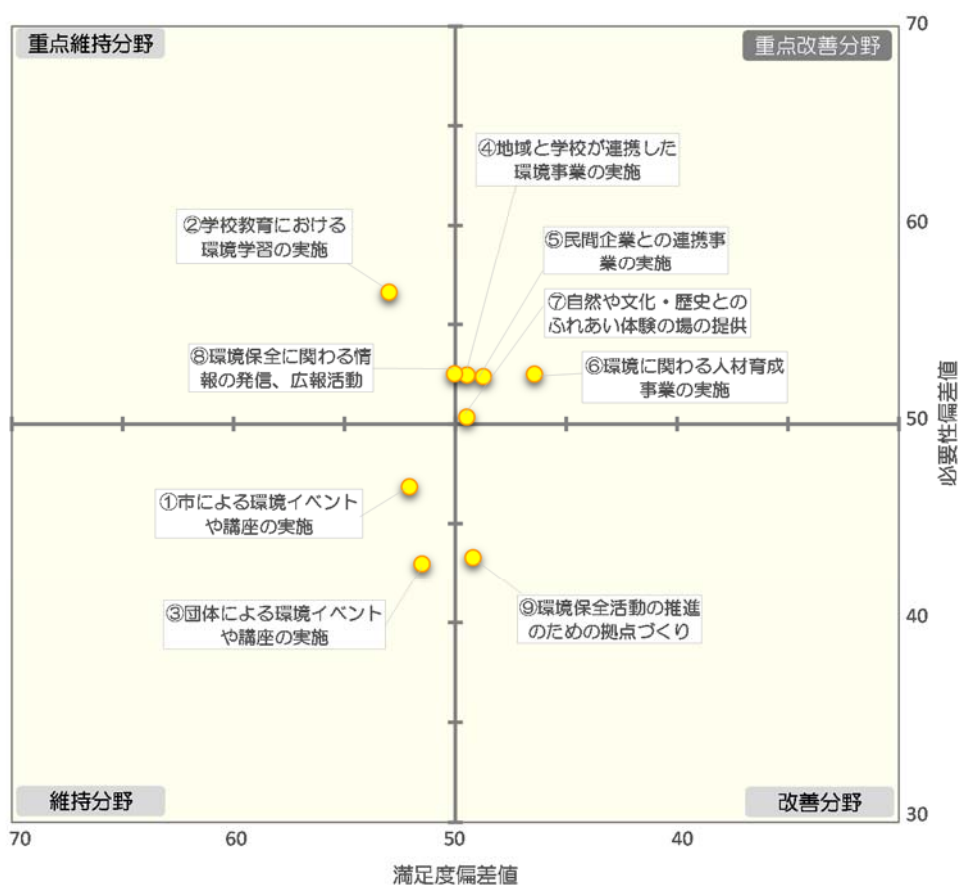


図 人づくりに係る項目の満足度および必要性

#### 市民の声

- これから大人になる子ども達に小さなうちから環境学習をすることが未来につながると思います。
- 小学校から環境について学ぶ機会を増やして頂ければいいと思います。自分たちの住むところについて理解を深める事が大事だと思います。
- 歴史と自然を大切にすることは教育にもつながり人づくりにもつながっていくように思います。
- これからの中津川市のアピールの仕方は、自然の美しさを強調した方が良くと思う。市民に意識させるのはとても大変。
- 若い人がここに暮らしたいという町を作れば発展につながると思う。市の現状、将来を考える教育を子どもにしてもらいたい。

### 第3章 第7節 前回計画の施策の評価

この節では平成19年3月に策定した第二次中津川市環境基本計画の施策について評価を行うため、各年度の実績値と目標値の整理を行いました。

なお、第二次中津川市環境基本計画の施策体系は下の表のとおりです。

第二次中津川市環境基本計画では、目標となる環境指標に対して数値目標を設定しており、毎年達成度等の進捗状況を把握してきました。なお、目標となる環境指標と実績は、毎年「中津川市の環境」として、中津川市公式ホームページで公表しています。

表 前計画における施策の体系

環境像	基本理念	基本目標	個別目標
豊かな自然と独自の歴史・文化が光る、いきいきとしたふるさと中津川	将来に引き継ぐ豊かな暮らし	1 自然が作る空気・水・土を守ろう	1-1 大気汚染の監視と防止対策を進めよう 1-2 水質汚濁の監視と水質改善対策を進めよう 1-3 土壌・地下水汚染の監視と防止対策を進めよう
		2 自然の音と香りを取り戻そう	2-1 悪臭発生の監視と防止対策を進めよう 2-2 騒音・振動の監視と、防止対策を進めよう
		3 人に迷惑をかけない環境にしよう	3-1 環境マナーを高めよう
		4 自然に優しい新エネルギーを活用しよう	4-1 省エネルギーを進めよう 4-2 新エネルギー、自然エネルギーの活用を進めよう
		5 限りある資源を大切にしよう	5-1 ごみの減量化を進めよう 5-2 資源の再利用を活性化しよう 5-3 ごみの不法投棄や野外焼却行為を防止しよう
	自然と人との共生	6 森林や里山を守ろう	6-1 森林を守ろう 6-2 里山を守ろう 6-3 豊かな自然の風景を守ろう
		7 生態系を守ろう	7-1 生き物たちの生活を守ろう
		8 水環境を守ろう	8-1 水を大切にしよう 8-2 水を取り巻く環境を守ろう
		9 自然とふれあおう	9-1 自然とふれあう機会をつくろう
		10 農地を保全し、多面的機能を確保しよう	10-1 農地を守ろう 10-2 農地の多様な働きをいかそう
		11 歴史的資源と文化遺産を保全し、今の生活に活用しよう	11-1 歴史的まちなみを保ちいかそう 11-2 魅力ある都市景観をつくろう
	環境づくり、まちづくり、一番大事な人づくり	12 みんなで環境について学ぼう	12-1 環境教育・学習の機会をつくろう 12-2 環境保全の意識を高めよう
		13 みんなで環境を守る行動をしよう	13-1 環境保全活動を進めよう 13-2 環境ネットワークをつくろう
	私の一歩が地球を救う	14 地球環境について学び、考え、身近なところから行動しよう	14-1 地球環境問題への理解を深め、そして行動しよう 14-2 地球環境保全対策を進めよう 14-3 国際的な環境保全に協力しよう

### 第三次中津川市環境基本計画

平成 26 年度までの各年の環境指標と数値以下に示すとおりです。

第二次中津川市環境基本計画において、特に大きく躍進した環境指標として、「新エネルギー、自然エネルギーの活用を進めよう」の「クリーンエネルギー設備設置世帯数」と「自然エネルギー活用公共施設数」があげられます。また、「ごみの減量を進めよう」の「ごみの減量」については、目標を大きく下回る結果となったほか、「資源の再利用を活性化しよう」の各項目は、後半期にリサイクル事業を取り巻く環境変化や社会情勢等の影響から伸び悩む状況で推移してきており、第三次中津川市環境基本計画においても「一般廃棄物処理計画」に基づいた指標と目標値を用い、確実な成果につなげていく必要があります。

「水質汚濁の監視と水質改善対策を進めよう」に関する指標は、下水道の整備等において目標値の達成までには至っていません。

その他、「森林を守ろう」と「農地を守ろう」に関する項目で数値が伸びず、一方「自然とふれあう機会をつくろう」と「環境教育・環境学習の機会をつくろう」では前進し、ほぼ目標値を達成しています。

表 環境指標と各年の実績(1)

個別目標	環境指標	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
水質汚濁の監視と水質改善対策を進めよう	公共下水道(中津川・坂本)の整備面積(全体計画面積1,490ha)(ha)	694.18	714.99	748.09	767.07	797.78	797.78	797.78	853.94
		1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154
	特定環境保全公共下水道(落合・苗木)の整備面積(全体計画面積203ha)(ha)	177.08	184.89	188.46	188.58	188.58	188.58	188.58	188.66
		203	203	203	203	201	201	201	201
	特定環境保全公共下水道(山口・坂下付知・福岡・蛭川)の整備面積(全体計画面積444ha)(ha)	439.05	439.05	439.05	439.05	439.05	439.05	439.05	439.05
		444	444	444	444	444	444	444	444
	農業集落排水(下洗井・坂本北部・阿木)の水洗化戸数(全体計画面積887.4ha)(戸)	722	817	916	980	764	764	764	835
		1,226	1,226	1,226	1,226	1,000	1,000	1,000	1,000
新エネルギー、自然エネルギーの活用を進めよう	クリーンエネルギー設備設置世帯数(太陽光発電システム)(件)(累計)	334	347	445	640	857	1,082	1,313	1,432
	自然エネルギー活用公共施設数(件)(累計)	500	500	500	500	500	500	500	500
	太陽光9	太陽光13	太陽光17	太陽光20	太陽光18	太陽光18	太陽光18	太陽光19	
		10	10	10	10	10	10	10	10

上段：実績  
下段：目標

表 環境指標と各年の実績(2)

個別目標	環境指標	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
ごみ減量を 進めよう	ごみの減量(平成18年度 比:25,861t/年)	25,701 (0.6%減)	25,360 (1.9%減)	24,801 (4.0%減)	24,750 (4.0%減)	25,303 (2.0%減)	25,303 (2.0%減)	25,801 (0.2%減)	25,681 (0.7%減)
		20%減量	20%減量	20%減量	20%減量	20%減量	20%減量	20%減量	20%減量
	ごみの減量化・リサイクル化 等に関する出前講座等開 催数(件/年)	4	2	2	2	4	4	4	4
資源の再利用 を活性化しよう	資源ごみ回収量(カン・ピ ン・ペットボトル)(t/年)	1,230	1,169	1,131	1,117	1,059	1,059	1,026	961
		1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	リサイクルボックス設置数 (ヵ所)(累計)	45	49	50	51	52	52	52	53
		60	60	60	60	60	60	60	60
	生ごみ処理機の世帯普及 率(コンポスト含む)(%) (累計)	19.20	19.40	19.50	19.50	19.50	19.50	19.50	19.50
		20	20	20	20	20	20	20	20
森林を守ろう	森林整備施業面積(主たる 間伐も含む)(ha/年)	799.12	799.12	799.12	1,210	386	662.59	662.59	662.59
		800	800	800	800	800	800	800	800
自然とふれあう 機会をつくらう	自然体験会(キャンプ等)実 施校数(校)	25	19	19	25	25	31	31	31
		19	19	19	19	19	31	31	31
	市民1人当たりの年公園等 面積(m <sup>2</sup> /人)	8.94	9.42	9.69	9.83	9.83	9.83	9.83	9.83
		10	10	10	10	10	10	10	10
	都市公園数(ヵ所)(累計)	27	27	27	27	27	27	27	27
		28	28	28	28	28	28	28	28
農地を守ろう	農用地面積(ha)	4,190	4,190	3,936	3,936	3,933	3,939	3,939	3,931
		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
環境教育・ 学習の機会を つくらう	学校農園数(校)	26	26	-	-	-	-	-	-
		20	20	-	-	-	-	-	-
環境教育・ 学習の機会を つくらう	環境保全型農業に取り組 む農家数(戸)	124	124	124	110	86	86	86	86
		120	120	120	120	120	120	120	120
	小中学校の環境学習取組 み校数(校)	31	19	19	19	19	31	31	31
		31	31	31	31	31	31	31	31
	環境センターの見学(校)	18	19	19	19	19	11	20	20
		19	19	19	19	19	19	19	19
こどもエコクラブの普及 (クラブ)	10	4	5	2	民営化	民営化	民営化	民営化	

上段：実績  
下段：目標



## 第3章 第8節 地域の課題のまとめ

### ◆自然共生地域づくりに向けて

豊かな自然は私たち中津川市民が誇る「中津川市の宝」です。

しかし、今、自然への関心の低下や開発、里地里山等の手入れの放棄などにより、自然環境は危機的な状況にあります。なかでも、里地里山の手入れの放棄の影響は、森林や田畑の荒廃のみならず、貴重な植物等の自生地における生育環境の悪化や特定外来生物の生育地の拡大、野生鳥獣の被害の拡大など、様々な課題に波及していくことが危惧されます。

今後は、市民や事業者と協働した自然環境保全活動などを一層推進し、本市の誇れる自然を守り、次の世代につなげていくことが求められています。

また、持続可能な開発の観点からリニア中央新幹線にともなう開発と豊かな自然との共存・共生を図るとともに、自然を活かした観光や産業の振興など、市の発展につながる地域づくりを推進する必要があります。

### ◆循環型地域づくりに向けて

本市は岐阜県内 21 市の中で市民 1 人が 1 日に出すごみ排出量が最も多いまちです。ごみ減量に向けた意識を高めるための啓発活動の推進とごみ減量に繋がる施策や 3 R の取組みを積極的に展開し、環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルが定着した循環型の地域を実現していく必要があります。

また、市内の約 8 割を森林が占める本市において、木材の積極的な利用を進めるとともに、間伐材や廃棄物となる製材工場の残材、住宅解体材などをエネルギーなどとして有効活用し、地域内で循環させる仕組みづくりが課題となります。

### ◆低炭素地域づくりに向けて

本市における 2012 年現在の温室効果ガス排出量は家庭、業務、運輸の三部門で 63% を占めており、この部門での温室効果ガス排出量の削減は大きな課題です。今後は、省エネルギー対策の推進や交通対策など、排出量削減に向けた一層の環境配慮活動の推進が必要です。

また、この地域での着実な低炭素化を推進するために、再生可能エネルギーの導入や森林の適正管理による二酸化炭素の吸収減対策も重要です。小水力やバイオマスなど、地域で未利用となっている資源を有効活用し、低炭素で資源循環や自然共生にも配慮した地域活性化の取組みの推進が求められます。特に東日本大震災以降の再生可能エネルギーの導入促進に関する市民ニーズは高く、避難所となる公共施設等への導入など、環境にもやさしく災害にも強いまちづくりを進めていく必要があります。

### ◆安全安心な環境づくりに向けて

大気環境や水環境は、これまでの取組みにより大幅に改善がされてきましたが、健康で安全な生活環境を維持するため、引き続き環境状況の把握と公害等の発生源に対しての指導が強く求められています。

また、廃棄物の不法投棄やごみ出し等のマナーには依然市民から多くの通報や苦情が寄せられており、快適で安心な環境づくりに向けて、周知や監視活動の強化が必要となります。

さらに、平成 39 年に開通が予定されているリニア中央新幹線の工事が今後本格化する中、多くの建設機材の稼働や運搬車両の運行から大気環境や騒音等への影響、またトンネル工事等による水環境などへの影響も予測されており、その対策に地域と連携して取り組むことが求められています。

### ◆環境保全に向けた人づくりに向けて

本市では、次の世代の環境保全に向けた人づくりや仕組みづくりを推進していますが、環境保全活動の担い手の高齢化や後継者不足などによる活動の縮小化や知識・技術の伝承と継続が課題となっています。

今後は、持続可能な保全に向けた担い手の数を増やすことに加え、市民に向けたキャンペーンや広報活動等を幅広く展開するなど、環境に配慮し行動のできる人づくりを進めることが重要となります。

また、本市の環境課題を正しく理解し、その課題解決に必要な豊富な知識と技術を身に着けた指導者となる人材を育成するとともに、指導者を中心として市民・事業者・行政の協働による保全の仕組みを構築し、活動を推進していくことが求められています。

さらには、ESD（持続可能な開発のための教育）を視野に入れ、将来を担う子どもたちへの環境教育の充実と、教育課程に合わせた一連の環境教育プログラムの構築と普及に、園や学校等と連携して取り組んでいく必要があります。

○東海丘陵要素植物とは

岐阜県、愛知県、三重県など東海地方の丘陵地にある湧水湿地を中心に生育しているシデコブシ・ハナノキ・ヒトツバタゴなどの15種類の希少植物のことで、ほとんどが日本固有種で、この名称は金沢大学の植田邦彦教授が提唱されたものです。

東海地方には500万年前から120万年前（恵那山が出来る前）、東海湖と呼ばれる琵琶湖の6倍もある大きな湖がありました。

東海湖に流れ込む河川により堆積した土岐砂礫層は、現在もこの地に広がり痩せた湧水湿地を形成しており、そこに東海丘陵要素植物が自生しています。この湧水湿地は、数はたくさんありますが面積が小さく、現れたり消えたりを繰り返しています。

栄養分が少ない場所であるため、ここに生きる植物は昆虫を捕らえたり、他の植物に半寄生して養分を補給したり、また数年に一度しか花をつけないなど工夫をして生活をしています。

中津川市の湧水湿地では、現在9種類の東海丘陵要素植物が確認されています。

<中津川で確認できたもの> シデコブシ・ハナノキ・ヒトツバタゴ・シラタマホシクサ・ミカワシオガマ・

ミカワバイケイソウ・ヘビノボラズ・フモトミズナラ・クロミノニシゴリ・

<中津川で確認できないもの> ウンヌケ・ヒメミミカキグサ・トウカイコモウセンゴケ・ナガバノイシモチウ・

マメナシ・ナガボナツハゼ



ハナノキ



ヒトツバタゴ



シデコブシ



ミカワシオガマ



ミカワバイケイソウ



シラタマホシクサ



クロミノニシゴリ



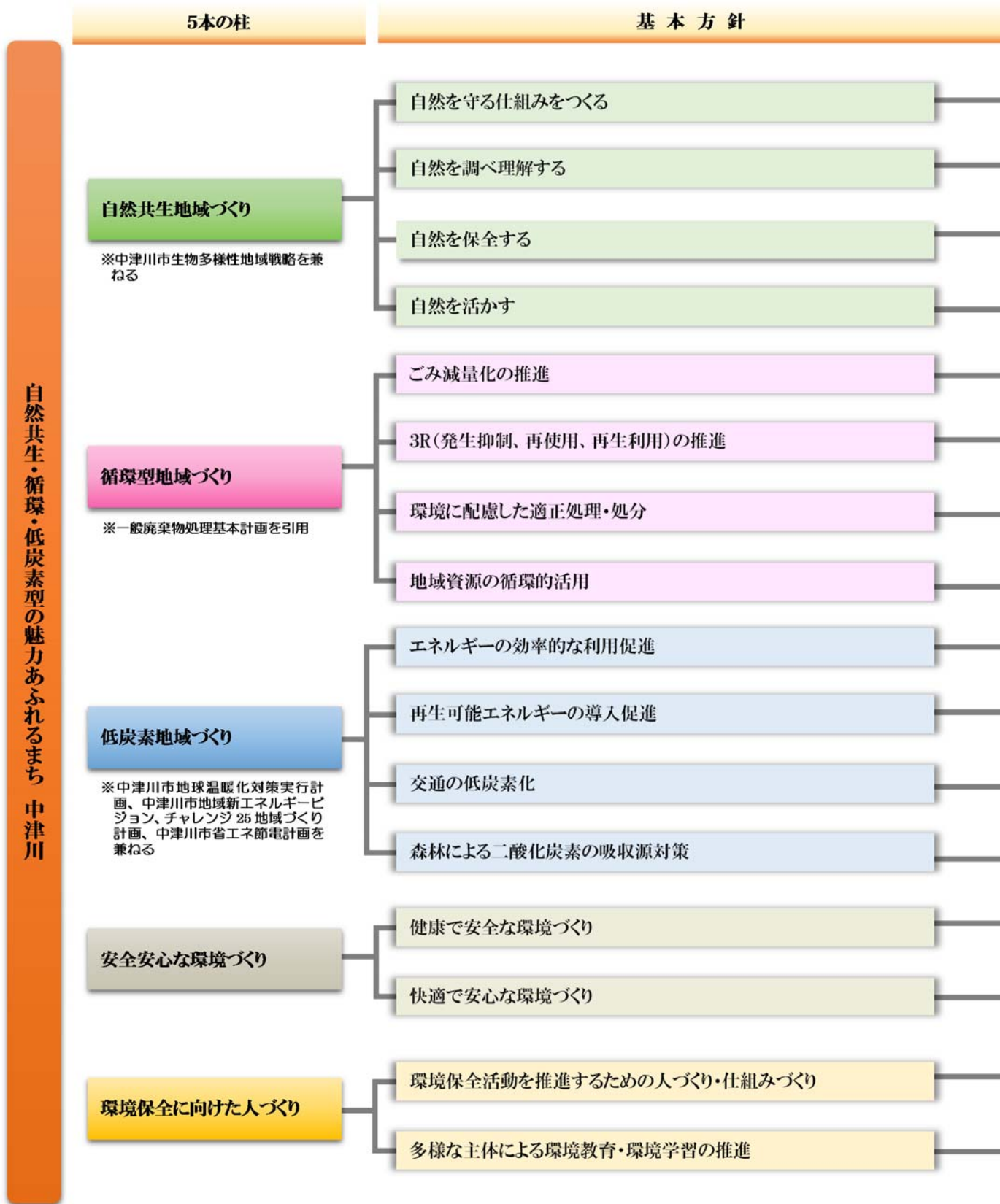
フモトミズナラ



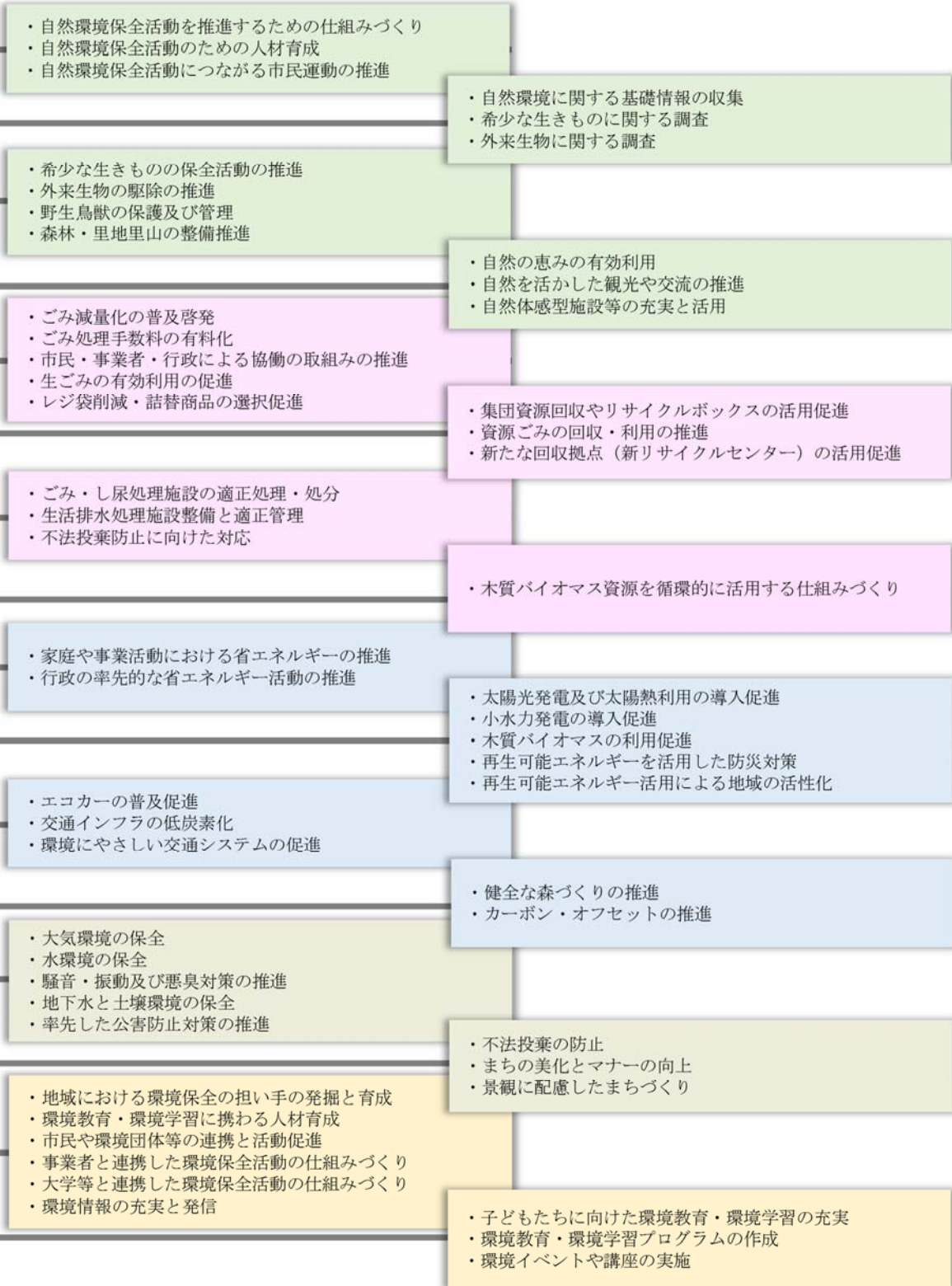
ヘビノボラズ

## 第4章 計画の施策体系

第4章 第1節 計画の施策体系



施策内容



## 第4章 第2節 自然共生地域づくりの施策体系

### 基本方針(1) 自然を守る仕組みをつくる

①自然環境保全活動を推進するための仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中津川市自然環境団体等連絡会議の推進</li> <li>・学識者・専門家等による支援体制の強化</li> <li>・農業科や専門学校との連携</li> </ul>
②自然環境保全活動のための人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児向け環境教育の推進</li> <li>・河川環境教育の推進</li> <li>・環境教育の指導者や保全活動の担い手育成</li> <li>・環境教育や環境保全に必要な教材・副読本の作成</li> <li>・人材登録制度の創設・活用</li> </ul>
③自然環境保全活動につながる市民運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境・生物多様性保全に向けた啓発キャンペーンの推進</li> <li>・自然環境保全活動の推進</li> <li>・中津川の自然を紹介する啓発物などの作成</li> <li>・自然環境保全活動に必要な資材等の貸出</li> <li>・環境団体が行う活動の情報発信</li> </ul>

### 基本方針(2) 自然を調べ理解する

①自然環境に関する基礎情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な生きもの調査の実施</li> <li>・自然環境基礎情報調査の実施</li> </ul>
②希少な生きものに関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少植物とその自生地の分布及び現状の調査</li> <li>・希少動物とその生息地の分布及び現状の調査</li> <li>・天然記念物、保存樹などの指定・保存のための現状調査</li> </ul>
③外来生物に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物の分布調査</li> </ul>

### 基本方針(3) 自然を保全する

①希少な生きものの保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少動植物の重要自生地の保全活動（天然記念物を含む）</li> <li>・天然記念物や自然環境保護地区、保存樹などの指定及び保全</li> </ul>
②外来生物の駆除の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物（植物）の駆除活動の推進</li> <li>・特定外来生物（動物等）の駆除活動の推進</li> </ul>
③野生鳥獣の保護及び管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護及び管理の推進</li> <li>・有害鳥獣駆除の実施</li> <li>・農地等での有害鳥獣対策の推進</li> </ul>
④森林・里地里山の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山の保全と活用</li> <li>・森林整備の推進</li> <li>・環境配慮型農業の推進</li> <li>・優良農地の確保に向けた取組みの推進</li> <li>・河川や田園集落と調和した景観の形成</li> </ul>

### 基本方針(4) 自然を活かす

①自然の恵みの有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山などの恵みの有効利用の促進</li> <li>・産直住宅の建設促進</li> <li>・公共施設等での木質化や緑化の推進</li> <li>・木材の搬出促進</li> </ul>
②自然を活かした観光や交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコツーリズムの推進</li> <li>・エコツーリズムのガイドの養成</li> <li>・木曾川流域圏における自治体連携・交流の強化</li> <li>・姉妹都市や交流都市などとの交流の推進</li> </ul>
③自然体感型施設等の充実と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園等の管理と活用</li> <li>・自然体感型施設等の利用促進</li> </ul>

### 重点プロジェクト

①シデコブシ・ハナノキ・ヒトツバタゴ等の東海丘陵要素植物とその自生地の保全と継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少動植物の自生地の分布と現状の調査</li> <li>・希少動植物の重要自生地の保全活動</li> <li>・天然記念物や自然環境保護地区の指定と保存</li> </ul>
②里地里山の保全と再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山や山林、清流を活かしたエコツーリズムやアグリツーリズムの推進</li> <li>・特定外来生物の分布調査及び駆除活動の推進</li> <li>・有害鳥獣駆除の実施及び有害鳥獣駆除隊員の育成</li> <li>・里地里山などの恵みの有効利用事業</li> <li>・里山林や耕作放棄地の活用推進</li> <li>・生物多様性保全に関する市民啓発の推進</li> </ul>

## 第4章 第3節 循環型地域づくりの施策体系

### 基本方針(1) ごみ減量化の推進

①ごみ減量化の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量化の普及啓発</li> <li>・住みよい環境づくり推進員との連携</li> <li>・事業者に向けた普及啓発</li> <li>・事業系ごみの排出管理の推進</li> </ul>
②ごみ処理手数料の有料化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理手数料有料化の導入</li> </ul>
③市民・事業者・行政による協働の取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化検討と取組みの推進</li> </ul>
④生ごみの有効利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減の普及啓発</li> <li>・ダンボールコンポスト等の普及推進</li> </ul>
⑤レジ袋削減・詰替商品の選択促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レジ袋削減の取組みの推進</li> <li>・詰替商品の選択の普及啓発</li> </ul>

### 基本方針(2) 3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進

①集団資源回収やリサイクルボックスの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団資源回収奨励金制度の実施</li> <li>・リサイクルボックスの利用促進</li> <li>・使用済製品等の店頭回収の促進</li> </ul>
②資源ごみの回収・利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カン類・ビン類・ペットボトル類の分別回収</li> <li>・雑紙(ざつがみ)の回収</li> <li>・衣類・布類の回収</li> </ul>
③新たな回収拠点(新リサイクルセンター)の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新リサイクルセンターの充実した活用</li> <li>・使用済小型家電の資源化</li> <li>・大型ごみのリユース販売の実施</li> <li>・不用品紹介制度の検討</li> </ul>

### 基本方針(3) 環境に配慮した適正処理・処分

①ごみ・し尿処理施設の適正処理・処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設の適正処理・管理</li> <li>・し尿処理施設の適正処理・管理</li> <li>・新衛生センターの建設</li> <li>・将来に向けた処理施設等の計画検討</li> </ul>
②生活排水処理施設整備と適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水処理場の適正な運用と維持管理</li> <li>・特定環境保全公共下水処理場の適正な運用と維持管理</li> <li>・農業集落排水処理場の適正な運用と維持管理</li> </ul>
③不法投棄防止に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄防止に向けた啓発と予防の強化</li> <li>・住みよい環境づくり推進員との連携</li> <li>・不法投棄監視パトロールの実施</li> </ul>

### 基本方針(4) 地域資源の循環的活用

①木質バイオマス資源を循環的に活用する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刈草・剪定枝の有効活用(堆肥化)</li> <li>・公共事業から発生する木の有効活用(燃料化)</li> <li>・製材端材などの燃料化(チップ・ペレットなど)と利用する仕組みづくり</li> <li>・薪・ペレットストーブの導入促進</li> <li>・木材の搬出促進</li> </ul>
---------------------------	---

### 重点プロジェクト

①ごみ減量化と3R(スリーアール)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量に関する広報活動の充実</li> <li>・ごみ処理手数料の有料化の導入</li> <li>・地域と協力した啓発活動の推進</li> <li>・雑紙(ざつがみ)・布類のリユース・リサイクルの推進</li> <li>・刈草・剪定枝などの堆肥化</li> </ul>
②木質バイオマスの循環的利用の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質バイオマスの予想発生量、利用状況等に関する調査</li> <li>・木質バイオマス利用に向けた研究</li> <li>・木質バイオマスの供給促進の仕組みづくり</li> <li>・薪・ペレットストーブの導入促進</li> </ul>



## 第4章 第4節 低炭素地域づくりの施策体系

### 基本方針(1) エネルギーの効率的な利用促進

①家庭や事業活動における省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や事業活動における省エネルギー活動の推進</li> <li>・家庭や事業所における省エネルギー診断の推進</li> <li>・道路・街路灯などの高効率化の推進</li> <li>・木造産直スマートハウスの開発</li> </ul>
②行政の率先的な省エネルギー活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎における省エネルギー活動の推進</li> <li>・市職員ノーカーデーの実施</li> <li>・省エネ設備やエコカー等の導入など、庁舎の省エネルギー化の推進</li> <li>・チャレンジ25地域づくり事業の実施</li> <li>・道路・街路灯などの高効率化の推進【再掲】</li> </ul>

### 基本方針(2) 再生可能エネルギーの導入促進

①太陽光発電及び太陽熱利用の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用太陽光発電の普及に向けた補助制度の実施</li> <li>・公共施設への太陽光発電等の率先導入</li> </ul>
②小水力発電の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小水力発電導入に向けた補助制度の実施</li> <li>・小水力発電所の開発事業</li> </ul>
③木質バイオマスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質バイオマス熱利用機器の普及・促進</li> </ul>
④再生可能エネルギーを活用した防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点となる地域事務所・地域総合事務所への導入</li> <li>・避難所となる小中学校等への導入</li> </ul>
⑤再生可能エネルギー活用による地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーを生かした新たな産業の創出</li> </ul>

### 基本方針(3) 交通の低炭素化

①エコカーの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコカー・クリーンエネルギー自動車の普及促進</li> <li>・エコドライブの推進</li> </ul>
②交通インフラの低炭素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通拠点におけるEV・PHVの充電設備の整備</li> <li>・道路・街路灯などの高効率化の推進【再掲】</li> <li>・市道「青木～斧戸線」の建設</li> <li>・リニア中央新幹線開通に向けた新たな幹線道路の建設</li> </ul>
③環境にやさしい交通システムの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予約型コミュニティバスの運行</li> <li>・エコ通勤の推進</li> <li>・自家用車を使わない観光の推進</li> </ul>

### 基本方針(4) 森林による二酸化炭素の吸収源対策

①健全な森づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市有林の整備の推進</li> <li>・民有林の整備の推進</li> <li>・民有林での木材搬出に関する補助の実施</li> </ul>
②カーボン・オフセットの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーボン・オフセットの推進</li> </ul>

### 重点プロジェクト

①小水力発電、木質バイオマス熱利用の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質バイオマスの産業部門への活用事業</li> <li>・家庭・事業所等への木質バイオマスの導入促進事業</li> <li>・地域の活性化に結びつく小水力発電の開発事業</li> </ul>
②災害に備えた再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点となる地域事務所・総合事務所への導入</li> <li>・避難所となる小中学校等への導入</li> </ul>

## 第4章 第5節 安全安心な環境づくりの施策体系

### 基本方針(1) 健康で安全な環境づくり

①大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気環境の常時監視測定</li> <li>・特定施設に対する監視</li> <li>・特定施設に対する測定結果の報告要請</li> <li>・次世代自動車の普及促進</li> <li>・エコドライブの推進</li> <li>・大気汚染に関する情報発信</li> </ul>
②水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の水質調査</li> <li>・特定施設に対する監視</li> <li>・特定施設に対する測定結果の報告要請</li> <li>・河川等公共用水域の水質改善</li> <li>・下水道接続、合併浄化槽設置の促進</li> <li>・「ぎふクリーン農業」推進事業の推進</li> <li>・農業の適正使用の推進</li> </ul>
③騒音・振動及び悪臭対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音特定工場・建設作業に対する監視</li> <li>・騒音特定施設に対する測定結果の報告要請</li> <li>・道路に面する地域の騒音観測</li> <li>・振動特定工場・建設作業に対する監視</li> <li>・振動特定施設に対する測定結果の報告要請</li> <li>・悪臭事業場に対する指導</li> <li>・畜産農家等に対する指導</li> </ul>
④地下水と土壌環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の水質監視</li> <li>・専用水道の設置事業場に対する監視</li> <li>・地下水の過剰採取の防止</li> <li>・不適正な埋立て等の防止</li> </ul>
⑤率先した公害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止協定等の締結推進</li> <li>・大規模な太陽光発電設備工事の適切な実施</li> </ul>

### 基本方針(2) 快適で安心な環境づくり

①不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄の防止に向けた啓発</li> <li>・不法投棄監視パトロールの実施</li> <li>・不法投棄行為者の取締り</li> </ul>
②まちの美化とマナーの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイ捨て防止の啓発</li> <li>・市内一斉清掃やボランティア清掃の推進</li> <li>・放置自転車対策の推進</li> <li>・野外焼却行為者への指導強化</li> </ul>
③景観に配慮したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑化、公園緑化の推進</li> <li>・良好な景観形成の推進</li> </ul>

### 重点プロジェクト

①清らかな水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道整備事業の推進</li> <li>・河川の水質浄化活動の推進</li> <li>・公害防止に向けた工場排水等の監視</li> </ul>
②不法投棄対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄監視パトロールの実施及び取締りの強化</li> <li>・不法投棄防止及び環境マナーの啓発</li> </ul>

## 第4章 第6節 環境保全に向けた人づくりの施策体系

### 基本方針(1) 環境保全活動を推進するための人づくり・仕組みづくり

①地域における環境保全の担い手の発掘と育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全活動に向けた人材の育成</li> <li>・人材登録制度の創設・活用</li> </ul>
②環境教育・環境学習に携わる人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児環境教育の指導者の育成</li> <li>・河川・森林に関する環境教育の指導者の育成</li> </ul>
③市民や環境団体等の連携と活動促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中津川市自然環境団体等連絡会議の活動の推進【再掲】</li> <li>・環境団体が行う活動の情報発信</li> <li>・地域との対話と環境保全活動の推進</li> </ul>
④事業者と連携した環境保全活動の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中津川市環境推進協会の活動の推進</li> <li>・事業者の社会貢献活動や環境保全活動の推進</li> </ul>
⑤大学等と連携した環境保全活動の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全を目的とした域学連携の推進</li> <li>・農業科や専門学校との連携</li> <li>・学識者・専門家等による支援体制の構築</li> </ul>
⑥環境情報の充実と発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境情報の発信</li> <li>・博物館等での環境意識啓発の推進</li> <li>・環境センターでの環境意識啓発の推進</li> </ul>

### 基本方針(2) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進

①子どもたちに向けた環境教育・環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園・保育園における環境教育の実施</li> <li>・小・中学校での環境教育の実施</li> <li>・こどもエコクラブ活動の推進</li> </ul>
②環境教育・環境学習プログラムの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育・学校教育と連携した環境教育プログラムの開発</li> <li>・ESD（持続可能な開発のための教育）に関するプログラムの開発</li> </ul>
③環境イベントや講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境イベント等の開催</li> <li>・公民館等での環境講座の実施</li> <li>・環境に関する出前講座の推進</li> </ul>

### 重点プロジェクト

①環境保全活動を持続的に実施する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中津川市自然環境団体等連絡会議の運営強化</li> <li>・環境保全活動のための事業者ネットワーク構築</li> <li>・環境保全を目的とした域学連携の推進</li> <li>・学識者・専門家等による支援体制の構築</li> </ul>
②子どもから大人までの一連の環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育・学校教育と連携した環境教育の推進</li> <li>・環境保全活動に必要な人材の育成</li> <li>・環境保全に関する人材登録制度の創設・活用</li> </ul>

## 第5章 自然共生地域づくりに関する施策 (中津川市生物多様性地域戦略)

この章は「中津川市生物多様性地域戦略」を内包した章となります。

## 第5章 第1節 自然共生地域づくりのあり方

本市は木曾川上流域の山あいを開けた中山間地域であり、豊かな森林と清流に育まれた自然あふれるまちです。また、市内に広がるのどかな里地里山やそこにある湧水湿地帯には、この地域に固有かつ希少な自然生態系が存在しています。

この地域は、古くから自然に根差した風土や文化が生まれ、暮らしの中に自然の恵みを取り入れてきました。しかし、現在は人口の減少や高齢化の進行、産業構造・都市型の生活様式への変化などにより、里山林や野草地などの利用を通じた営みが少なくなることで、人が自然から離れ、その結果森林や里地里山が荒廃し、そこでの生物多様性の質と量の両面から劣化していくことが懸念されています。

本市における自然共生地域づくりとは、人と自然とのつながりについて考え、自然の恵みを生活の中に活かしていくとともに、それを与えてくれる自然を守り、磨きをかけていく活動です。ここでは、単に自然をそのまま放置しておくのではなく、遺伝子・種・生態系の3つのレベルの多様性にも配慮しながら、自然環境を取り巻く様々な変化に対して適切な対策をとるとともに、多くの市民が自然の恵みを楽しみ、自然環境の保全に積極的に参加していくことが求められます。

### ○生物多様性とは

生きものは、同じ種の中でも、住んでいる場所などによって形などが少しずつ異なります。また、大気、水、土などの環境に応じて様々な生物の種があり、森林、海、川、湖などいろいろな生態系を形づくっています。このように様々な生物が、それぞれ関わりあいながら生きていることを生物多様性と呼びます。

生物多様性には、1) 生態系の多様性、2) 種の多様性、3) 遺伝子の多様性、の3つのレベルがあり、自然がすこやかにあるためには、これら3つが正しく保たれていなくてはなりません。

#### 3つのレベルの生物多様性の説明

##### 生態系の多様性



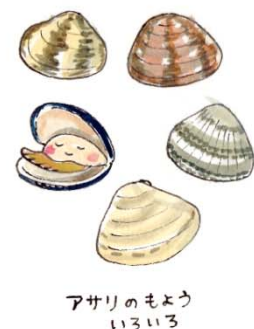
森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があります。

##### 種の多様性



動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいます。

##### 遺伝子の多様性



同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。

### ○生物多様性4つの危機

日本の生物多様性は今4つの危機にさらされています。過去にも気候変動などの影響により大量絶滅が起きていますが、現在は人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100~1,000倍にも達し、たくさんの生きものが危機に瀕しています。

#### 第1の危機： 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少

鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や、埋め立てなどの開発によって生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は多大です。



#### 第2の危機： 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

里山林や野草地が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。



#### 第3の危機： 外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱

外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝子汚染をもたらしたりしています。その他にも、農林魚業等への被害や感染症及び人の生命や健康への被害などももたらしています。



#### 第4の危機： 地球環境の変化による危機

地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5~2.5度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20~30%は絶滅のリスクが高まるといわれています。



イラスト：こども環境白書 2012

### ○生態系サービス

生物は環境と相互作用しながら生きています。周囲とまったく無関係に生きている生物はいません。生態系のなかでは、生物と環境との間で様々な相互作用が営まれています。植物は太陽からの光を受け、空気中の二酸化炭素を吸収して有機物を作り、土のなかの水や栄養を吸い上げ、多くの水を大気に返し、枯葉や枯れ枝を落として土壌を作ります。動物はほかの動物や植物を食べ、排泄物を出します。微生物は動物の遺体や排泄物、植物の枯葉や枯れ枝などの有機物を分解します。個々の生き物の作用は小さくても、それがまとまれば環境に大きな影響を与えます。生態系のなかでの生物と環境との相互作用をまとめて、生態系の働きとしてとらえることができます。これを生態系機能と呼びます。

人類は地球上の自然環境のなかで進化してきましたし、そのなかで社会を発達させてきました。現在の自然環境が突然なくなったり、大きく変化してしまったら、大変困ったこととなります。人間が現在の生活を維持していくために、生態系が果たしている様々な機能はなくてはならないものです。生態系の機能のうち、特に人間がその恩恵に浴しているものを生態系サービスと呼びます。



## (1) 自然共生地域づくりの目標(将来の環境像)

### 連携と協働による持続可能で自然を活かした地域づくり

- 春は草花と新緑が彩る里地里山、夏には緑の森林と青く清らかな川のせせらぎ、秋には山々の紅葉や里地里山の味覚、冬は凜と澄み渡る雪の峰々など四季を通じ、魅力に満ちた中津川の自然の中で生活が営まれています。
- シデコブシ、ハナノキ、ヒトツバタゴなど、この地域固有の自然環境が、多くの人の手でいつまでも大切に保全されています。
- 農林業が盛んで、森林や里地里山など人の手で維持されてきた生物多様性が良好な状態に維持され、そこからもたらされる自然の恵みを多くの人が利用しています。
- 市民が自然に親しむ機会が増え市外からも多くの人が訪れ中津川の自然を楽しんでいます。
- 豊かな自然を次の世代に引き継ぐために環境を守る活動が積極的に行われ、さらに木曾川流域内での交流を通じて活動の輪が広がっています。





## (2) 基本方針

### ① 自然を守る仕組みをつくる

本市の自然を守る仕組みづくりでは人材確保と持続可能な運営体制づくりを行います。

まず、森、里、川に至る豊かで多様な自然を対象に保全活動を行う上で、対象に応じた専門知識や経験を有する専門家やリーダーの確保を目指します。

また、活動には多くの人手が必要なため、これらの活動を支える参加者の安定的な確保を目指します。さらに、この活動の参加者の中から、次のリーダーを育成し、活動の継続化を図ります。

この仕組みづくりを持続させるため、保全活動を支える参加者の興味や新たな参加者の発掘のための情報提供を行います。



### ② 自然を調べ理解する

本市の自然を後世に継承するために、市民が現状に関心を持ち、自ら行動を起こすことが重要です。

そこで、森林や里地里山の開発や荒廃により減少傾向にあるシデコブシやハナノキ等希少な植物の生育状況や分布状況などを把握し、効果的な対策を行うための基礎資料を蓄積します。

また、近年、地域の生態系に重大な影響を及ぼす恐れのある「特定外来生物」について、市内における現状把握を行い、今後の取組みを考えていくための基礎データとします。

これらの調査結果は、広く市民に理解、共有されるよう、様々な媒体を活用してわかりやすく公表、発信していきます。



### ③ 自然を保全する

良好な自然を有する地域や、修復、再生が望まれる地域を対象に具体的な活動を実施していきます。

まず、希少な野生動植物の生息生育地が良好な状態で将来に継承されるよう、希少野生動植物の生息生育地の保全や特定外来生物の駆除活動を推進します。

また、植林地や里地里山の荒廃、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等による被害の現状や対策の必要性に対する市民の理解を深めるとともに、協働できる機会の増加を図ります。

これらの取組みは、本市の各地域の連携に留まらず、流域レベルでの取組みとして市内外の人々に積極的にアピールします。



### ④ 自然を活かす

本市の良好な自然の魅力は地域で守るだけでなく、里地里山の恵みの有効利用や産直住宅の促進を図ります。また、これら取組みを市内外の多くの人々の交流の機会となるよう有効活用します。

森、里、川を良好な状態で維持するために必要な環境保全活動の活性化を図るために、学校行事や市民活動、市外からの参加者の増加を図ります。

また、魅力ある自然を活かした体験型プログラムの充実化を促進し、市内外のリピーターを増やすとともに、環境配慮型の公共施設を増やし、環境との共生都市のイメージアップを図ります。



## 第5章 第2節 自然共生地域づくりの施策体系

### 基本方針(1) 自然を守る仕組みをつくる

①自然環境保全活動を推進するための仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中津川市自然環境団体等連絡会議の推進</li> <li>・学識者・専門家等による支援体制の強化</li> <li>・農業科や専門学校との連携</li> </ul>
②自然環境保全活動のための人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児向け環境教育の推進</li> <li>・河川環境教育の推進</li> <li>・環境教育の指導者や保全活動の担い手育成</li> <li>・環境教育や環境保全に必要な教材・副読本の作成</li> <li>・人材登録制度の創設・活用</li> </ul>
③自然環境保全活動につながる市民運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境・生物多様性保全に向けた啓発キャンペーンの推進</li> <li>・自然環境保全活動の推進</li> <li>・中津川の自然を紹介する啓発物などの作成</li> <li>・自然環境保全活動に必要な資材等の貸出</li> <li>・環境団体が行う活動の情報発信</li> </ul>

### 基本方針(2) 自然を調べ理解する

①自然環境に関する基礎情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な生きもの調査の実施</li> <li>・自然環境基礎情報調査の実施</li> </ul>
②希少な生きものに関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少植物とその自生地の分布及び現状の調査</li> <li>・希少動物とその生息地の分布及び現状の調査</li> <li>・天然記念物、保存樹などの指定・保存のための現状調査</li> </ul>
③外来生物に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物の分布調査</li> </ul>

### 基本方針(3) 自然を保全する

①希少な生きものの保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少動植物の重要自生地の保全活動（天然記念物を含む）</li> <li>・天然記念物や自然環境保護地区、保存樹などの指定及び保全</li> </ul>
②外来生物の駆除の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物（植物）の駆除活動の推進</li> <li>・特定外来生物（動物等）の駆除活動の推進</li> </ul>
③野生鳥獣の保護及び管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護及び管理の推進</li> <li>・有害鳥獣駆除の実施</li> <li>・農地等での有害鳥獣対策の推進</li> </ul>
④森林・里地里山の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山の保全と活用</li> <li>・森林整備の推進</li> <li>・環境配慮型農業の推進</li> <li>・優良農地の確保に向けた取り組みの推進</li> <li>・河川や田園集落と調和した景観の形成</li> </ul>

### 基本方針(4) 自然を活かす

①自然の恵みの有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山などの恵みの有効利用の促進</li> <li>・産直住宅の建設促進</li> <li>・公共施設等での木質化や緑化の推進</li> <li>・木材の搬出促進</li> </ul>
②自然を活かした観光や交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコツーリズムの推進</li> <li>・エコツーリズムのガイドの養成</li> <li>・木曽川流域圏における自治体連携・交流の強化</li> <li>・姉妹都市や交流都市などとの交流の推進</li> </ul>
③自然体感型施設等の充実と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園等の管理と活用</li> <li>・自然体感型施設等の利用促進</li> </ul>

## 第5章 第3節 施策内容

### (1) 自然を守る仕組みをつくる

#### ① 自然環境保全活動を推進するための仕組みづくり

本市において自然環境の保全活動に取り組んでいる自然環境団体間の交流や情報交換、技術・知識の向上、各団体の活性化と連携の強化を図るとともに、参加団体と協働した保全活動や啓発活動を推進するため「中津川市自然環境団体等連絡会議」を開催していきます。

また、各活動や取組みの適切な実施のため、学識者や専門家等の助言が受けられる支援体制を作ります。

個別施策の名称	概要	担当課
中津川市自然環境団体等連絡会議の推進	本市において自然環境の保全活動に取り組んでいる環境団体が集まる「中津川市自然環境団体等連絡会議」を定期的開催し、参加団体相互の交流や情報交換、技術・知識の向上を図ります。また、本市において取り組むべき活動などについてもこの枠組みにおいて検討・提案していきます。市はここでの提案をもとに、環境団体と連携し自然共生地域づくりに取り組みます。	環境政策課
学識者・専門家等による支援体制の強化	専門的な知見から適正な保全活動を行うため、大学や研究機関などとの連携を強化するとともに、本市の自然環境の保全施策への支援体制を確立します。	環境政策課
農業科や専門学校との連携	高校や農業・林業等の各種専門学校と連携し、学校の授業や実習活動と連携した学生による環境保全活動を促進します。また、大学や研究機関の有識者も交え、学生の活動や研究を支援します。	環境政策課

#### ② 自然環境保全活動のための人材育成

自然環境保全活動を持続的に推進していくためには、その担い手となる人材の育成が重要です。そのため、本市の将来を担う子どもたちが自然環境への関心や愛着を深めるための環境教育プログラムを園や学校と連携して実施するとともに、環境学習の指導者や環境保全活動の担い手育成に取り組めます。

個別施策の名称	概要	担当課
幼児向け環境教育の推進	人と自然とのつながりを考えることができる豊かな心を育むことを目的に、木育や自然体験を取り入れた幼児向けの環境教育を、各保育園や幼稚園で実施します。	環境政策課 幼児教育課
河川環境教育の推進	子ども達に川の水質や生態系の保全、流域の繋がりなどの学びを提供するために、水生生物調査(カワゲラウォッチング)などの河川環境教育を、市内の小中学校を対象に実施します。	環境政策課 学校教育課

個別施策の名称	概要	担当課
環境教育の指導者や保全活動の担い手育成	幼児向けの環境教育や河川・森林の環境教育などに携わる指導者を育成するための指導者講習会などを実施し、本市の自然環境とその保全に関する正しい知識を持ち、その知識を伝え、活動していく人材を育成します。	環境政策課
環境教育や環境保全に必要な教材・副読本の作成	環境教育や環境保全の担い手の育成に必要な教材・副読本(指導者マニュアル)等をわかりやすい内容で作成し、指導者講習会などで活用します。	環境政策課
人材登録制度の創設・活用	地域での環境保全活動を率い、学校や市民向けの環境教育・環境学習等を支援する人材の登録制度を創設し、講座等への派遣を行います。	環境政策課

### ③ 自然環境保全活動につながる市民運動の推進

環境保全活動は、多くの市民が参加して行われることでより大きな成果を得ることができます。

本市では、市民の自然環境保全活動への参加を促すため、自然環境や生物多様性の保全に関する宣伝活動(キャンペーン活動)を企画・実施し、その活動への理解と参加を促進します。また、市民が行う環境保全活動に対し、必要な資材等の貸出しや専門家等の派遣を行うなどの支援を行います。

個別施策の名称	概要	担当課
自然環境・生物多様性保全に向けた啓発キャンペーンの推進	市民の自然環境に関する知識や保全意識の高揚を図るため、市民にも分かりやすく取り組みやすい生物多様性のキャンペーン活動を企画・推進していきます。	環境政策課
自然環境保全活動の推進	環境団体や地域による、森林・里地里山・湧水湿地・川などの保全活動への支援や協働した取組みを推進します。	環境政策課
中津川の自然を紹介する啓発物などの作成	本市の自然環境や生きもの、保全活動などについて紹介した市民向けの啓発パンフレットやマップなどを作成・配布し、市民の自然や生物多様性保全に対する理解を深めます。また、中津川市公式ホームページ等に掲載し、広く周知します。	環境政策課
自然環境保全活動に必要な資材等の貸出	環境教育や環境調査、環境保全活動などに必要な、教材や活動用品、観察器具、測定機器、作業資材などを確保し、必要に応じて市民団体等に貸し出します。	環境政策課
環境団体が行う活動の情報発信	市内で活動する環境団体の活動を支援し、それぞれの活動内容の発信や発表する機会を提供します。また、地域や住みよい環境づくり推進員、団体等との対話の機会を拡充し、施策や取組みを啓発するとともに、市民の意見を施策に反映します。	環境政策課

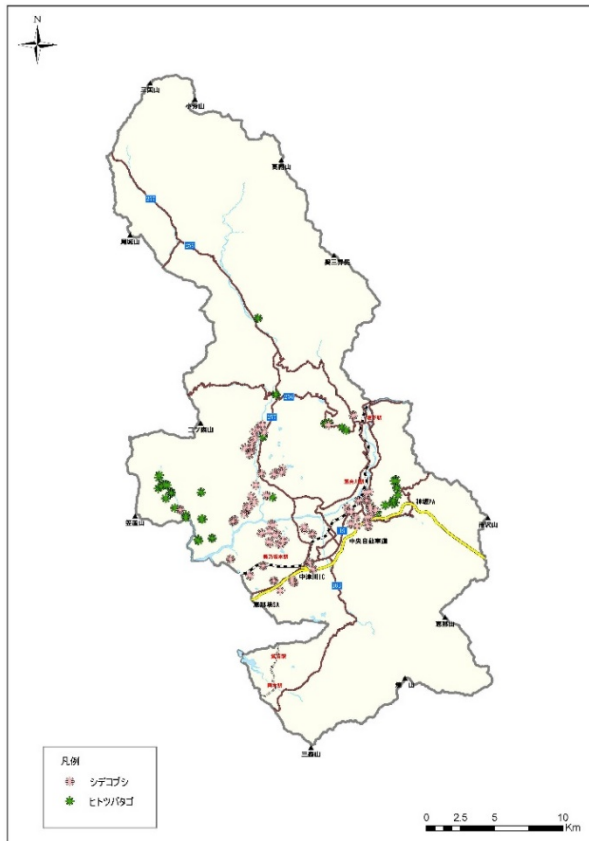
## (2) 自然を調べ理解する

### ① 自然環境に関する基礎情報の収集

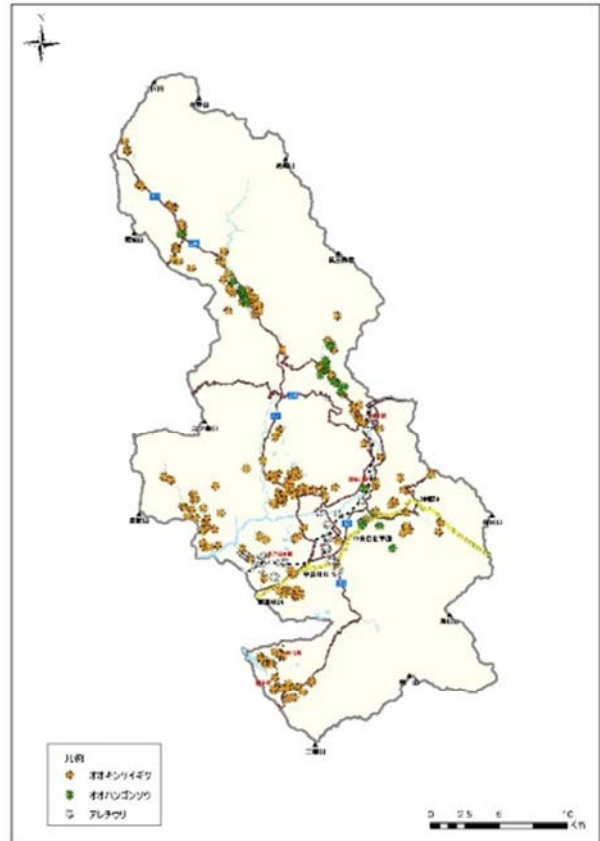
本市の自然に関する各種データを収集、蓄積し、今後の調査や保全活動、環境教育などを実施する際の基礎資料とし、これらを中津川市公式ホームページに掲載するなど広く周知を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
身近な生きもの調査の実施	市民や環境団体が参加する「市民生きもの調査隊」を編成し、身近な場所に生息している生きものについて調査を行い、その結果をもとに冊子「中津川市の生きもの」を作成します。	環境政策課
自然環境基礎情報調査の実施	本市の自然環境に関する基礎情報を定期的に調査・整理するとともに、岐阜県GISマップへ生きものの分布状況等を随時登録し、自然環境の現状を把握します。	環境政策課

### ○自然環境基礎情報のマップ化の例



希少種マップ（シデコブシ・ヒトツバタゴ）



特定外来生物マップ（オオハンゴンソウ等）

② 希少な生きものに関する調査

本市には、シデコブシやハナノキ、ヒトツバタゴ等この地方固有の希少な生き物が多くみられます。これらの生きものを地域の宝として後世に残していくことが重要です。そのためには希少な生きものたちの分布や現状を把握し、理解することは欠かせません。

絶滅危惧種などの希少な生きものの分布やそれらが生息する自然環境等の現況を把握する調査を、大学や研究機関、環境団体と連携して実施します。

個別施策の名称	概要	担当課
希少植物とその自生地の分布及び現状の調査	大学や研究機関、環境団体などと連携し、絶滅危惧種など希少植物の分布状況とその自生地の現状を把握する調査を実施し、その結果をまとめて基礎データとして蓄積します。 特に、本市において特徴的なシデコブシ・ハナノキ・ヒトツバタゴなどの東海丘陵要素植物の自生地である里地里山や湧水湿地の環境調査を進めます。	環境政策課
希少動物とその生息地の分布及び現状の調査	大学や研究機関、環境団体などと連携し、絶滅危惧種など希少な哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・魚類・昆虫類等の分布状況と生息地の現状を把握する調査を実施し、その結果をまとめて基礎データとして蓄積します。	環境政策課
天然記念物、保存樹などの指定・保存のための現状調査	既存の天然記念物や保存樹などの現状調査を定期的に行い、保護・保存の取組みに活かします。また、市民による保全の機運が高まっている種やその自生地については、天然記念物や保存樹の指定等も視野に入れた現状調査を行います。	文化振興課 環境政策課

③ 外来生物に関する調査

本市でも、身の回りの環境において外来生物を目にすることが多くなりました。なかでもオオキンケイギクやアライグマ、ブラックバスなどの特定外来生物は、地域の固有な生態系や里地里山の景観などを損ない、農業や人にも危害を加える恐れがあります。そのため、「特定外来生物」の分布状況やその影響などを確認し、駆除対策に向けた基礎データを蓄積します。

個別施策の名称	概要	担当課
特定外来生物の分布調査	本市で繁殖が拡大している特定外来生物に指定された植物(オオキンケイギク、アレチウリ、オオハンゴンソウ等)や生態系被害防止外来種などの分布調査を地域と協力して推進します。 また、特定外来生物に指定された哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類などの分布調査を推進します。	環境政策課

### (3) 自然を保全する

#### ① 希少な生きものの保全活動の推進

全国的に、開発行為、里地里山の手入れの放棄、外来生物の侵入などの影響により希少な生きものは減少傾向にあります。本市においてもシデコブシやハナノキ、ヒトツバタゴなど、早急に保全対策を講じる必要がある生きものが存在します。また、今後はリニア中央新幹線の整備工事やこれにともなう公共工事などが行われるため、開発と自然保護が両立した「持続可能な開発」の観点から、保全活動を推進していく必要があります。

本市では、前述の希少動植物の調査結果をもとに、これらの重要な自生地のうち荒廃や消失する恐れがある場所については再生・保全に向けた活動を行います。

個別施策の名称	概要	担当課
希少動植物の重要自生地の保全活動(天然記念物を含む)	本市の代表的な希少種である、シデコブシ・ハナノキ・ヒトツバタゴの重要自生地及び水源地での保全活動を推進します。具体的には自生地における後継樹の生長を促すため、支障木の伐採や湿地環境の保全などの環境整備を推進します。また、遺伝子の多様性に配慮しながら、専門家等の指導のもと保護増殖活動を進めていきます。	環境政策課 文化振興課
天然記念物や自然環境保護地区、保存樹などの指定及び保全	市民による保全の機運が高まっている種やその自生地は、調査の結果や有識者の意見を参考に、天然記念物や自然環境保護地区、保存樹への指定等も視野に入れ、保護活動の推進に取り組みます。また、こうした場所を市民や地域が保全していく仕組みづくりに取り組みます。	文化振興課 環境政策課

#### ○希少な生きものの宝庫である湧水湿地

湧水湿地は斜面からの湧水で潤わされる湿地で、1000㎡に満たない小規模なものが多いのが特徴で東海地方に分布しています。本市の里地里山には湧水湿地が数多く点在し、ハナノキやシデコブシ、シラタマホシクサ等の植物をはじめ、ヒメタイコウチ、ヒメヒカゲ、ホトケドジョウなどこの湿地特有の多くの希少種が確認されています。近年では開発などにより数が著しく減少しているため、本市では希少生きものとともにそれらが自生する湧水湿地の保全に取り組みます。

シラタマホシクサが咲き誇る秋の湧水湿地



ヒメタイコウチ



サギソウ



ホトケドジョウ



ヘビノボラス



### ○環境団体と行政との連携によるシデコブシの保全活動

みなさんはシデコブシをご存知でしょうか。シデコブシはモクレン科に属する日本固有の植物で、環境省レッドリストでは準絶滅危惧(NT)に指定されています。本市では3月末から4月上旬に開花し、純白からピンク色まで変化にとんだ花の色で人々の目を楽しませてくれます。花の形が神主の使う「シデ」に似ていることからこの名前がつけられており、昔から地元では春を告げる花として親しまれています。市内の各地で目にする植物ですが、実はこの地域以外ではあまり見ることができない世界的にも希少な植物なのです。

シデコブシの自生地は全国的にも愛知・岐阜・三重の一部にしかなく、またその大半が岐阜県の東濃地域にあります。そのうち、本市には平成27年現在で大小約66箇所以上の自生地が確認されており、そこに自生する株数は約3,600株を超えます。また、日本のシデコブシ自生地の東限・北限に位置し、学術的にも貴重な位置づけがなされています。

しかし、シデコブシは今、絶滅の危機に瀕しています。多くのシデコブシ自生地は里地里山の湧水湿地にありますが、そこに人の手が入らなくなることで里山林が荒れ、湧水湿地の乾燥化が進むなど、シデコブシの自生環境が悪化しています。特に、他の樹木や竹が成長しシデコブシの日照条件を悪くしており、シデコブシが大きく成長できないばかりか、実生が成長できず枯れてしまうため、新たな世代に更新することができず、現在生えている株が寿命で枯れてしまえば絶滅する恐れがあります。

このため、市ではこれまでこの地域において保全活動を行ってきた「中津川シデコブシの会」などの環境団体と協力して、市内のシデコブシ自生地の調査を行うとともに、生育環境が良くない場所については日照の妨げとなっている支障木の伐採やツタや雑木の刈り払いなどの環境整備を行うなど、自生地の保全活動に取り組んでいます。

注) 箇所数・株数は旧中津川市エリア及び福岡・坂下地区におけるH25・H26年度の市の調査により確認した数です。また蛭川地区は未調査のため数に入れていません。



左：シデコブシの花（岩屋堂シデコブシ群生地）  
右上：シデコブシの自生地調査  
右下：シデコブシ自生地における支障木の伐採



② 外来生物の駆除の推進

平成25年度以降行っているオオキンケイギク・アレチウリ・オオハンゴンソウなどの特定外来生物の分布調査によれば、分布域はすでに市内全域に広がっており、中には大規模な自生地も存在していることがわかっています。

また、本市では影響が少ないものの近隣自治体ではアライグマなどによる農業被害が増加しているほか、セアカゴケグモなどの危険な外来種も東濃地域において分布域を広げつつあります。

これらを踏まえ、特定外来生物等への適切な対策を、市民、事業者、行政が連携して早急を実施していく必要があります。

個別施策の名称	概要	担当課
特定外来生物(植物)の駆除活動の推進	<p>本市で繁殖が拡大している特定外来生物(植物:オオキンケイギク、アレチウリ、オオハンゴンソウ等)や生態系被害防止外来種などの駆除活動を地域と行政が協働して推進します。</p> <p>市内一斉清掃における特定外来生物の駆除の実施や、市が管理する道路・河川・公園等での率先した駆除対策を実施していきます。</p> <p><b>【率先駆除対策の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物駆除事業(委託業務)の推進</li> <li>・住民協働作業での駆除作業の推進</li> <li>・道路等の維持管理作業における駆除の実施</li> </ul>	<p>環境政策課 管理課 建設課</p>
特定外来生物(動物等)の駆除活動の推進	<p>特定外来種のうち植物以外のもの(哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫、魚類など)についての駆除活動を推進します。</p> <p>アライグマ、ヌートリアなどの害獣については捕獲檻の貸し出しや猟友会と連携して有害鳥獣駆除を実施します。</p> <p>ブラックバスやブルーギルなどの外来種(魚類)については、県や用水組合等と連携し、計画的な池干しを行うとともに、ため池に生息する生き物調査、外来種の捕獲・駆除、放流防止対策などを実施します。</p> <p>また、セアカゴケグモなど市内では未確認の特定外来生物についても、周知活動と合わせて駆除対策を検討し、備えます。</p>	<p>環境政策課 林業振興課 農業振興課 農林整備課</p>



本市でも多く確認されているアライグマ



アライグマ等の捕獲檻の貸出しを実施

## ○本市におけるオオキンケイギク（特定外来生物）駆除の活動

### ○ 特定外来生物とは

日本の生態系に重大な影響を及ぼす恐れがある植物として、外来生物法により「特定外来生物」が指定され、栽培、運搬、販売、野外に放つことが禁止されています。

### ○ オオキンケイギクとはどんな植物

5月から7月頃にかけて、直径5cmから7cmの橙黄色の花をつけます。県内の道端や川原などでよく見かけます。

北米原産の本種は、強健で冬季のグランドカバー効果が高く、花枯れ姿が汚くないという理由で、緑化のため道路の法面などに利用されたり、ポット苗としても生産・流通されていました。しかし、あまりの強靱さのために一度定着すると、在来の野草を駆逐し、辺りの景観を一変させてしまう性質を持っています。人の手でこれ以上拡げないようにするため、平成18年に「特定外来生物」に指定されました。



オオキンケイギク

### ○ オオキンケイギクの駆除方法

本種がみなさんの庭などに生えているのを見かけたら駆除しましょう。

本種を駆除する際は、根から引き抜いてビニール袋等に密閉するなどその場で拡げないように2・3日放置し、枯死させた後に燃えるゴミとして処理しましょう。

(参考：岐阜県環境生活部自然環境保全課 HP)



オオキンケイギクの駆除活動

### ○ 中津川市における現状

本市では平成25年から、市民や地域の協力の元、特定外来生物の調査と駆除活動を実施しています。平成27年に行ったオオキンケイギクの分布調査では、215箇所では生育が確認されています。

本市内には、オオキンケイギクのほか、オオハンゴンソウ（28箇所）やアレチウリ（29箇所）などの特定外来生物に指定された植物の生育が確認されています。

本市では引き続き市民等にご協力をいただきながら特定外来生物の分布状況や駆除活動を推進していきます。



オオハンゴンソウ



アレチウリ

### ③ 野生鳥獣の保護及び管理

本市では、毎年イノシシ・シカ・サルなどの野生鳥獣による農林業への多額の被害が発生し、また、森林の植物への食害など自然環境への影響も危惧されます。一方で、こうした野生鳥獣の駆除（個体管理）に携わる狩猟者が減少しており、数年後には鳥獣対策が行き詰る恐れがあります。

本市では、農林業への被害防止と豊かな森林を守る視点から関係機関と連携して対策を実施するとともに、狩猟者などの担い手不足の解消に向けた人材育成を促進します。

個別施策の名称	概要	担当課
鳥獣保護及び管理の推進	鳥獣保護管理法を適正運用し、県の実施する個体管理などへの協力をします。また、市内のニホンジカの被害状況を把握し、生息数が爆発的に増加する前に、ニホンジカの個体数調整を検討します。	林業振興課
有害鳥獣駆除の実施	農林業被害を受けた地域からの要請に応え、猟友会と連携してイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシンなどの有害鳥獣駆除を実施します。 また、有害鳥獣駆除隊員の育成に向け、狩猟免許や銃の所持に関わる経費の補助を、市民や市職員を対象に実施します。	林業振興課 農業振興課
農地等での有害鳥獣対策の推進	農地への有害鳥獣被害を防止するために、市民に対し電気柵や防除柵などの設置に対する補助を実施します。 また、モンキー犬の育成に関する補助など、ニホンザル等の地域ぐるみの追い払い活動につながる取組みを推進します。	農業振興課

#### ○中津川市における鳥獣被害と対策

本市における鳥獣被害の大半はイノシシによるもので、次いでニホンザル、カラスの順となっています。

これまで、電気柵や侵入防止柵の整備により、被害量は以前に比べ減少傾向にあります。例えば岐阜県が推奨する「猪鹿無猿柵」は、下部のワイヤーメッシュでイノシシを、上部のエスター線でシカを、電牧線を組み合わせてサルの侵入を防ぎ、効果を上げています。しかし、柵の未設置の地域で新たな被害がみられることから、捕獲による個体数管理など総合的な取組みが求められます。特にイノシシやシカなどは、自然の恵みの有効活用の視点から「ジビエ料理」等の食材としても考えていく必要があります。



くくりわなにかかったシカ



ジビエ料理：シシ鍋



猪鹿無猿柵の設置状況（苗木地区）



④ 森林・里地里山の整備推進

本市の森林や里地里山の多くは、社会情勢や生活スタイルの変化などにより、人と自然とのかわりが薄れ、手入れが行き届かない場所が増えています。これにより、今まで成り立っていた自然環境のバランスが崩れ、森林の荒廃や山地災害、耕作放棄地の増加、野生生物による農林業被害と生活圏への出没、外来生物の繁殖、希少な生きものの自生地減少など多くの問題が起きています。

本市では、森林や里地里山の機能の維持・回復に資する事業に取り組み、豊かで魅力的な森林や里地里山の再生を図ります。特に、森林分野では、「健全で豊かな森林づくり」を目指し、森林の持つ多面的機能が発揮できる適切な施策や森林の整備・保全につながる取組みを推進します。

また、農業分野では農地の多面的機能を維持・発揮させるため、農業用水路や水田、畑等を整備・再生します。また、良好な自然と農業との共存を図るため、環境配慮型の農業を推進します。

個別施策の名称	概要	担当課
里地里山の保全と活用	人の手がかかず手入れが放棄されている里山林や耕作放棄地について、新たな活用方法を模索し、有効利用につなげるための仕組みづくりや具体的な利用の取組み等に向けた検討などを進めます。	環境政策課 林業振興課 農業振興課
森林整備の推進	国や県などの補助事業を活用し、民有林の森林整備を進めます。生物多様性保全の観点では、清らかな水を涵養する水源林等の整備、野生鳥獣被害の軽減や地域住民の生活の向上を図るための里山林の整備や活用を進めていきます。また、自然の力を活用した森林更新を促し、広葉樹林や針広混交林等を増やしていくことで森林の生態系サービス(調整サービス)を高めます。	林業振興課
環境配慮型農業の推進	化学合成農薬や化学肥料を一定以上低減するなど環境への配慮を商品付加価値とした環境配慮型の農業を推進するため、国や県の補助制度も活用しながら支援していきます。 【取組み例】 ・環境保全型農業推進事業(農林水産省) ・ぎふクリーン農業推進事業(岐阜県)	農業振興課
優良農地の確保に向けた取組みの推進	耕作放棄地の解消や農業の健全な発展のため、国や県の制度を活用して、耕作放棄地を再生・利用するための再生作業(障害物除去、深耕、整地、土地改良等)や農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動などに対する支援を行い、農用地区域の保全を図ります。 【取組み例】 ・耕作放棄地再生利用交付金事業(農林水産省) ・多面的機能支払交付金事業(農林水産省)	農業振興課 農林整備課
河川や田園集落と調和した景観の形成	3,000㎡以上の開発行為に対して、開発時に届出義務を課し、道路等の公共空間との境界部分に緑化の規制を設定します。	都市計画課

## (4) 自然を活かす

### ① 自然の恵みの有効利用

自然は食べ物や木材、生活用品など日々の暮らしの中で欠かせない様々な恵みを私たちに与えてくれます。本市は森林資源をはじめとする自然資源に恵まれ、古くから自然を取り入れた暮らしを営んできました。自然資源は本市の重要な財産であり、また関連する産業も盛んなことから、これら資源をあらゆる形で活かしていくことが本市の自然共生地域づくりにおいて重要です。

また、本市ならではの森林や里地里山の恵みを活かした物品の生産販売を促進し、環境保全と経済活動を融合させた地域の活性化を図ります。中でも、東濃ヒノキを代表とする地域材を活用した産直住宅の普及や公共施設の整備や改築に伴う木質化の検討など、自然と調和した施設等の導入を促進します。

個別施策の名称	概要	担当課
里地里山や清流の恵みの有効利用の促進	里地里山の小径木、短尺材などの合板、木材製品などへの加工利用を推進します。また、ジビエや川魚、特養林産物 <sup>*1</sup> など地域の自然資源の有効活用を進めるとともに、農林水産物に関する新たな特産品開発とブランド化の推進を図ります。	林業振興課 農業振興課
産直住宅の建設促進	地域材の利用を促進するため、市内産直住宅団体が行う、地域材を使った産直住宅建設と普及啓発に対する補助を行います。また、自然の光や熱を効果的に利用する、エコ住宅の要素を取り入れた産直住宅の研究開発や普及に向けた取組みを進めます。	林業振興課 環境政策課
公共施設等での木質化や緑化の推進	公共施設や学校等における新築や増改築、備品等導入の際には、施設の木造化や内装木質化を検討するとともに、木製品の活用に努めます。また、敷地内での緑化を進めるなど自然と調和した環境配慮型の公共施設を目指します。	施設担当課
木材の搬出促進	山林に残されている木材の利用を促進するために、搬出に対して補助を行い、木質バイオマスの循環的利用を促進します。	林業振興課

### ② 自然を活かした観光や交流の推進

自然を守り活かしていくためには、市民がこの地域の自然の価値や大切さに気づき、その魅力などを他に伝えていくことが重要です。その取組みとして、自然・歴史・文化など地域固有の資源を活かしたエコツーリズムを推進し、観光客を呼び込んだり、自然をテーマとして他市と交流したりするなど、市内外の人に本市の自然のファンになってもらい、環境保全活動に参加してもらうことが有効です。この取組みは、交流人口の増加や移住定住、産業の活性化などにも貢献する取組みとして期待されます。

<sup>\*1</sup> 特用林産物とは、食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称です。

個別施策の名称	概要	担当課
エコツーリズムの推進	環境団体や観光事業者、農家等と連携し、自然体験、農業体験、環境保全活動などを組み合わせた体験型観光やサイクリングツアーなどの実施を支援します。 また、自然、文化、農業をテーマとした中津川版エコツーリズムのメニュー開発や仕組みづくり、プロモーション等に取り組みます。	観光課 農業振興課 林業振興課 環境政策課
エコツーリズムのガイドの養成	環境団体や観光事業者、農家等と連携し、エコツーリズムを企画・運営するガイドの養成を推進します。	観光課 農業振興課 林業振興課 環境政策課
木曾川流域圏における自治体連携・交流の強化	木曾川流域の自治体等より組織される様々な枠組みに参加し、流域圏の行政や企業の協働による生物多様性保全活動や森づくり活動などを市内で推進します。また、本市の自然や特産品を活用した流域圏での経済交流を進めます。	環境政策課 林業振興課
姉妹都市や交流都市などとの交流の推進	姉妹都市や交流都市と自然環境をテーマにした交流を推進します。特に、苗木地区の野外教育センター(キャンプ場)における名古屋市の子どもたちとの交流やなごや環境大学を通じた名古屋市民との交流などを環境団体と連携して推進します。	環境政策課

### ○エコツーリズムの先進的取組み事例（埼玉県飯能市）

埼玉県飯能市は森林と河川の自然環境に富んだ地域で、平成 20 年に「第 4 回エコツーリズム大賞」の大賞を受賞したエコツーリズム先進地です。エコツーリズムとは、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、楽しく学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のことです。飯能市では、市内の NPO 法人や地域の団体など、地域住民が主体的に実践しているエコツアーの企画・実施の支援や、オープンカレッジによるエコツアーガイドの人材育成支援などを通じてエコツーリズムの推進を行っています。こうした取組みを通じて、観光客の増加や、地域の魅力の再発見、里地里山の保全、環境教育の推進、地域経済への貢献、まちの PR など様々な効果が生まれています。

＜飯能市役所のエコツアーの様子＞



外来種 ブラックバス駆除



竹の間伐体験

出典：飯能市役所 観光・エコツーリズム推進課

環境省自然環境局 エコツーリズムのススメ ホームページ

### ③ 自然体感型施設等の充実と活用

本市には、県立自然公園をはじめ、各地のキャンプ場、身近な公園や親水広場、博物館など市民が手軽に自然とふれあえる場所や自然について学べる場所があります。

こうした場所を適切に管理して魅力を高めていくとともに、多くの人による利用を促していくことで、市民の自然についての関心を高めていきます。

個別施策の名称	概要	担当課
自然公園等の管理と活用	市内に3つある県立自然公園(胞山、裏木曾、恵那峡)の管理と保全を行い、観光分野での活用を進めます。 特に、胞山県立自然公園では、三菱電機中津川製作所・根の上高原観光保勝会・市の三者が連携し、「根の上高原 生きた自然公園づくり協定」に基づく整備作業を実施します。	観光課
自然体感型施設等の利用促進	自然体験活動や環境教育、エコツーリズム等で、市内の自然体感型施設等(キャンプ場、公園や親水広場等)の積極的な利用を促進します。 また、鉱物博物館においては、「夜明けの森こんもり山プロジェクト」、「自然観察会」などの体験教室を実施するとともに、市内の自然環境に関する企画展を行っていきます。	文化スポーツ部 教育委員会 観光課 農業振興課 林業振興課 環境政策課

#### ○エコツーリズムとは

エコツーリズムの定義は様々ですが、NPO 法人日本エコツーリズム協会によれば、以下のとおり定義されています。本市でもこの趣旨に賛同し、施策を推進していく考えです。

##### 定義

自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光を成立させ、観光によってそれらの資源が損なわれることがないよう、適切な管理に基づく保護・保全をはかり、地域資源の健全な存続による地域経済への波及効果が実現することをねらいとする、「資源の保護」「観光業の成立」「地域振興の融合」をめざす観光の考え方です。

それにより、旅行者に魅力的な地域資源とのふれあいの機会が永続的に提供され、地域の暮らしが安定し、資源が守られていくことを目的としています。

##### 付記

上記エコツーリズムの概念を定義付けするにあたっての考え方

1. エコツアーとは、こういったエコツーリズムの考え方に基づいて実践されるツアーの形態です。
2. エコツーリズムの健全な推進を図るためには旅行者、地域住民、観光業者、研究者、行政の5つの立場の人々の協力がバランス良く保たれることが不可欠です。
3. 環境の保全を図りながら観光資源としての魅力を享受し、地域への関心を深め理解を高めてもらう手段としてのプログラムがつけられるべきであり、地域・自然・文化と旅行者の仲介者(インタープリテーションの能力を持ったガイド)が存在することが望ましい。



第5章 第4節 指標

基本方針	指標	現況値 (平成26年度)	目標値
自然を守る仕組みをつくる	自然環境保全活動参加人数	延べ275人/年	延べ550人以上/年
	市や環境団体による環境保全活動の参加者(年間)を約2倍以上に増やします。		
自然を調べ理解する	湧水湿地の調査箇所数	2ヶ所	12ヶ所
	毎年1か所以上実施することとし、できる限り前倒して目標を達成するよう努力します。		
	ハナノキ自生地の調査箇所数	9ヶ所	19ヶ所
	毎年1か所以上実施することとし、できる限り前倒して目標を達成するよう努力します。		
自然を保全する	希少種自生地保全箇所数 (支障木伐採、下草狩りなどの実施)	2ヶ所	12ヶ所
	毎年1か所以上実施することとし、できる限り前倒して目標を達成するよう努力します。		
	特定外来生物の分布区域数	272ヶ所	100ヶ所以下
	オオキンケイギク・アレチウリ・オオハンゴンソウの駆除を進め、自生箇所を半数以下にします。		
	外来種駆除ため池件数 (ため池の池干し)	3ヶ所	13か所
	岐阜県と共同で毎年1か所以上実施します。		
自然を活かす	エコツーリズムツアーガイド数	0人	30人
	エコツーリズムのガイドを毎年3人以上育成することとし、できる限り前倒して目標を達成するよう努力します。		

第5章 第5節 重点プロジェクト

**重点プロジェクト① シデコブシ・ハナノキ・ヒツバタゴ等の東海丘陵要素植物とその自生地の保全と継承**

本市の自然環境において象徴的な「シデコブシ・ハナノキ・ヒツバタゴ」などの東海丘陵要素植物の自生地を後世に継承するための保全対策を実施します。

個別事業① 希少動植物の自生地の分布と現状の調査 (生物多様性保全上重要な湧水湿地、里地里山などの現状調査)	
事業内容	大学や研究機関、環境団体、専門家等と連携し、保全すべき希少動植物の分布状況と自生地の現状を調査するとともに、その結果をまとめたマップやデータベースを作成します。 特に、東海丘陵要素植物が自生する里地里山や湧水湿地の調査を中心に進め、調査で得られた結果をもとに保存体制・方針を検討し、自生環境の改善に向けた取組みを進めます。
期待される効果	・基礎データの蓄積を通じた科学的知見に基づく自生地保全 ・開発による自生地消失の未然防止
所管課	環境政策課、文化振興課
個別事業② 希少動植物の重要自生地の保全活動(天然記念物を含む)	
事業内容	東海丘陵要素植物の重要な自生地(里地里山や湧水湿地など)及び水源地での保全活動を推進します。具体的には、希少動植物の自生地の分布と現状の調査に基づき改善が必要な自生地については、支障木の伐採や湿地環境の保全などの環境整備を推進し、自然更新が行われるような環境づくりを目指すとともに、遺伝子の多様性に配慮した保護・増殖活動にも取り組みます。
期待される効果	・本市の魅力である大切な資源の後世への継承 ・シデコブシ・ハナノキ・ヒツバタゴの自生環境の改善 ・協働による保全活動を通じた地域の活性化と連携強化
所管課	環境政策課、文化振興課
個別事業③ 天然記念物や自然環境保護地区の指定と保存	
事業内容	良好な生態系を有し、学術的にも重要で後世への継承が必要な自然については、天然記念物や自然環境保護区域、保存樹などの新規指定を視野に入れながら、有識者や環境団体、地域住民等と連携して適切な方法で保護・保存を図ります。
期待される効果	・持続可能な開発と自然環境保全との共存共栄 ・自然環境保全活動の活発化
所管課	環境政策課、文化振興課

## 重点プロジェクト② 里地里山の保全と再生

里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また食料や木材など自然資源の供給、さらに良好な景観、文化の伝承の観点からも重要なエリアですが、人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化により、里山林などの利用を通じた自然資源の循環が少なくなっており、里地里山における生物多様性は、質と量の両面から劣化が懸念されています。「里地里山」の保全を通して、生物多様性の保全のほか、本市の自然環境の魅力や価値を高め、市民や来訪者が自然と触れ合う機会を増やし、地域のにぎわいや活性化を図ります。

個別事業① 里地里山や山林、清流を活かしたエコツーリズムやアグリツーリズムの推進	
事業内容	市民や観光事業者と連携し、自然体験、農業体験、環境保全活動などの体験型観光を組み合わせたエコツーリズム・アグリツーリズムのメニュー開発や仕組みづくり、プロモーションに取り組むとともに、体験型事業者の商業的自立化を支援します。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と来訪者との交流の活性化</li> <li>・本市の魅力に惹かれる定住化の推進</li> </ul>
所管課	観光課、農業振興課、林業振興課、定住推進課、環境政策課
個別事業② 特定外来生物の分布調査及び駆除活動の推進	
事業内容	<p>里地里山の生態系や景観を壊し、第一次産業などにも被害を及ぼす特定外来生物等の分布調査及び駆除活動を地域ぐるみで推進し、繁殖を抑制します。</p> <p>【駆除対象の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来植物:オオキンケイギク、アレチウリ、オオハンゴンソウなど</li> <li>・特定外来動物:アライグマ、ヌートリアなど</li> <li>・特定外来魚:ブラックバス、ブルーギルなど</li> </ul>
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来生物問題に関する認識の共有化</li> <li>・広域での継続的な駆除の推進による特定外来生物の繁殖抑制</li> </ul>
所管課	環境政策課、管理課、行政管理課、農業振興課
個別事業③ 有害鳥獣駆除の実施及び有害鳥獣駆除隊員の育成	
事業内容	電気牧柵など防除対策への補助を推進するとともに、猟友会と連携しての有害鳥獣駆除を推進します。また、有害鳥獣駆除隊員を育成し、実施体制の強化を図ります。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣対策の理解促進</li> <li>・有害鳥獣による農作物被害の減少</li> </ul>
所管課	林業振興課、農業振興課、環境政策課

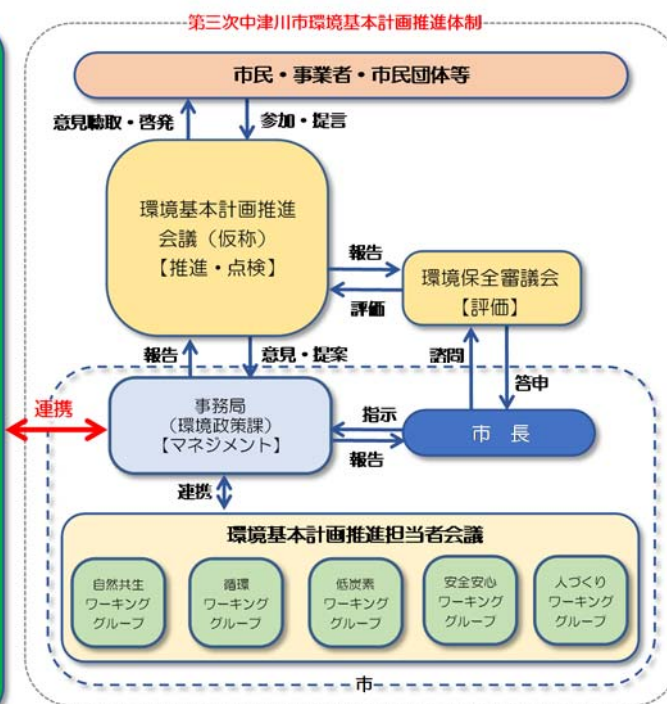
個別事業④ 里地里山などの恵みの有効利用事業	
事業内容	里地里山の小径木、短尺材などの合板、木材製品などへの加工利用を推進します。また、ジビエや川魚、特養林産物など地域の自然資源の有効活用を進めるとともに、農林水産物に関する新たな特産品開発とブランド化の推進を図ります。
期待される効果	・手入れ作業の促進による里地里山の再生 ・里地里山や清流の産物を有効活用した産業振興
所管課	林業振興課、農業振興課、環境政策課
個別事業⑤ 里山林や耕作放棄地の活用推進	
事業内容	人の手が入らず手入れが放棄されている里山林や耕作放棄地について、新たな活用方法を関係者等と模索し、有効利用につなげるための仕組みづくりや具体的取組みの実施等に向けた検討を進めます。
期待される効果	・荒廃した植林や里山林、耕作放棄地の減少 ・農村が抱える課題の解決と里地里山の再生
所管課	林業振興課、農業振興課、環境政策課
個別事業⑥ 生物多様性保全に関する市民啓発の推進	
事業内容	本市の自然環境や生き物、それらの保全活動などについて紹介する啓発パンフレットやガイドブックなどを作成します。また生物多様性保全に関する運動を環境団体などと共に企画実施し、市民の理解と関心を深め、保全の取組みを広げていきます。
期待される効果	・自然環境・生物多様性の保全意識の高揚 ・市民が主体となった環境保全活動の創出
所管課	環境政策課

### ○中津川市生物多様性地域戦略の推進体制

中津川市生物多様性地域戦略は、第11章で後述する本計画の推進体制に加え、市内の環境団体等が集まる「中津川市自然環境団体等連絡会議」と連携を図りながら推進します。



中津川市自然環境団体等連絡会議



## 第5章 第6節 リニア中央新幹線関連施策

### ◆自然環境への配慮と観光などへの活用

リニア中央新幹線開通にむけ、本市の自然環境によって形成される「景観」、この土地ならではの「食」「地域産品」や「体験活動」などの地域資源の魅力を高め、これらを活用しながら新たなエコツーリズムを提案・推進し、人々の関心を高めつつ自然環境の保全に繋げていきます。

一方で、リニアによりどんなに便利なまちになったとしても、本市が「なかつがわらしさ」を失わないようにするため、各地域が誇りとする豊かな自然、美しい景観や固有の歴史文化を大切に守り後世に引き継いでいく取組みを推進します。

#### ① 既存地域資源の魅力の向上と活用(自然・景観)

本市には、恵那山をはじめとするみどり豊かな山々、美しい高原、自然公園、付知川などの清流、そこに生息する貴重な動植物、そして自然の地域独自の豊かな自然・景観があります。これらの豊かな自然・景観は、日常的に触れる機会の少ない都会の人たちには魅力的なものであり、こうした地域資源を有効に活用したエコツーリズムを推進し、観光客を呼び込むことが求められています。しかし、観光資源と期待されるこれらの自然は、そこに住む地域住民がその魅力を理解し、磨きをかけ、さらに付加価値を高めてアピールしていくことが必要です。リニアのまちづくりに向けて「豊かな自然を活かした観光振興」に取り組んでいくことが重要であると認識が多くの地域から示されました。

そこで、守り、活かしていきたい地域の魅力（自然）を全体で磨いていくとともに、新たな観光メニューの提案や実施に向けた基盤整備、旅行会社との連携などの取組みを進め、各地域の賑わいと潤いを創出します。

#### 【守り活かしていきたい各地域の魅力(例)】

中津地区／根の上高原（胞山県立自然公園）、星ヶ見公園、恵那山（日本百名山）、  
前山、中津川・四ツ目川の清流、中山道沿いの史跡や自然景観

苗木地区／夜明けの森、苗木城跡と城下町、鉱物博物館、苗木さくら公園、

坂本地区／恵那山の眺望、里地里山の自然環境、ハナノキ、シデコブシ等の天然記念物、

落合地区／落合川の清流、恵那山麓の自然、棚田の景観、落合ダム、中山道落合宿

阿木地区／阿木川と阿木川湖周辺の自然、親水公園、中の島公園、田園風景、根の上高原

神坂地区／恵那山麓の自然、神坂峠、湯舟の宝（東山道、富士見台、湯舟沢温泉）、  
湯舟沢河川公園の桜と花桃

山口地区／中山道馬籠宿（岐阜県緑地環境保全地域）

川上地区／夕森公園の自然（裏木曾県立自然公園）、夕森公園のもみじ

加子母地区／神宮備林（国有林）、小秀山、乙女溪谷、加子母大杉、加子母川

付知地区／付知峡（裏木曾県立自然公園）、キャンプ場、木曾ヒノキ備林（ヒノキの原生林）

福岡地区／付知川、二ッ森山、福岡ローマン溪谷

坂下地区／椈の湖と周辺の自然（岐阜県自然環境保全区域）、高峰山、木曾川、川上川、外洞川

蛭川地区／恵那峡の景観と自然（恵那峡県立自然公園）、ヒトツバタゴ自生地、紅岩

② 既存地域資源の魅力の向上と活用(特産品)

本市には、栗きんとんに代表される和菓子、豊かな自然から生み出される農産物や山菜、川魚、さらには飛騨牛や五平餅、朴葉寿司といった地域色豊かな食材や伝統食があります。また、素材を活かした農産加工品や匠の技が光る木製品・石材製品など、魅力ある地場産品が数多くあります。こうした食材や地場産品の多くは、この地域ならではの生物多様性の恵みであり、全国に向けて誇れる自慢です。本市の自然の魅力が観光の目的や楽しみとして注目され、リピーターが増え、関心が高まることで、森林や里地里山などの自然環境の保全につながると考えられます。

そこで、地域独自の素材を活かした食や地場産品の魅力をさらに高めて「なかつがわブランド」として付加価値をつけた開発と情報発信を進め、自然を活かした産業振興を図ります。

【取組み例】

- ・郷土料理を宿泊施設、飲食店、立ち寄り先などで気軽に味わえる機会の提供
- ・食材の収穫から調理、試食までの一体的な体験や手づくり体験ツアーの設定
- ・有名シェフ監修による、地元食材を使った話題性のあるご当地グルメの提供
- ・農薬・化学肥料の不使用など有機栽培による高付加価値な農産物の生産
- ・高品質の産直住宅販売による東濃桧などの地元木材の消費拡大
- ・中山間地域特有の気候・風土に合ったここにしかない農産物の生産
- ・地域の歴史文化や自然風土から連想される物語性のある商品の開発
- ・農産物直売所、ファーマーズマーケットを起点とした農業の6次産業化の推進

【本市が誇る自然の恵みの一例】

川魚、山菜（ワラビ等）、キノコ（マツタケ等）、栗、夏秋トマト・ナス、そば、飛騨牛、飛騨美濃伝統野菜（瀬戸の筍、あじめコショウ、西方いも）、東濃桧、蛭川みかげ石、和菓子、五平餅、朴葉寿司、神坂味噌、カラスミ、シクラメン

○中津川のエコツーリズムの取組み事例（高峰湖 カヤック&森の学校）

中津川市苗木地区にある高峰湖及び周辺エリアでもエコツーリズムの取組みが始まっています。平成27年より苗木まちづくり推進協議会、中津川市苗木区区長会、一般社団法人中津川観光協会からなる高峰湖及び周辺エリアの活性化を目的とした「夜明けの森 活性化委員会」を発足し、その初年度の取組みとして『高峰湖カヤック&森の学校』を実施しました。

約180名の方に実際に体験頂き、カヤックとネイチャークラフトと自然散策を通じて高峰湖の気持ち良さ、自然の楽しさを体験していただきました。また、今後はより一層、地域の方に参加・協力頂き里山保全、地域魅力の再発信する機会になればと考えています。

<高峰湖 カヤック&森の学校のエコツアーの様子>



左：カヤック倶楽部

右：森の学校

出典：(一社)中津川観光協会ホームページ、高峰湖 カヤック&森の学校

### ③ 自然体験のまち「なかつがわ」においてんさいプロジェクト(観光)

本市の豊かな大自然の中、スローで贅沢な時間を過ごしていただく「体験型・滞在型のエコツーリズム」を、この地域ならではの自然資源の組み合わせによりパッケージ化し、関係する事業者や団体の協力のもと企画・実施します。

本市には、体験・滞在型の観光にマッチする自然資源が豊富にありますが、来るリニア時代に向けて本市の自然の魅力を売りにした観光を推進していくことが求められます。しかし、単に現状の自然や特産品を観光客に紹介するだけの観光ではいけません。各自然資源の個々の魅力と価値を高めるとともに、これらの観光資源に様々な体験機会や地域の人とのふれあい等を組み合わせ提供していくことが基本となります。例えば、ウォーキングやパラグライダー、鮎釣り等のアウトドア体験、栗拾い、菓子づくりやそば打ちといった食に関する体験、またこの地域でしか見られない自然に触れ保全活動に参加する機会など、中津川でしかできない中津川ならではの多様な企画を複合的に組み合わせ提供します。そして、長時間の滞在を促すイベントの開催や温かいおもてなしを施すことにより、観光消費の拡大、リピーター客や宿泊客の増加など、全国のみならず海外をターゲットに幅広い効果を生み出していきます。また、インストラクター養成や地域コーディネイト組織などの育成・支援により受け入れ基盤の強化を図るとともに、多様なチャンネルを使ったPR戦略とプロモーション活動や異なる業種、幅広い地域との多様な連携を図っていきます。

#### 【組み合わせの材料となる取組みの例】

- ・ 自然の中で楽しみ、癒されるプログラム  
⇒自然体験、キャンプ、森林浴、釣りや川遊び、山菜・キノコ狩、温泉めぐりなど
- ・ この地域でしか見られない自然の観察や環境保全活動への参加  
⇒自然観察会、恵那山・根の上などの周遊、希少な自然環境の保全活動への参加など
- ・ アウトドアスポーツなど健康志向にマッチしたプログラム  
⇒サイクリング・ウォーキング・登山・カヌー・パラグライダーなど
- ・ 農業、林業や木・石などの地場産業を活用したプログラム  
⇒植林・枝打ち等の林業体験、田植えから収穫までの農業体験、地元材を使った物作り体験、建築体験、地場産業体験など)
- ・ 「食」に体験的要素を加えたプログラム  
⇒栗拾いと栗きんとん作りの栗づくし体験、収穫した野菜で郷土食作り、飛騨牛・地酒・お茶・五平餅・そば・ご当地グルメなど地域の食文化に触れて味わう体験など)
- ・ 「田舎暮らし」の長期滞在型プログラム  
⇒農作物のオーナー制・滞在型市民農園など古民家や空き家、耕作放棄地を活用した体験など
- ・ 修学旅行や社会見学、大学や企業のクラブ・サークル活動の合宿などと絡めたプログラム

## 第6章 循環型地域づくりに関する施策



## 第6章 第1節 循環型地域づくりのあり方

### (1) 循環型地域づくりの目標(将来の環境像)

ごみを減らし、限りある資源を好循環させる地域づくり

- 3R（1.発生抑制（Reduce）、2.再使用（Reuse）、3.再生利用（Recycle））の取組みが徹底されています。
- ごみの排出を抑制するとともに、資源とごみの分別が徹底され、ごみ出しのルールが守られています。
- 「もったいない」の心で、限りある資源を大切に利用しています。
- 1人1日あたりごみ排出量は全国や県内平均を下回り、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルが定着しています。
- 衛生的で安定的なごみの適正処理・処分体制が維持され、環境への負荷をできる限り少なくしています。
- 市内に豊富に存在する木質バイオマス等の地域資源を無駄なく循環的に利用しています。



## (2) 基本方針

### ① ごみ減量化の推進

全国や県下でのごみ排出量は全体として年々低減していく傾向にある中、本市においては、ここ数年は横ばいの状況が続いています。また、市民1人が1日あたりに排出するごみの量は、全国や県平均の値を大きく上回っており、県内21市の中では最も多い結果となっています。(平成25年度 本市：1,047g/人・日、県平均：928g/人・日、全国平均：958g/人・日)

さらに、今後ごみ処理施設等の老朽化への対応や新たな最終処分場の確保など、ごみ処理に必要な市の財政負担を低減するために、一層のごみ減量の取組みが重要となっています。

そのために、ごみを出さないライフスタイルやごみが出にくい事業活動の定着を図り、将来に向けてごみ排出量の少ない地域づくりを進めます。



### ② 3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進

3R (Reduce (リデュース) = 廃棄物の発生抑制、Reuse (リユース) = 再使用、Recycle (リサイクル) = 再生利用) に取り組むことで、ごみを限りなく少なくし、ごみの焼却や埋立処分による環境への負荷を極力減らし、限りある資源を有効に繰り返し使う循環型社会の実現を目指した地域づくりを進めます。



#### 〇3R (スリーアール) とは

Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル) の3つの英語の頭文字を表す、ごみと資源の問題を解決していくキーワードです。

**Reduce (リデュース)**：使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売することです。

**Reuse (リユース)**：使用済みになっても、もう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用することです。

**Recycle (リサイクル)**：再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用することです。

### ③ 環境保全に配慮した適正処理・処分

廃棄物が処理施設において法規制や基準に基づく適正な処理および施設の維持管理の徹底を図るとともに、計画等に基づいた整備により、施設の長寿命化と効率的で安定的な運用を行います。

また、あとを絶たない違法な不法投棄に対しては、啓発や対策の強化を図り、不法投棄のないきれいで住みよいまちの実現を目指します。



### ④ 地域資源の循環的活用

本市は市域の約8割を山林が占め、エネルギーとなる木質バイオマス資源が豊富に存在しています。こうした地域資源である木質バイオマス資源をエネルギーなどとして利活用を拡げる取組みを進めます。

また、森林の適切な整備を計画的に進め、健全な森林育成を図りつつ、木質バイオマスと地域経済とが結びつき、適材適所で使われる好循環の仕組みを構築し、地域の活性化や産業の育成を目指します。



#### ○木質バイオマスとは

バイオマスとは、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のことで、いろいろな農林水産物や稲わら・もみ殻・家畜の糞尿・木くず・食品廃棄物などをさし、そのうち木材に由来するものを「木質バイオマス」と言います。

木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類があります。

## 第6章 第2節 循環型地域づくりの施策体系

### 基本方針(1) ごみ減量化の推進

①ごみ減量化の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量化の普及啓発</li> <li>・住みよい環境づくり推進員との連携</li> <li>・事業者に向けた普及啓発</li> <li>・事業系ごみの排出管理の推進</li> </ul>
②ごみ処理手数料の有料化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理手数料有料化の導入</li> </ul>
③市民・事業者・行政による協働の取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化検討と取組みの推進</li> </ul>
④生ごみの有効利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減の普及啓発</li> <li>・ダンボールコンポスト等の普及推進</li> </ul>
⑤レジ袋削減・詰替商品の選択促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レジ袋削減の取組みの推進</li> <li>・詰替商品の選択の普及啓発</li> </ul>

### 基本方針(2) 3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進

①集団資源回収やリサイクルボックスの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団資源回収奨励金制度の実施</li> <li>・リサイクルボックスの利用促進</li> <li>・使用済製品等の店頭回収の促進</li> </ul>
②資源ごみの回収・利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カン類・ビン類・ペットボトル類の分別回収</li> <li>・雑紙（ごつがみ）の回収</li> <li>・衣類・布類の回収</li> </ul>
③新たな回収拠点(新リサイクルセンター)の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新リサイクルセンターの充実した活用</li> <li>・使用済小型家電の資源化</li> <li>・大型ごみのリユース販売の実施</li> <li>・不用品紹介制度の検討</li> </ul>

### 基本方針(3) 環境に配慮した適正処理・処分

①ごみ・し尿処理施設の適正処理・処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設の適正処理・管理</li> <li>・し尿処理施設の適正処理・管理</li> <li>・新衛生センターの建設</li> <li>・将来に向けた処理施設等の計画検討</li> </ul>
②生活排水処理施設整備と適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水処理場の適正な運用と維持管理</li> <li>・特定環境保全公共下水処理場の適正な運用と維持管理</li> <li>・農業集落排水処理場の適正な運用と維持管理</li> </ul>
③不法投棄防止に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄防止に向けた啓発と予防の強化</li> <li>・住みよい環境づくり推進員との連携</li> <li>・不法投棄監視パトロールの実施</li> </ul>

### 基本方針(4) 地域資源の循環的活用

①木質バイオマス資源を循環的に活用する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刈草・剪定枝の有効活用（堆肥化）</li> <li>・公共事業から発生する木の有効活用（燃料化）</li> <li>・製材端材などの燃料化（チップ・ペレットなど）と利用する仕組みづくり</li> <li>・薪・ペレットストーブの導入促進</li> <li>・木材の搬出促進</li> </ul>
---------------------------	---

## 第6章 第3節 施策内容

### (1) ごみ減量化の推進

#### ① ごみ減量化の普及啓発

市民および事業者に対して、ごみの発生を抑制する生活スタイルや事業活動の見直しを働きかける普及啓発活動を推進します。

個別施策の名称	概要	担当課
ごみ減量化の普及啓発	ごみの減量やごみの出し方などごみ関連の情報を広報なかつがわや中津川市公式ホームページ、回覧板、イベント、出前講座等多様な方法により周知を図ります。	環境政策課 環境センター
住みよい環境づくり推進員との連携	住みよい環境づくり推進員と連携し、地域でのごみ減量の取組みを促進するとともに、地域や推進員の活動を支援します。	環境政策課
事業者に向けた普及啓発	事業系ごみの排出事業者に対して、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を啓発します。	環境政策課 環境センター
事業系ごみの排出管理の推進	大量にごみを排出する事業者に対し、ごみ減量や再生利用などに関する計画書の提出を求め、排出管理と必要な指導を行います。	環境センター

#### ② ごみ処理手数料の有料化

より効果的なごみの減量化を進めるため、ごみ処理手数料の有料化など経済的手法の導入の検討を進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
ごみ処理手数料有料化の導入	ごみ減量・リサイクルの推進の手法として、ごみ処理手数料有料化の導入について検討を進めます。	環境政策課 環境センター

#### ③ 市民・事業者・行政による協働の取組みの推進

平成26年度に本市でのごみの減量について検討するため設置した「中津川市ごみ減量検討市民会議」において、ごみの減量やリサイクルの推進に関する検討を行い、提案されたごみ減量施策や取組みを市民・事業者・行政が協働して進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化検討と取組みの推進	毎年「中津川市ごみ減量検討市民会議」を開催し、ごみ減量に関する効果的な取組み等を検討し、提案された施策を推進します。	環境政策課

○「中津川市ごみ減量検討市民会議」

ごみの減量化を進めるため、市民、事業者、有識者の代表計 14 名で構成する組織を平成 26 年 8 月に設置し諸施策の検討を行っています。平成 26 年度に計 6 回の会議でまとめられた意見は、平成 27 年 2 月 4 日に吉村安彦会長から市に対して、計 13 項目の提言書として提出されました。



④ 生ごみの有効利用の促進

家庭ごみの組成で高い割合を占める生ごみの排出抑制のより一層の促進を図るため、生ごみの排出削減につながる情報の提供をはじめとして、堆肥化や焼却によらない再生利用の可能性について検討を進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
食品ロス削減の普及啓発	食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品(食品ロス)への関心と「もったいない」の意識を高め、生ごみの発生抑制を進めます。	環境政策課
ダンボールコンポスト等の普及推進	生ごみを堆肥化するダンボールコンポストなど家庭において堆肥化するための多様な処理方法の普及を推進し、ごみの発生抑制を進めます。	環境政策課

○食品ロスとは

まだ食べられるのに廃棄される食品のことで、日本国内の食料消費全体の 2 割、1 人当たり年間約 15kg が捨てられていると試算されています。家庭では食品を無駄にせず、食べきって、ごみの減量を推進することが必要です。中津川市生活学校では、家庭でロスとなりやすい食品を使った料理教室を開催するなど、食品ロスを見直す取組みを進めています。



⑤ レジ袋削減・詰替商品の選択促進

日常生活の中で誰もが簡単にできる「レジ袋の削減」や「詰め換え商品や繰り返し使用できるリターナブル容器<sup>※1</sup>の選択」を促進することによりごみの削減に取り組みます。

個別施策の名称	概要	担当課
レジ袋削減の取組みの推進	中津川市レジ袋有料化推進協議会の提起により、平成 20 年 10 月から参加事業者(店舗)においてレジ袋の有料化を実施し、省資源とごみ減量化を推進しています。取組みの継続と事業者の参加拡大を進めます。	環境政策課
詰替商品の選択の普及啓発	容器包装廃棄物の削減のため、市民や販売事業者に対して詰替商品やリターナブル容器の選択の普及啓発を図ります。	環境政策課

※1 メーカーが回収・洗浄をして再び使用する容器です。

## (2) 3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進

### ① 集団資源回収やリサイクルボックスの活用促進

ごみの減量およびリサイクルを推進するため、各地域や学校、団体等で行っている集団資源回収の取組みと「リサイクルボックス」の活用を促進します。また、事業者と協力し、店頭での使用済製品等の回収を促進するなど、効率的で効果的な資源回収ルートの確保を進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
集団資源回収奨励金制度の実施	集団資源回収活動を活発に持続させるため、奨励金制度を継続し、資源化への意識向上とリサイクルの推進を図ります。	環境政策課
リサイクルボックスの利用促進	各地域の資源回収の拠点となるリサイクルボックスを計画的に整備するとともに、有効に利用されるよう啓発を行い、リサイクルの推進を図ります。	環境政策課
使用済製品等の店頭回収の促進	販売店による使用済製品等の回収を促進し、利便性に配慮した効率的な資源回収を進め、ごみの減量とリサイクルの推進を図ります。	環境政策課

### ② 資源ごみの回収・利用の推進

ごみの減量とリサイクルを推進するため、資源ごみ（カン類・ビン類・ペットボトル類）の分別回収を進めるとともに、燃えるごみの中で組成割合が高く再生活用しやすい「雑紙(ざつがみ)」と「衣類・布類」を回収し、資源化する取組みを進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
カン類・ビン類・ペットボトル類の分別回収	カン類・ビン類・ペットボトル類を分別して回収資源として再生利用につなげます。	環境センター
雑紙(ざつがみ)の回収	雑紙(ざつがみ)を資源としてリサイクルしていく効果的かつ効率的なシステムをつくり、ごみの減量化とリサイクルの推進を図ります。	環境政策課 環境センター
衣類・布類の回収	衣類・布類を資源としてリユース(再使用)またはリサイクル(再生利用)し、ごみの減量化を図ります。	環境政策課 環境センター

#### ○雑紙(ざつがみ)とは

メモ紙、コピー用紙、お菓子の箱、ティッシュの箱、紙袋、カレンダー、ポスター、包装紙、チラシ、トイレットペーパーの芯などリサイクルできる紙のことです。

燃えるごみではなく、「リサイクルボックス」や、地域や学校等で行われる「集団資源回収」に、紙袋に入れたり、雑誌にはさんで出して、ごみの減量につなげましょう。



地域のリサイクルボックス

③ 新たな回収拠点(新リサイクルセンター)の活用促進

新たな資源ごみの回収・分別・資源化の拠点として、環境センター敷地内(旧清掃センター跡)に建設された「リサイクルセンター」が、環境センターと一体となり、機能が高められるよう、利便性や効率性を考慮した各種サービスの充実を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
新リサイクルセンターの充実した活用	旧資源センターの老朽化及び市民や事業者の利便性向上のため、平成28年に建設した「リサイクルセンター」を新たなリサイクル回収・分別・資源化の拠点として、サービスを充実し、市民、事業者の利用を促進します。	環境センター
使用済小型家電の資源化	使用済小型電子機器に利用されている希少金属などの資源の確保とその再資源化を促進するため、回収・資源化に向けた最適なシステムを検討し実施します。	環境センター
大型ごみのリユース販売の実施	大型ごみとして出され再び使用できそうな家具等を安い価格で展示販売し、ごみの減量につなげます。また、市民や団体等との協働により、修理や販売、運營業務の安定化を目指します。	環境センター
不用品紹介制度の検討	市民が不用となったもの、譲ってほしいものをそれぞれ登録し紹介する「不用品紹介制度」の検討を進めます。	環境センター

○中津川市リサイクルセンターの概要

中津川資源センターは、平成4年供用開始から23年が経過し、建物、機材の老朽化が進んだことから、新たに「中津川市リサイクルセンター」を環境センター敷地内に建設しました。

資源と廃棄物の効率的な回収・処理・処分体制を備え、中津川市の新たなリサイクルの拠点として、機能充実と有効利用に努めます。



中津川市リサイクルセンター (完成イメージ)

面積敷地：2939.38 m<sup>2</sup> 延床：1289.65 m<sup>2</sup>

構造：鉄骨平屋建て

処理能力：缶類 0.9 t/日、ビン類 2.6 t/日、ペットボトル 1.3 t/日、蛍光灯 0.1 t/日

合計 4.9t/日

建設費：約3億円

供用開始：平成28年4月1日



### (3) 環境に配慮した適正処理・処分

#### ① ごみ・し尿処理施設の適正処理・処分

ごみ処理施設やし尿処理施設での適正な処理および処分を行い、周辺地域や流域での安全な生活環境の保全を推進します。また、現在市内に2ヶ所ある衛生センターの機能を統合した新衛生センターの建設を進め、効率的なし尿処理を実現します。

個別施策の名称	概要	担当課
ごみ処理施設の適正処理・管理	法令に基づき、ダイオキシン類など大気排出濃度の常時監視と適正な燃焼管理と焼却灰の処分、ごみの受入基準に基づく指導の徹底や埋立処分量の減量など適正処理と管理を進め、将来にわたる安全な環境の保全に努めます。	環境センター
し尿処理施設の適正処理・管理	法令に基づき、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理と施設の運転管理を行い、将来にわたる安全な環境の保全に努めます。	衛生センター 恵北衛生センター
新衛生センターの建設	市内に2ヶ所の衛生センター（衛生センター・恵北衛生センター）の統合を図り、周辺等の生活環境に配慮した安全で安定的な処理施設を建設します。	衛生センター
将来に向けた処理施設等の計画検討	中長期的視野に立ち、環境センターおよび衛生センターでのごみ・し尿処理が継続して安定運営できるように修繕や整備計画を立案するとともに、近隣自治体と連携した広域的な処理システムの検討を行います。	環境政策課 環境センター 衛生センター



中津川市環境センター（平成16年供用開始）



中津川市環境センター最終処分場

#### ② 生活排水処理施設整備と適正管理

下水処理施設における事業費の平準化および長寿命化を進めるために、長寿命化計画の策定および機器点検等の適正な運用を推進し、快適な生活環境を実現します。

個別施策の名称	概要	担当課
公共下水処理場の適正な運用と維持管理	各処理場の放流水質基準を達成し、公共用水域の水質汚濁防止を継続するため、機器点検を適正に行うとともに、長寿命化計画を策定することで、改築更新を補助対象とし、事業費の平準化を図ります。	下水道課 浄化管理センター

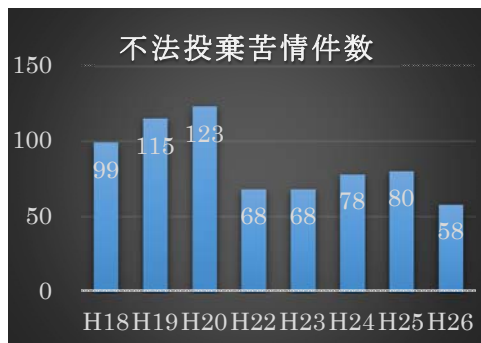
特定環境保全公共下水処理場の適正な運用と維持管理	各処理場の放流水質基準を達成し、公共用水域の水質汚濁防止を継続するため、機器点検を適正に行うとともに長寿命化計画を策定することで、改築更新を補助対象とし、事業費の平準化を図ります。	下水道課 浄化管理センター
農業集落排水処理場の適正な運用と維持管理	各処理場の放流水質基準を達成し、公共用水域の水質汚濁防止を継続するため、機器点検を適正に行うとともに長寿命化計画を策定することで、改築更新を補助対象とし、事業費の平準化を図ります。	下水道課 浄化管理センター

③ 不法投棄防止に向けた対応

市内への不法投棄を防止するため、市民や事業者への意識啓発と地域や警察など関係機関と連携した監視体制の強化を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
不法投棄防止に向けた啓発と予防の強化	不法投棄の防止に向けた排出者責任の徹底に関する意識の啓発を図るとともに、土地所有者や地域、警察等と協力して未然の予防策の強化を図ります。	環境政策課
住みよい環境づくり推進員との連携	住みよい環境づくり推進員と連携し、不法投棄のないきれいで住みよい地域づくりの取組みを促進するとともに、地域や推進員の活動を支援します。	環境政策課
不法投棄監視パトロールの実施	岐阜県や警察、地域、土地所有者等と協力連携し、監視パトロールを実施します。	環境政策課

○あとを絶たない廃棄物の不法投棄



## (4) 地域資源の循環的活用

### ① 木質バイオマス資源を循環的に活用する仕組みづくり

本市の地域資源である木質バイオマスをエネルギーなどとして循環的に活用していく仕組みづくりを事業者や関係機関等と連携して進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
刈草・剪定枝の有効活用 (堆肥化)	家庭や事業者、また市内一斉清掃などで地域から発生する刈草や剪定枝を堆肥化し菜園や農業等で有効利用させていくための仕組みをつくり、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげます。	環境政策課 環境センター 農業振興課
公共事業から発生する木の有効活用(燃料化)	道路法面や河川で支障となる木を薪利用材として加工し、市民に配布していくための仕組みをつくり、ごみの減量と燃料等として地域資源の有効利用につなげます。	管理課 建設課 環境政策課
製材端材などの燃料化(チップ・ペレットなど)と利用する仕組みづくり	市内の木材加工・製材事業者等から廃棄物として排出される製材端材を燃料等として、市内で効果的かつ効率的に利用していくため、さまざまな業種事業者等が連携する仕組みづくりを進め、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげます。	環境政策課 林業振興課 農業振興課 工業振興課
薪・ペレットストーブの導入促進	家庭や事業所、公共施設等で薪・ペレットストーブやペレットボイラーの導入促進を図り、木質バイオマスの利用を推進します。	環境政策課
木材の搬出促進 【再掲P.63】	山林に残されている木材の利用を促進するために、搬出に対して補助を行い、木質バイオマスの循環的利用を促進します。	林業振興課

### ○健全な森林育成と住みやすい環境や資源の有効利用



出典：政府広報オンライン「国産の木材を使用して、元気な森林を取り戻そう！」

第6章 第4節 指標

基本方針	指標	現況値 (平成26年度)	目標値
	説明		
ごみ減量化の推進	総ごみ排出量/年 (家庭ごみ+事業ごみ+集団回収)	30,339t/年	26,736t/年
	総ごみ量を11.9%減らします		
	家庭ごみ排出量/年	23,419t/年	20,460t/年
	家庭ごみを12.6%減らします		
3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進	集団資源回収量/年	3,701t/年	3,473t/年
	人口減少の影響を上回る水準を維持します。		
環境に配慮した適正処理・処分	最終埋立量/年	2,420t/年	2,150t/年
	焼却灰などの埋立量を11.2%減らします		
地域資源の循環的活用	木質バイオマスを燃料とした薪・ペレットストーブ設置件数	0件	延200件
	毎年20件を目処に設置を促進します		

## 第6章 第5節 重点プロジェクト

### 重点プロジェクト① ごみ減量化と3R(スリーアール)の推進

中津川市環境センターに搬入される廃棄物量は、ここ数年横ばいの状況が続いています。平成25年度環境省一般廃棄物処理事業実態調査では、中津川市民一人が1日あたりに排出する家庭ごみの量は、岐阜県内21市の中で最も多い結果を示しており、ごみ処理経費では年間約10億2千万円もの費用が毎年投じられています。さらに最終処分場の使用期間は残り約14年となり、将来への負担の軽減に向けてごみの減量化と3R、いわゆるごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を推進し、循環型地域づくりを進めます。

#### 個別事業① ごみ減量に関する広報活動の充実

事業内容	広報なかつがわや中津川市公式ホームページの充実、回覧板、チラシ、市民安全情報ネットワークの活用、出前講座の開催、マスコミ等の協力など様々な手法により、ごみに関する情報やごみ減量の意識を上げます。
期待される効果	・ごみ減量に関する意識向上 ・ごみの減量化とリサイクルの推進
所管課	環境政策課、環境センター、広報広聴課

#### 個別事業② ごみ処理手数料の有料化の導入

事業内容	ごみ減量対策として効果がある「ごみ処理手数料の有料化」導入を進めます。また、料金体系や手数料有料化にともなう起こりうる課題や手数料収入の使途については、先行している自治体の状況等を参考に検討を行います。
期待される効果	・ごみの減量化・リサイクルの推進 ・費用負担の公平化 ・今後予定する処分施設・処理施設の建設費用の確保
所管課	環境政策課、環境センター

#### 個別事業③ 地域と協力した啓発活動の推進

事業内容	各地域の「住みよい環境づくり推進員」等と連携して、地域内でごみに関する意識を高める説明会や出前講座の開催を積極的に行います。
期待される効果	・ごみ問題(ごみの減量・ごみの出し方など)に関する意識向上 ・地域でごみ問題や環境問題の解決に取り組む意欲の向上
所管課	環境政策課、環境センター、地域事務所、総合事務所

#### 個別事業④ 雑紙(ざつがみ)・布類のリユース・リサイクルの推進

事業内容	燃えるごみの組成割合の約4割を占める雑紙と布類を、資源としてリユースまたはリサイクルのルートに乗せ、環境センターに搬入されるごみの減量化を図ります。
期待される効果	・ごみの減量化の推進 ・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)の推進
所管課	環境政策課、環境センター

#### 個別事業⑤ 刈草・剪定枝などの堆肥化

事業内容	日常生活や公共事業等から燃えるごみとして大量に排出される刈草や剪定枝を集積し、堆肥化した肥料を各家庭や農家等で有効利用する仕組みを関係する団体等と研究し構築します。
期待される効果	・ごみの減量化の推進 ・環境にやさしい農業の振興
所管課	環境政策課、環境センター、建設課、農業振興課

## 重点プロジェクト② 木質バイオマスの循環的利用の仕組みづくり

地域資源の循環を進めるため、森林整備から木材の利用、さらに木質バイオマスを資源として有効利用するまでの課題を整理し、市内で好循環する仕組みづくりを検討し進めます。

個別事業① 木質バイオマスの予想発生量、利用状況等に関する調査	
事業内容	木質バイオマスに関して、間伐実施状況等の発生量、生産された木材の流通経路、市内の工務店や製材所等での製材・端材の利用、廃棄状況等の調査を行い、木質バイオマスの好循環利用に繋がる取組みの研究を事業者や関係機関等と行います。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質バイオマス情報の集約</li> <li>・地域内での木質バイオマスの需要と供給関係の把握</li> </ul>
所管課	環境政策課、林業振興課
個別事業② 木質バイオマスの利用に向けた研究	
事業内容	地域内で発生する製材・端材や間伐材を活用した木質ペレット等のバイオマス燃料の生産に向け、関係団体等と研究を行います。 また、木質バイオマスの利用による新たな産業育成や振興につながる取組みの研究を事業者や関係機関と進めます。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質バイオマスの有効活用</li> <li>・化石燃料代替による地域の低炭素化</li> <li>・木質バイオマスを活用した新産業育成</li> </ul>
所管課	環境政策課、林業振興課
個別事業③ 木質バイオマスの供給促進の仕組みづくり	
事業内容	木質バイオマスの利用を促進するために、支障木や工事で伐倒した木を薪とするなど、市内でバイオマス燃料が安定的に供給され、流通する仕組みを事業者や団体等と協働で構築します。 また、里山整備と地域経済活性化の循環の仕組みである「木の駅プロジェクト」を支援し、地域にその取組みを拡げます。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質バイオマスの有効利用</li> <li>・化石燃料代替による地域の低炭素化</li> <li>・木質バイオマスを活用した新産業育成</li> <li>・木質バイオマスを活用した地域経済活性化</li> </ul>
所管課	環境政策課、林業振興課、建設課
個別事業④ 薪・ペレットストーブの導入促進	
事業内容	家庭や事業所、公共施設等で暖房設備としての薪・ペレットストーブの導入を促進させ、燃料としての木質バイオマスの利用を促進します。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質バイオマスの需要拡大と利用促進</li> <li>・化石燃料代替による地域の低炭素化</li> <li>・木質バイオマスを活用した新産業育成</li> </ul>
所管課	環境政策課

## 第6章 第6節 リニア中央新幹線関連施策

### ◆地域資源の活用と環境負荷の低減を意識した循環型のまちづくり

長期にわたる大きな事業の建設段階から、地域産業への直接効果と間接効果をうまく取り込み、地域の活性化につなげるための施策を展開していくことが求められます。

また、工事期間中は多くの関係者が市内で働くことから、廃棄物発生量をできる限り削減し、環境負荷の低減に取り組む必要があります。

#### ① 建設段階での地元森林資源の活用促進

リニア建設にともなう本体工事および関連工事が地域に及ぼす経済効果は極めて大きなものです。本市周辺では、駅、車両基地、トンネルや高架橋など JR 東海の実施する工事のほかに、工事に関連して工事関係者の住居・アパート、新たな企業立地に伴う建設工事なども行われます。これらの工事が直接及ぼす経済効果を逃すことなく取り込むため、工事・建設や資材供給に地元の森林資源の活用を促進することにより、地域経済の活性化を図っていきます。

##### 【取組み例】

- ・国・県や関係機関等と連携・協力した関連工事・資材供給などの地元企業参入の働きかけ
- ・国・県や関係機関等と連携・協力した工事関係者の地元雇用の働きかけ
- ・工事従業者向け住居・アパートなどの建築への地元企業参入の働きかけ
- ・企業立地・用地供給と連携した企業などの行う建設工事への地元企業参入の働きかけ
- ・車両基地や関連施設の従業者向けの集合住宅や戸建住宅の立地促進
- ・住宅立地促進とセットにした匠の技と「東濃桧」から生まれる産直住宅の販売促進

#### ② 移住・定住の促進への対応

本市には、今後リニア工事に関わる多くの工事関係者や新たな企業立地に関わる従業員、さらに移住・定住者や事業者の増加が予想され、これにともなう市内での廃棄物発生量の増加も考えられます。こうした流入人口と事業所の増加にともなう廃棄物の増加を抑制する対策に取り組む一方で、新しい3R技術およびシステムの導入や広域的な視点からの廃棄物処理を構築していくなど、リニアのまちに相応しい先進的で効率的な循環型のまちづくりに取り組んでいきます。

##### 【取組み例】

- ・モノづくり産業との連携による高度で先進的なリサイクル技術の導入
- ・先進的3R技術・システムのモデル的導入による環境まちづくり
- ・隣接自治体等と連携した広域的な枠組みによる効率的な廃棄物処分および処理体制の構築

## 第7章 低炭素地域づくりに関する施策 (中津川市地球温暖化対策実行計画)

この章は、「中津川市地球温暖化対策実行計画」、「省エネ節電計画」、「地域新エネルギービジョン」、「再生可能エネルギー導入推進計画」を内包した内容となります。



## 第7章 第1節 低炭素地域づくりのあり方

この章は第三次中津川市環境基本計画の低炭素地域づくりに関する施策の章としてだけでなく「中津川市地球温暖化対策実行計画」、「省エネ節電計画」、「地域新エネルギービジョン」、「再生可能エネルギー導入推進計画」を内包した内容となります。

なお、地球温暖化対策実行計画は「区域施策編」と「事務事業編」の2つの構成に分けられます。まず、区域施策編は、本市の自然的社会的条件に応じて市域全体の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画を策定するもので、民家、事業所、工場、自動車などが対象となります。（地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3第2項、第3項、第4項）。

次に事務事業編は、市役所自らの事務活動・事業活動にともない発生する温室効果ガスの削減計画を策定するもので、主として公共施設、市町村立の学校、ごみ焼却場などが対象となります。（地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3第1項）。

### ○地球温暖化とは

地球へは太陽から日射が注がれ、地球の大気や地表を温めます。地表面の熱は大気中に放射され、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、亜酸化窒素（N<sub>2</sub>O）、フロン等の温室効果ガスによって吸収されて、その一部は再び大気や地表面を温めます。もし温室効果ガスがなかったならば、地球の平均気温はマイナス 18℃となり、現在のように多くの生物が繁栄することはできませんでした。近年、我々が豊かで便利な生活を求め、石油や石炭などの化石資源を多く消費するようになり、温室効果ガスが大気中に多く放出されるようになり、大気中の温室効果ガスが増えたため、地球の気温が以前よりも急激に上昇してきました。これが地球温暖化です。

現在、我々の豊かな生活を保ちながら、化石資源の消費を抑え、地球温暖化を食い止めるための対策が求められています。

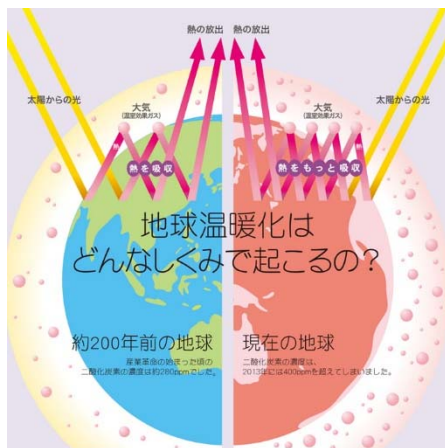


図 地球温暖化のメカニズム

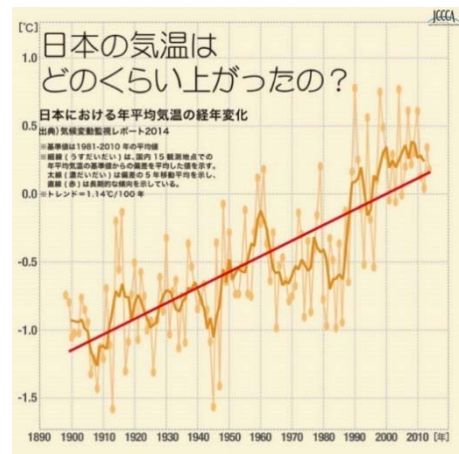


図 日本の気温の推移

出典：JCCCA「温室効果ガスインベントリオフィス」  
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト  
(<http://www.jccca.org/>)

## (1) 温室効果ガス排出量

地球温暖化対策実行計画の「区域施策編」および「事務事業編」に対応させる形で、市内の民家、事業所、工場、自動車などの市全域の自然的社会的条件に応じて発生する温室効果ガスの排出量と、市が所有する公共施設などからの事務活動・事業活動にともない発生する温室効果ガスの排出量を推計しました。

なお、本市では本計画の対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとします。

### ① 本市全域の自然的社会的条件に応じて発生する排出量(区域施策編)

本市の温室効果ガス排出量を見てみると、全体の割合の中では工場などの産業部門からの排出量が一番大きく、二番目に車の運転などの運輸部門が大きいことがわかります。また、平成 19 年度（2007 年度）から平成 24 年度（2012 年度）までの排出量の推移を見てみると産業部門では 2011 年度を除き減少傾向にあるものの、他部門に関しては大きな変化がないことがうかがえます。今後の排出量の削減に関してはこのような変化の小さな部門の中で特に総量の大きい家庭部門、業務部門、運輸部門の排出量を減少させていくことが重要であることが考えられます。

また、現状の排出量がこのまま続いたと仮定した場合に予想される平成 37 年度（2025 年度）の温室効果ガスの排出量は平成 24 年度（2012 年度）より微増となっています。部門別にみると、運輸部門、廃棄物部門に関しては減少が予想されていますが、その他の産業部門、家庭部門、業務部門に関しては増加の予想となっています。これらの増加が予想される産業部門、家庭部門、業務部門に関しては、今後より一層の排出量削減の取組みが求められます。

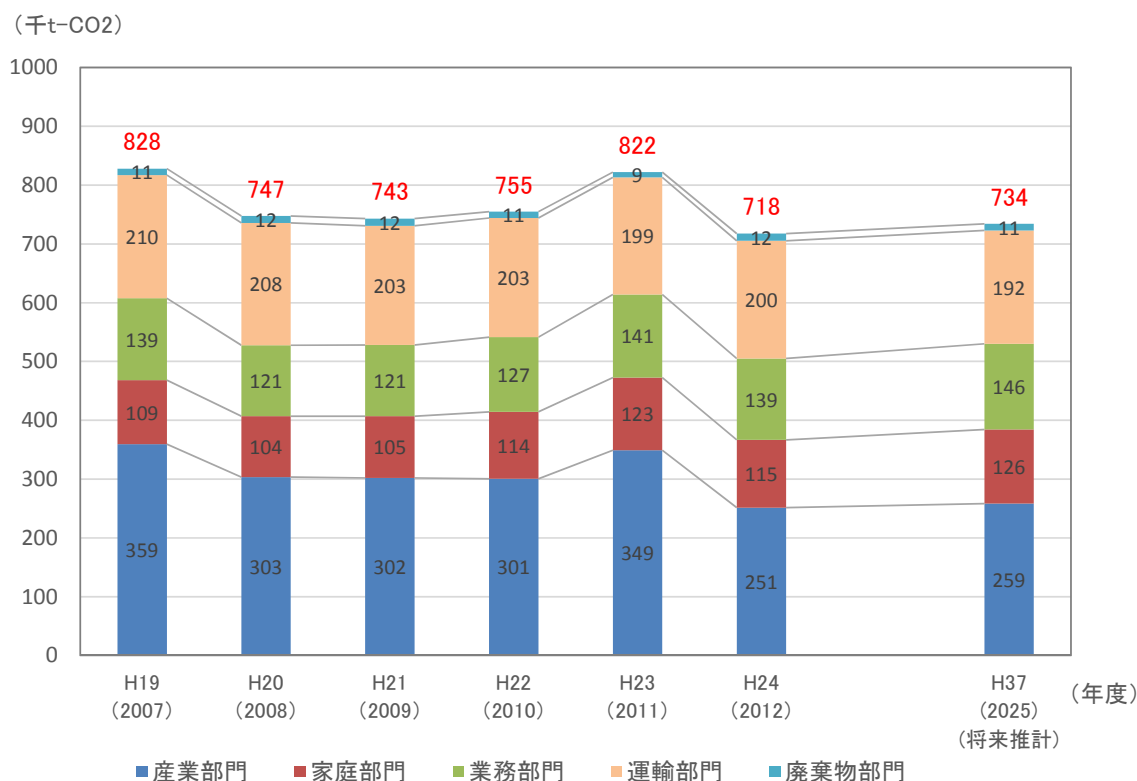


図 本市の温室効果ガス排出量の推移

② 本市の事務活動・事業活動で発生する温室効果ガスの排出量(事務事業編)

平成 26 年度（2014 年度）における公共施設別での年間の二酸化炭素排出量は、以下の通りとなります。100t-CO<sub>2</sub>/年未満の施設に関しては「その他」の項目でまとめています。

本市の公共施設で二酸化炭素排出量が多い施設は「病院」、「温泉」、「清掃工場」など電気、給湯、熱などエネルギーを多く使用する施設であることがわかります。これらの施設等はエネルギーの利用方法の見直しなど現時点でも可能な省エネ活動を進めつつ、設備更新に合わせた省エネ機器の導入、再生可能エネルギーの活用等を検討していきます。

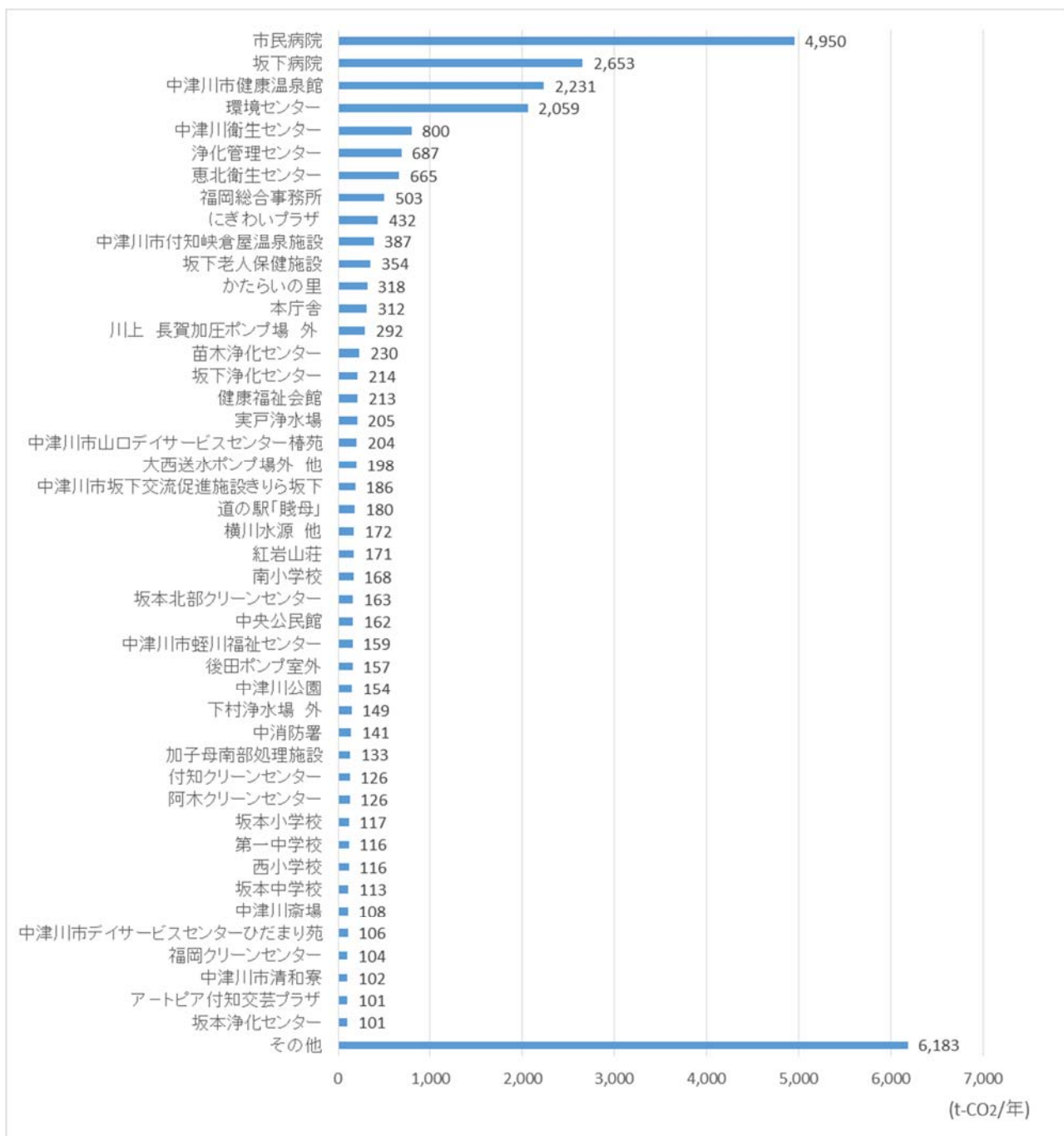


図 平成 26 年度（2014 年度）の公共施設における二酸化炭素排出量

### ③ 市域の二酸化炭素吸収量

京都議定書<sup>\*1</sup>では、基準年に比べて定められた削減目標を達成したかどうか計算するとき、人間が平成3年(1990年)以降に行った植林・再植林・森林減少によって生じる二酸化炭素の吸収・排出量に限って算入してもよいということが認められました。また、2001年にモロッコで開催された気候変動枠組条約第7回締約国会議(COP7)では、森林管理など植林・再植林・森林減少以外の活動からの吸収量も算入できるようになりました。

本計画では最新の情報として、気候変動枠組条約の事務局に報告されている岐阜県の温室効果ガス吸収量を岐阜県と本市の森林面積の値で按分した数値により、本市の森林による温室効果ガス吸収量を推計しました。新規植林・再植林、森林減少、森林経営の値の合計値が森林による吸収量になります。なお、植生回復は都市公園等の吸収量の値であり、森林と比べごくわずかなため本計画では対象外としました。

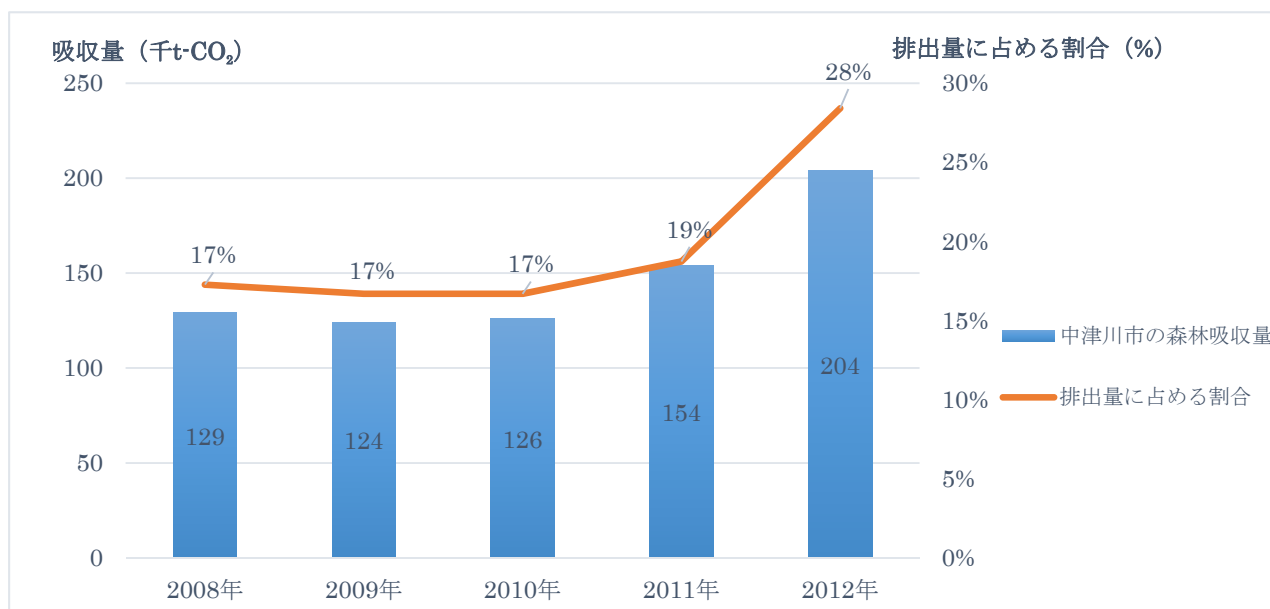


図 本市の森林による二酸化炭素吸収量の推計値

本市の森林の排出量に占める吸収量の割合は17%~28%の間で推移していることがわかります。この数値は他の自治体と比べても非常に大きな値であり、森林の豊富な本市の特徴を反映していることがうかがえます。

本市としてはこの特徴を生かし、今後も森林の排出量に占める吸収量の割合に関しては同程度の値を維持できるよう、適切な森林管理を進めていくことが求められます。

<sup>\*1</sup> 京都議定書とは1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において合意された、拘束力のある温室効果ガスの削減目標です。この議定書において我が国では2008年~2012年の5年間で1990年に比べて6%の削減目標を掲げています。

### ○地球温暖化の影響

地球温暖化によって次のような影響があると懸念されています。

- **水不足の深刻化と洪水被害**：乾燥地ではさらに干ばつが進み、雨の多い地域では洪水が増加するおそれがあります。人をはじめとする生物の生存への影響は大きく、農業へも大きな影響があると懸念されています。
- **絶滅する種の増加**：動物・植物は生育に適した温度を求めて、北または高地に移動しなければなりません。移動できなかった種は絶滅するおそれがあります。
- **海面上昇により沿岸域の低地が水没**：沿岸域では海面が上昇し、沿岸域の低地の水没や、海岸の侵食、淡水帯水層への塩水の進入などが起き、沿岸域に住む人や動植物の生息が危ぶまれます。
- **人の健康への影響**：死亡率や伝染病危険地域の増加：夏季に気温が高くなるため、熱射病などの発生率や死亡率が増加するおそれがあります。また、死亡率の高い熱帯熱マラリアなどの流行地域が拡大し、日本でも流行する可能性があるといわれています。

### ○緩和と適応

地球温暖化に対する対策は大きく分けて2つあります。1つは気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」です。もう1つはすでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して自然や社会のあり方を調整する「適応」です。

我が国では、気候変動によるさまざまな影響に対し、全体で整合のとれた取組みを総合的かつ計画的に推進するための「気候変動の影響への適応計画」が平成27年11月27日に閣議決定されました。今後は上昇し続ける気温を下げるだけでなく、ある程度そういった気温の上昇に「適応」していくことも必要となってきます。

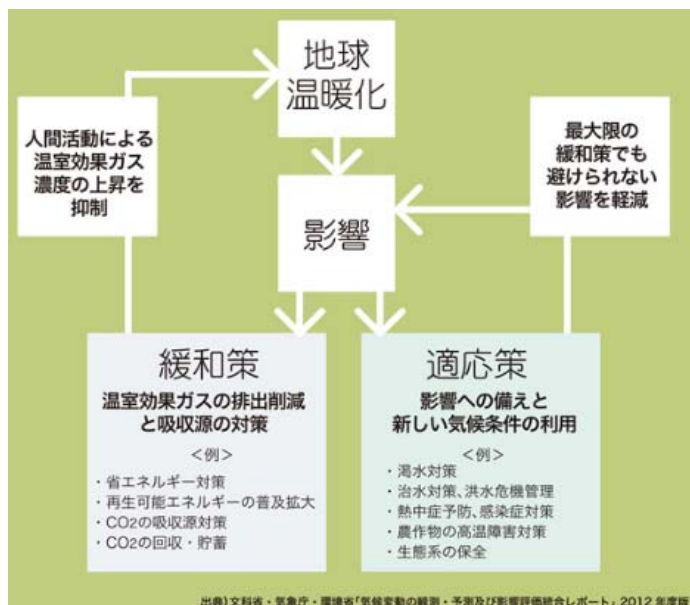


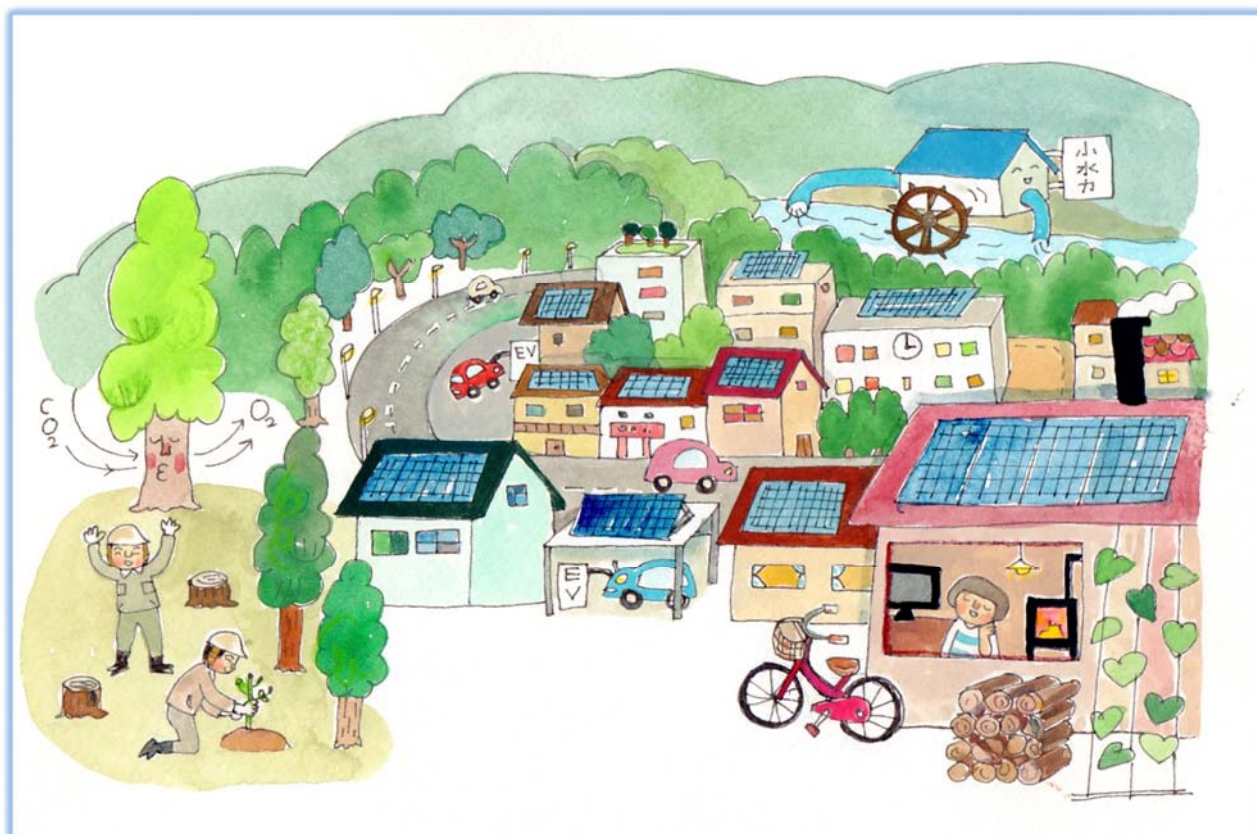
図 緩和と適応

出典：JCCCA「IPCC第5次評価報告書特設ページ緩和・適応とは」  
 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

## (2) 低炭素地域づくりの目標(将来の環境像)

## 自然の資源を活用した低炭素で活力ある地域づくり

- 各主体が、それぞれできることから省エネルギーの推進や交通対策などの環境に配慮した行動に取り組んでいます。
- 森林資源など地域の未利用な資源を有効活用し、低炭素かつ資源循環や自然共生にも配慮した地域活性化につながる取組みが進められています。
- 地域の再生可能エネルギーを有効活用するだけでなく、それらが災害時において活用されています。
- 地域で再生可能エネルギーによる発電を行うだけでなく消費も行うことで、雇用を生み出し、エネルギー・お金の地域内循環の輪が拡大しています。
- 再生可能エネルギーの地産地消とリニア中央新幹線の供用による地域の雇用創出・活性化が合わさり、経済の活性化と低炭素化が両立しています。



### (3) 温室効果ガス削減の将来目標値

#### ① 本市全域の温室効果ガスの将来推計(区域施策編)

平成 27 年 (2015 年) にフランスで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) では、すべての締約国による温室効果ガスへの目標値を定めたパリ協定が採択されました。そして、この協定の中で日本は平成 42 年度 (2030 年度) までに平成 25 年度 (2013 年度) 比で 26% の温室効果ガスの削減を定めています。

本計画でもこの目標値と整合をとる形で市域の温室効果ガスの目標値を定めることとし、平成 37 年度 (2025 年度) までに直近で温室効果ガス排出量の推計が可能な平成 24 年度 (2012 年度) 比で 19% 以上の削減を目指します。

また、参考値として国の目標値に沿って温室効果ガス排出量を削減した場合の平成 42 年 (2030 年) の本市の目標値も掲載しています。なお、この平成 42 年 (2030 年) の本市の数値は産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門の各部門の国の目標値に対応させていること、また廃棄物部門に関しては本市の一般廃棄物処理計画の目標値を用いて推計していることから、温室効果ガス排出量の全体として国が目標としている平成 42 年度 (2030 年度) までに平成 25 年度 (2013 年度) 比で 26%削減という数値とは異なる 24%削減という数値となっています。

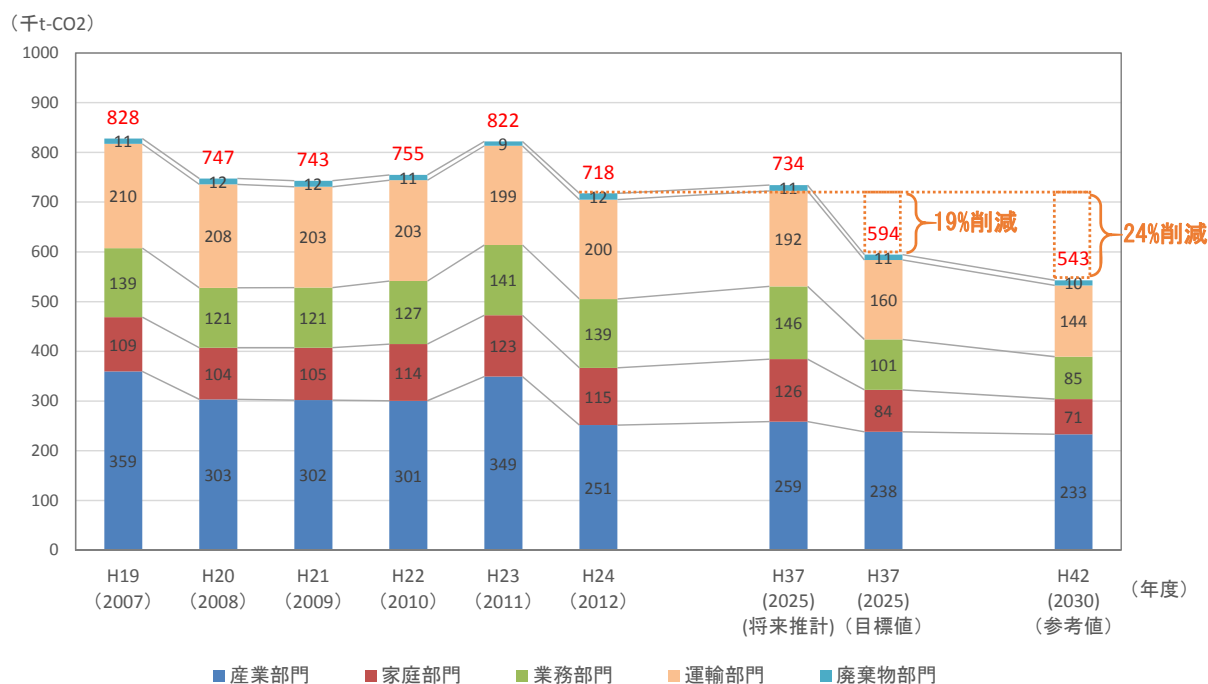


図 本市における温室効果ガス排出量の目標値

## ② 本市全域の温室効果ガスの将来推計(事務事業編)

年間エネルギー使用量が原油換算値で 1,500kl を超える事業者に対しては「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下、「省エネ法」という)に基づき、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の削減目標が求められています。

本市の公共施設から発生する温室効果効果ガスに関しても、この目標に則り、平成 37 年度(2025 年度)までに平成 26 年度(2014 年度)比で 11%以上の削減を目指します。

なお、ごみなどが主な発生源となる非エネルギー起源の温室効果ガス排出量の削減については、区域施策編における廃棄物部門において排出量を推計しているため、区域施策編によって進行管理を行うこととします。

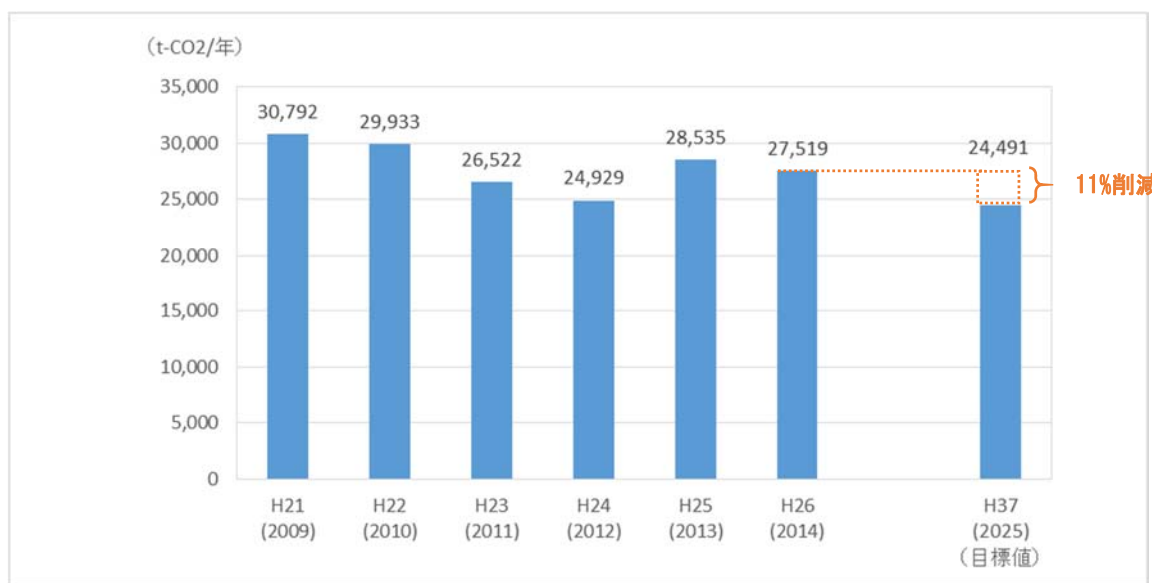


図 本市の公共施設における二酸化炭素排出量と目標値

## ③ 温室効果ガス削減量の将来目標値

目標	目標値
市域の温室効果ガス排出量削減	平成 37 年度までに平成 24 年度比で 19%以上の削減 (718 千 t-CO <sub>2</sub> /年 → 594 千 t-CO <sub>2</sub> /年)
行政の温室効果ガス排出量削減	平成 37 年度までに平成 26 年度比で 11%以上の削減 (27,519t-CO <sub>2</sub> /年 → 24,491t-CO <sub>2</sub> /年)



## (4) 基本方針

### ① エネルギーの効率的な利用促進

エネルギーの多くは石油や石炭などを燃焼させることで作られますが、これにともない大気中に二酸化炭素が排出されます。人間の活動からエネルギー消費量が増加することで二酸化炭素の排出量が増え、地球温暖化を引き起こしています。

そのため、私たち一人ひとりが省エネルギーの意識を持ち、実行していくことが大切です。家庭、事業所での省エネルギー対策の普及啓発を促進するとともに、行政が率先した取り組みを行うことで、エネルギーの効率的な利用促進を図ります。



#### ○省エネルギーとは

現在の私たちの暮らしや社会は、エネルギーの消費によって成り立っています。石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいいます。本計画の第10章では家庭や事業所でできる取り組みを紹介していますのでご覧ください。

### ② 再生可能エネルギーの導入促進

本市の地域特性を生かした再生可能エネルギーとして太陽光、太陽熱、小水力、木質バイオマス（熱利用）の導入を促進し、市内での二酸化炭素の排出削減を進めるとともにエネルギー自給の向上を図ります。

また、再生可能エネルギーを生かした防災対策や地域産業の育成、雇用の創出など地域の活性化につながるまちづくりにも積極的に取り組みます。



#### ○木質バイオマスとは

いろいろな農林水産物、稲わら・もみ殻・家畜の糞尿・木くず・食品廃棄物などの「バイオマス資源」のうち、木材に由来するものを「木質バイオマス」と言います。樹木の伐採や造材したときに発生する枝・葉などの林地残材、製材所などから出る端材やオガクズ、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などがあります。

### ③ 交通の低炭素化

本市における運輸部門（自動車）の二酸化炭素排出量は工業部門に次いで多く、市域全体の二酸化炭素排出量の約3割を占めています。また、市内での移動は自動車の利用が不可欠であることから、この部門での対策の効果は少なくありません。本市では、エコドライブの啓発やエコカーやクリーンエネルギー自動車の普及促進を進めるとともに、道路などの交通インフラ整備による渋滞緩和や公共交通の利用促進など環境にやさしい交通システムへの転換を進めることで、自動車から排出される二酸化炭素の削減を目指します。



#### ○エコカー及びクリーンエネルギー自動車とは

ガソリン消費が少なく、排気ガスや二酸化炭素の排出が少ないクルマのことをエコカーと定義しており、別名で次世代自動車ともいいます。そして、エコカーの中でも電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車、クリーンディーゼル車は、クリーンエネルギー自動車と呼ばれています。

### ④ 森林による二酸化炭素の吸収源対策

森林は温室効果ガスである大気中の二酸化炭素を吸収する特性を持っています。本市は面積の8割が森林という「木のまち」であり、その特性を最大限生かし二酸化炭素の吸収源対策に取り組むことが重要です。

そのため、森林から搬出される木材を有効に活用しつつ、森林施業計画による適正な間伐や植林に努め、二酸化炭素吸収効果の高い森づくりを推進します。また、カーボン・オフセット<sup>※2</sup>を活用した取組みについても推進していきます。



#### ○木質バイオマスのカーボンニュートラル

木材を燃やしても化石燃料と同じように二酸化炭素は放出されますが、それは元々樹木が光合成によって吸収したものであり、大気中の二酸化炭素はトータルでは増減しません。利用した木材の分、再び木を植えれば光合成によって二酸化炭素が吸収されて木材の中に炭素として蓄積されます。木質バイオマスは、循環的に利用している限り持続的に再生可能な資源、クリーンなエネルギー源であると言えます。



<sup>※2</sup> カーボン・オフセットとは、温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)することをいいます。

## 第7章 第2節 低炭素地域づくりの施策体系

### 基本方針 エネルギーの効率的な利用促進

①家庭や事業活動における省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や事業活動における省エネルギー活動の推進</li> <li>・家庭や事業所における省エネルギー診断の推進</li> <li>・道路・街路灯などの高効率化の推進</li> <li>・木造産直スマートハウスの開発</li> </ul>
②行政の率先的な省エネルギー活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎における省エネルギー活動の推進</li> <li>・市職員ノーカーデーの実施</li> <li>・省エネ設備やエコカー等の導入など、庁舎の省エネルギー化の推進</li> <li>・チャレンジ25地域づくり事業の実施</li> <li>・道路・街路灯などの高効率化の推進</li> </ul>

### 基本方針 再生可能エネルギーの導入促進

①太陽光発電及び太陽熱利用の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用太陽光発電の普及に向けた補助制度の実施</li> <li>・公共施設への太陽光発電等の率先導入</li> </ul>
②小水力発電の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小水力発電導入に向けた補助制度の実施</li> <li>・小水力発電所の開発事業</li> </ul>
③木質バイオマスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質バイオマス熱利用機器の普及・促進</li> </ul>
④再生可能エネルギーを活用した防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点となる地域事務所・地域総合事務所への導入</li> <li>・避難所となる小中学校等への導入</li> </ul>
⑤再生可能エネルギー活用による地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーを生かした新たな産業の創出</li> </ul>

### 基本方針 交通の低炭素化

①エコカーの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコカー・クリーンエネルギー自動車の普及促進</li> <li>・エコドライブの推進</li> </ul>
②交通インフラの低炭素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通拠点におけるEV・PHVの充電設備の整備</li> <li>・道路・街路灯などの高効率化の推進</li> <li>・市道「青木～斧戸線」の建設</li> <li>・リニア中央新幹線開通に向けた新たな幹線道路の建設</li> </ul>
③環境にやさしい交通システムの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予約型コミュニティバスの運行</li> <li>・エコ通勤の推進</li> <li>・自家用車を使わない観光の推進</li> </ul>

### 基本方針 森林による二酸化炭素の吸収源対策

①健全な森づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市有林の整備の推進</li> <li>・民有林の整備の推進</li> <li>・民有林での木材搬出に関する補助の実施</li> </ul>
②カーボン・オフセットの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カーボン・オフセットの推進</li> </ul>

## 第7章 第3節 施策内容

### (1) エネルギーの効率的な利用促進

#### ① 家庭や事業活動における省エネルギーの推進

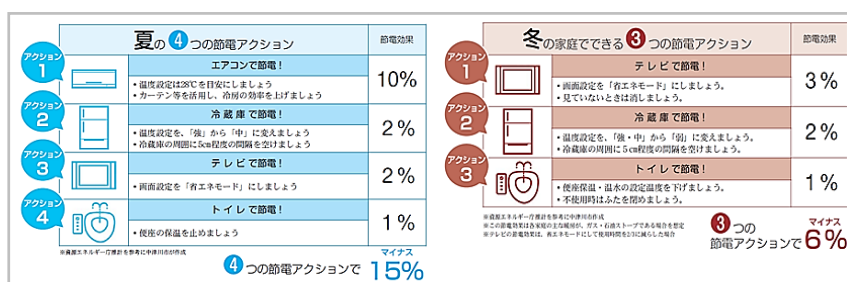
民生部門（家庭部門・業務部門）における二酸化炭素の排出削減に向けては、各家庭や事業所において省エネルギーや節電の意識を高め、実践していくことが求められます。本市では、市民の「環境にやさしいライフスタイルへの変革」を目指し、暮らしや仕事に役立つ省エネルギー活動についての普及啓発を行います。

また、住宅や工場・オフィス等における施設・設備や機器等の省エネルギー化を推進するための取り組みも進めていきます。

個別施策の名称	概要	担当課
家庭や事業活動における省エネルギー活動の推進	家庭やオフィス等における省エネルギー活動の普及を目的としたキャンペーンを実施し、暮らしや仕事に役立つ省エネルギー活動や空調・照明・給湯・自動車等の高効率化に向けた啓発を行っています。	環境政策課
家庭や事業所における省エネルギー診断の推進	各家庭でのエネルギーの使われ方を診断し、その家庭にあった具体的な省エネルギー対策を提案する「うちエコ診断」を岐阜県地球温暖化防止活動推進センターの協力のもとで実施します。また、各事業所における省エネルギー診断を推進し、工業部門及び業務部門での省エネルギー対策の推進につなげます。	環境政策課
道路・街路灯などの高効率化の推進	老朽化した道路・トンネル・地下道照明を LED 等の高効率照明に交換していきます。また、取替修繕を計画的に進めます。	管理課 建設課
木造産直スマートハウスの開発	産官学連携で、地域材を利用したエコ住宅（OMソーラー住宅等）に太陽光や蓄電池、HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム） <sup>※3</sup> などを組み合わせた中津川版「木造産直スマートハウス」の開発や商品化に向けた取り組みを進めます。	工業振興課 環境政策課 林業振興課



市が実施した「うちエコ診断会」



市民節電アクション／各家庭で夏は15%、冬は6%の削減を目指す

※3 HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）とは、家電機器や給湯機器など住宅内のエネルギー消費機器をネットワーク化し、家庭でのエネルギー使用量を計測・表示し、機器の使用量などを最適な状態に制御することができる仕組みです。

② 行政の率先的な省エネルギー活動の推進

市も地域の一事業者として、庁舎等における省エネルギー活動や空調・照明設備や公用車等の省エネルギー化に率先して取り組み、地域の低炭素化に貢献します。

個別施策の名称	概要	担当課
庁舎における省エネルギー活動の推進	省エネルギー法や地球温暖化対策推進法に基づき、全ての市有施設における温室効果ガスやエネルギーの削減目標を定め、全職員が参加して省エネルギー活動を推進します。	行政管理課 環境政策課
市職員ノーカーデーの実施	イベント等の開催などで多数の来場者が予想される際、市庁舎において職員ノーカーデーを実施し、駐車場を確保するとともに、相乗りの推奨などでマイカー通勤を自粛し、二酸化炭素の削減に努めます。	事業担当課
省エネ設備やエコカー等の導入など、庁舎の省エネルギー化の推進	庁舎の空調設備や照明器具を高効率な機器に更新するとともに、公用車を低燃費車やハイブリッド車、クリーンエネルギー自動車などに切り替えることで、省エネルギー化と二酸化炭素の削減を図ります。 また、電力自由化に伴い、より環境負荷の少ない電源で作られた電気を選択するなど、環境への配慮に努めます。	施設担当課
チャレンジ25地域づくり事業の実施	環境センターの排熱を専用コンテナに蓄熱して市民病院に運び給湯や空調で使用する「熱輸送システム」と、国保坂下病院で行っている「地中熱ヒートポンプ」に関する実証事業に取り組みます。また、事業の効果の向上やコストの低減などを図ります。	環境政策課
道路・街路灯などの高効率化の推進【再掲】	老朽化した道路・トンネル・地下道照明をLEDなどの高効率照明に交換していきます。また、取り替え修繕を計画的に進めます。	建設課 管理課

○チャレンジ25地域づくり事業における取り組み

この事業では、熱輸送システム（トランスヒートコンテナ）に関する実証を行っています。

これまで、環境センターで利用が困難で捨てていた低温排熱を、蓄熱材が充てんされた専用コンテナに回収し、近隣の中津川市民病院にトレーラーで輸送して給湯などの熱源として活用しています。このコンテナには、100℃以下の低温廃熱が回収でき、コンテナ1

台を1回病院に運搬することで、最大約500kgの二酸化炭素の削減が可能とされており、市民病院における重油の削減とこれに伴う、二酸化炭素の排出削減に貢献しています。



## (2) 再生可能エネルギーの導入促進

### ① 太陽光発電及び太陽熱利用の導入促進

太陽光発電や太陽熱利用システムは、近年、固定価格買取制度の施行や技術的・経済的に成熟してきたことが追い風となり、市内でもその普及が飛躍的に進んでいます。

家庭や事業所における二酸化炭素排出量の削減に向け、太陽光発電や太陽熱利用を普及促進するとともに、公共施設においても率先してこれらの導入を進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
住宅用太陽光発電の普及に向けた補助制度の実施	市内在住の方による住宅用太陽光発電システムの設置に対し補助金を交付し、家庭部門での太陽光発電の普及を促進します。	環境政策課
公共施設への太陽光発電等の率先導入	公共施設の新築・増改築などの際には、太陽光発電や太陽熱利用システムをはじめとする再生可能エネルギー設備の導入に努めます。	施設担当課

#### ○中津川市自然エネルギー導入活用推進事業補助金で設置された再生可能エネルギー（例）



住宅用太陽光発電



マイクロ水力発電（市立西小学校横）

### ② 小水力発電の導入促進

本市の急峻な地形と豊富な水資源を生かし、小河川や農業用水などを利用した小水力発電の導入を促進し、農村振興や地域の活性化などに活かします。

個別施策の名称	概要	担当課
小水力発電導入に向けた補助制度の実施	市内に住所を置く個人や法人、団体等による小水力発電システムの設置に対し補助金を交付し、地域における小水力発電の普及を促進します。	環境政策課
小水力発電所の開発事業	小水力発電の事業可能性調査や開発を地域等と協力して行ないます。また、一定規模以上の小水力発電の開発により、二酸化炭素排出削減を図るとともに、売電収益を活用した農村振興や地域の活性化を進めます。	環境政策課 農林整備課

○小水力発電を活用した先進事例（岐阜県郡上市白鳥町石徹白<sup>いとしろ</sup>）

岐阜県郡上市白鳥町石徹白は人口 270 人、約 100 世帯の小さな集落ですが、住民主体で再生可能エネルギーを活用した施策を推進している先進的な地域です。石徹白は住民主体で石徹白農業用水農業協同組合を設立し、小水力発電の導入、管理、運営を行っています。発電した電力は、国の電力の固定価格買取制度によって売電し、その収益は農業の6次産業化を進めるための農産物の加工や新商品開発、耕作放棄地での農業、除雪や草刈りなどの地域の維持活動に充てられています。この小水力発電によって、休眠していた地域の農産物加工施設が稼働し始め、地域の特産品のとうもろこしを加工するとともに、新たな特産品を生み出そうという試みがはじまっています（平成 28 年 6 月 1 日稼働開始予定）。また、小水力発電が注目されるようになったことで、石徹白に多くの見学者が訪れるようになっており、過疎化が進みつつある石徹白の活性化に効果を発揮しています。



出典：  
 写真左：郡上市ホームページより「第1回郡上市  
 景観賞受賞作品」石徹白加工所水力発電  
 写真右：郡上市よりご提供の写真

③ 木質バイオマスの利用促進

本市の 80%を占める森林資源を活かし、森林や里地里山から産出される間伐材等を薪やペレットなどの木質バイオマス燃料として活用するための取組みを促進します。

個別施策の名称	概要	担当課
木質バイオマス熱利用機器の普及・促進	家庭や工業・観光・農業などの産業分野での木質バイオマス熱利用機器の普及・促進を図るため、市民や法人、団体等による薪ストーブ、ペレットストーブ、バイオマスボイラー等の導入に対して補助金を交付し、その普及を促進します。	環境政策課 林業振興課

④ 再生可能エネルギーを活用した防災対策

本市は岐阜県内で東海地震における唯一の「地震防災対策強化地域」※4に指定されています。また、中山間地域に位置し、地域拠点も分散しているため、災害時に各地域が孤立する恐れがあります。

災害時に電気等のエネルギーインフラが途絶える事態に備え、通信、照明、暖房、給湯などに必要なエネルギーが利用できるよう、太陽光、太陽熱、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーや蓄電池、高効率照明、燃料電池などを組み合わせた「自立分散型のエネルギーシステム」を各地域の防災拠点や避難所となる公共施設に整備することで、環境にやさしく災害にも強いまちづくりを進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
防災拠点となる地域事務所・地域総合事務所への導入	地震や風水害などの災害時に地域の防災拠点となる地域事務所・総合事務所に太陽光発電などの再生可能エネルギーや蓄電池など付帯設備の整備を順次行います。また、導入した設備は平常時には施設での低炭素化と地域活動に活かします。	環境政策課 施設担当課 防災安全課
避難所となる小中学校等への導入	地震や風水害などの災害時に避難所となる小中学校などの公共施設に太陽光発電などの再生可能エネルギーや蓄電池などの付帯設備の整備を行います。整備した設備は環境教育などにも活用します。	環境政策課 教育企画課 防災安全課

○本市における防災拠点施設への自立分散型エネルギーシステム導入事例（加子母地区）



※4地震防災対策強化地域とは、大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要があるとして指定する地域のことである。



⑤ 再生可能エネルギー活用による地域の活性化

本市は豊かな自然に恵まれています。こうした自然を利用した新たなエネルギー産業を興し、市内で資金や人材を循環させ、地域の活性化を図ることが市の発展につながります。

市域内の河川や用水路を活用した小水力発電や、豊富な森林資源を活用した木質バイオマスの利活用など、この地域特有の自然資源をエネルギーとして農林業・観光業・商工業において有効活用し、地産地消していく仕組みづくりを行います。

個別施策の名称	概要	担当課
再生可能エネルギーを生かした新たな産業の創出	地域の活性化や農林業・観光業・商工業の振興につながる発電事業や投資事業、地域新電力事業などの仕組みづくりを、地域と協力して進めます。	環境政策課

○再生可能エネルギーを活用した地域活性化の先進的取組み事例（長野県飯田市）

長野県飯田市は、太陽や森、水といった自然資源に恵まれており、太陽光、小水力、木質バイオマス発電などの再生可能エネルギーの大きなポテンシャルを持った地域です。このような地域特性を背景に、飯田市では、おひさま進歩エネルギー株式会社という会社が市民出資による太陽光発電事業を開拓し、市民からの出資による太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー設備の導入事例が多数存在しています。この取り組みでは、設置した再生可能エネルギーによる売電やその他のサービス料金収入から得られる事業収益の中から、出資者への元本の返還および利益分配を行っています。

また、こうした取り組みの推進には飯田市が施行した「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」も活用されています。この条例は、まちづくり委員会等の地縁団体が主体となって地域の自然資源を使って発電事業を行い、売電収益を地域の課題解決に活用されるための条例です。飯田市は審査によって条例に掲げる各種条件に適合していると認められた事業を、地域公共再生可能エネルギー事業として認定し、市との協定を結び、実質的な支援をしています。

地域によっては、住民団体が自ら事業を行うことが困難なこともあります。そのため、飯田市では、他の公共的な団体や、市民益に配慮して公共活動を行う企業と協力して発電事業や再投資を行う場合でも支援を行っています。



出典：飯田市ホームページより

### (3) 交通の低炭素化

#### ① エコカーの普及促進

本市における運輸部門の二酸化炭素排出量は産業部門に次いで多く、2012年度時点で市域全体の二酸化炭素排出量の約3割を占めています。市内での移動には自動車の利用が不可欠であり、自動車を低炭素化していくことの効果は大きいと考えられます。

本市では、エコカーやクリーンエネルギー自動車の普及促進を図るとともに、環境にやさしい自動車の利用を促すためにエコドライブ等の啓発を進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
エコカー・クリーンエネルギー自動車の普及促進	運輸部門での低炭素化を目的に、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車をはじめとしたエコカー・クリーンエネルギー自動車の普及に向けた啓発や支援策の検討を進めます。	環境政策課
エコドライブの推進	アイドリングストップやふんわりアクセルスタートなどのエコドライブについて、関係機関と連携して啓発活動を行います。また、交通安全啓発などと絡めたエコドライブ教室を実施していきます。	環境政策課

#### ② 交通インフラの低炭素化

まちの開発においては低炭素な街区形成を視野に道路等の交通インフラの整備を進めることが重要です。リニア時代にふさわしい低炭素なまちとするため、リニア中央新幹線駅への交通の利便性を高め渋滞を緩和するための幹線道路の建設を進めます。また、電気自動車の充電インフラの整備を行うなど交通部門の低炭素化を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
交通拠点におけるEV・PHVの充電設備の整備	次世代自動車の普及促進に向け、交通や観光の要所となる道の駅や公共施設及びその周辺等にEV・PHVの充電設備の整備を進めます (※ EV/電気自動車、PHV/プラグインハイブリッド車)	環境政策課
道路・街路灯などの高効率化の推進【再掲】	老朽化した道路・トンネル・地下道照明をLEDなどの高効率照明に交換していきます。また、取り替え修繕を計画的に進めます。	建設課 管理課
市道「青木～斧戸線」の建設	国道275号線から国道19号線に合流する市道「青木～斧戸線」を整備し、幹線道路の渋滞緩和を図り、利便性を確保します。	建設課
リニア中央新幹線開通に向けた新たな幹線道路の建設	リニア岐阜県駅の南北を結ぶアクセス道路「濃飛横断自動車」に付随する取り付け道路を整備するとともに、中津川市・恵那市双方の市街地とリニア岐阜県駅を東西に結ぶアクセス道路「都市間連絡道路」の建設計画を推進し、リニア中央新幹線開通後の地域交通の利便性の向上と渋滞緩和を図ります。	建設課

③ 環境にやさしい交通システムの促進

公共交通の利用の促進など、交通手段や通勤方法等をより省エネルギーな方法に組み替えることで、運輸部門での低炭素化を促進します。また、自動車を使わないエコな観光の普及促進を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
予約型コミュニティバスの運行	利用者の少ない路線については、定時定路線運行から、利用者の要求に応じて運行するデマンド交通 <sup>※5</sup> をコミュニティバスに取り入れます。	定住推進課
エコ通勤の推進	バスや鉄道などの公共交通機関や自転車、徒歩、相乗り等での通勤を推進するとともに、ノーマイカーデーの取組みを推奨します。また、エコ通勤活動に積極的に取り組む事業所に対して国等が推進する「エコ通勤優良事業所認証制度」を推奨します。	定住推進課 環境政策課
自家用車を使わない観光の推進	徒歩(ウォーキング)や自転車等による、車を使わない体験型観光を推進し、自動車利用では体験できない地域の自然、文化等を楽しめる観光商品を実施します。また、自家用車でなくタクシーを使い観光地を周遊する観光商品を造成します。	観光課 環境政策課

○電気自動車等の普及に向けた取組み

低炭素社会の実現に向けた次世代自動車の普及を推進するため、急速充電器を道の駅花街道付知と賤母の2ヶ所に整備しました。(利用時間：24 時間使用可能／利用方法：充電課金カード(合同会社日本充電サービスの発行する「チャージスルゾウ」)を持参する必要があります)

また、市役所においては自動車メーカーの協力のもと、供用車として電気自動車を導入し、主に環境学習などの保全活動の際に使用しています。



道の駅 賤母



道の駅 花街道付知



電気自動車

※5 デマンド交通とは、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態です。

## (4) 森林による二酸化炭素の吸収源対策

### ① 健全な森づくりの推進

本市の二酸化炭素排出量に占める森林の二酸化炭素吸収量の割合は 17%~28%の間で推移しており、本市の地球温暖化対策を推進する上で大きな役割が期待されています。

今後も、間伐や植林などの適切な森林整備を計画的に実施することで、二酸化炭素の吸収効果が高く、持続可能で健全な森づくりを推進していきます。

個別施策の名称	概要	担当課
市有林の整備の推進	森林経営計画に基づき、市有林の間伐や植林など適切な管理を行うことにより、二酸化炭素の吸収効果の高い健全な森を作ります。	林業振興課
民有林の整備の推進	森林経営計画に基づく民有林の森林施業に対して国や県の制度を活用しながら補助金を交付し、そこでの間伐や植林など適切な管理を促進させ、二酸化炭素の吸収効果の高い健全な森を上げていきます。 また、森林経営計画のエリア外における森林整備を進めるため、国の制度を活用して特定間伐等促進計画の策定とそれに基づく森林施業に対する補助を行います。	林業振興課
民有林での木材搬出に関する補助の実施	森林経営計画に基づく民有林の森林施業に伴い伐倒した木材の搬出に対して、市からの補助金を交付し適正な森林管理と間伐材の有効利用に繋がります。	林業振興課

### ② カーボン・オフセットの推進

森林の二酸化炭素の吸収量を市場取引して収益を得るカーボン・オフセットへの参加が促進されるように、カーボン・オフセットに関する各種取組みを推進します。

個別施策の名称	概要	担当課
カーボン・オフセットの推進	民有林の適切で持続可能な森林経営を推進させるため、森林事業者に対して森林認証 <sup>※6</sup> の取得やオフセット・クレジット制度 <sup>※7</sup> 等への参加を促します。 また、市内で生産されるオフセット・クレジットの利用促進を目指し、カーボン・オフセットの普及啓発や、イベント等でのオフセット・クレジットの活用などを進めます。	環境政策課 林業振興課

<sup>※6</sup> 森林認証とは、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させる持続可能な森林経営が行われている森林または経営組織に対し、独立した第三者機関が審査し付与する認証ラベルです。

<sup>※7</sup> オフセット・クレジット制度とは、カーボンオフセット（脚注2参照）を行うため、生活や生産活動を通じて排出されるCO<sub>2</sub>と、森林などが吸収するCO<sub>2</sub>とを取引する仕組みです。

第7章 第4節 指標

基本方針	指標	現況値 (平成 26 年度)	目標値
エネルギーの効率的な利用促進	市域の温室効果ガス削減量 (平成 24 年度比)	718 千 t-CO <sub>2</sub> /年 (平成 24 年度)	594 千 t-CO <sub>2</sub> /年
	市域全体の温室効果ガス排出量を平成 24 年度比で 19%削減します。		
	行政の温室効果ガス削減量 (平成 26 年度比)	27,519t-CO <sub>2</sub> /年 (平成 26 年度)	24,491t-CO <sub>2</sub> /年
	市の公共施設の温室効果ガス排出量を平成 26 年度比で 11%削減します。		
	市全域の年間消費電力量 (平成 22 年度比)	夏季 約 16%削減 冬季 約 2%削減	夏季 15%以上削減 冬季 6%以上削減
	市域全体の年間電灯電力消費量を平成 24 年度比で夏季(7~9 月)15%以上、冬季(1~3 月)6%以上削減します。		
再生可能エネルギーの導入促進	住宅用太陽光発電システム設置件数 (H12 以降補助件数)	1,416 件	2,300 件
	住宅用太陽光発電システムの設置件数を毎年 80 件以上増やします。		
	小水力発電所開発件数	3 件	5 件
	経済性のある 50kWh 以上の小水力発電所の開発を 2 ヶ所以上で行います		
再生可能エネルギーを導入した公共施設数	20 施設	30 施設	
太陽光発電や蓄電池、バイオマス熱利用設備等を目標年度までに 10 施設に導入します。			
交通の低炭素化	EV・PHVの普及台数	144 台	2,880 台
	クリーンエネルギー自動車(電気自動車等)の普及率を約 20 倍に増やします。		
森林による二酸化炭素の吸収源対策	間伐実施面積 (累計)	450ha	5,400ha
	間伐を毎年 450 ha以上実施します。		

## 第7章 第5節 重点プロジェクト

**重点プロジェクト① 小水力発電、木質バイオマス熱利用の導入促進**

本市は豊かな森林とそれに育まれた清流に恵まれています。その地域特性を活かし、再生可能エネルギーの中でも特に小水力発電と木質バイオマスの熱利用に着目し、地域の低炭素化と活性化の取組みを進めます。

<b>個別事業① 木質バイオマスの産業部門への活用事業</b>	
事業内容	間伐材や製材端材などから製造した薪・チップ・ペレットを施設の暖房や加温、農業用ハウスの空調などの熱エネルギーとして利用し、その取組みを付加価値とした低炭素地域の実現に向けた検討を進めます。
期待される効果	・化石燃料代替による地域の低炭素化 ・観光業、農業などの産業の付加価値向上と地域の活性化
所管課	環境政策課、観光課、農業振興課、工業振興課など
<b>個別事業② 家庭・事業所等への木質バイオマスの導入促進事業</b>	
事業内容	家庭や事業所において木質バイオマスボイラー、薪ストーブ・ペレットストーブの導入を促進するため、機器の導入事例等の紹介のほか、補助金制度を設け導入を支援します。
期待される効果	・化石燃料代替による地域の低炭素化 ・燃料となる木質バイオマスの利用促進 ・木質バイオマスに関わる産業と市場の成長 ・森林の適正管理
所管課	環境政策課、林業振興課
<b>個別事業③ 地域の活性化に結びつく小水力発電の開発事業</b>	
事業内容	市域内の小水力発電の高いポテンシャルを活かし、適地調査や事業化の検討・準備・仕組みづくりなど、小水力発電所の開発と民間事業者の資金の活用も含めた地域活性化につながる事業化を進めます。
期待される効果	・化石燃料代替による地域の低炭素化 ・売電収益を活用した地域の活性化
所管課	環境政策課、農林整備課

## 重点プロジェクト② 災害に備えた再生可能エネルギーの導入

東日本大震災以降、防災拠点や避難所において再生可能エネルギーの導入の重要性が再認識されています。災害時に電気等のインフラが途絶えた事態に備え、通信、照明、暖房、給湯などに必要なエネルギー利用ができるよう、太陽光、太陽熱、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーや蓄電池、高効率照明、燃料電池などの付帯設備を整備します。

### 個別事業① 防災拠点となる地域事務所・総合事務所への導入

事業内容	地震や風水害などの災害時に地域の防災拠点となる地域事務所・総合事務所に太陽光発電などの再生可能エネルギーや蓄電池など付帯設備の整備を順次行います。また、導入した設備は平常時には低炭素化と地域活動の活性化に活かします。
期待される効果	・化石燃料代替による地域の低炭素化 ・災害時などの非常時におけるエネルギーの供給
所管課	環境政策課、防災安全課、各地域事務所、総合事務所

### 個別事業② 避難所となる小中学校等への導入

事業内容	地震や風水害などの災害時に避難所となる小中学校などの公共施設に太陽光発電などの再生可能エネルギーや蓄電池などの付帯設備の整備を行います。また、整備した設備は環境教育などにも活用します。
期待される効果	・化石燃料代替による地域の低炭素化 ・災害時など非常時のエネルギー供給 ・小中学生への環境教育への活用
所管課	環境政策課、防災安全課、教育委員会

### 当市の避難所等における再生可能エネルギー設備導入の基本パッケージ



- ・太陽光発電と蓄電池 ⇒ 蓄電した電気を主に夜間に使用（災害時は昼間も）
- ・地域特性の再エネ ⇒ 特に木質バイオマス（熱供給）と小水力を検討
- ・LED照明 ⇒ 発電した電気を無駄なく長時間利用
- ・燃料電池 ⇒ （雨天など）太陽光が稼働しない際の電源確保と給湯

## 第7章 第6節 リニア中央新幹線関連施策

### ◆まちづくりに合わせた低炭素化・地域活性化の促進

リニア中央新幹線開通に備え、定住推進や地域活性化、雇用創出なども視野に入れた低炭素地域づくりを推進します。

#### ① リニアのまちづくりの顔となる「リニア駅と駅周辺」の活用

駅と駅前が機能一辺倒のどこにでもあるようなものになっては来訪者にこの地域をアピールすることはできません。そこで、駅と交通広場、駅周辺が一体となって岐阜県の玄関口に相応しい雰囲気を感じてもらえるよう、森や木、川や水、田畑や里山といった「なかつがわらしさ」と再生可能エネルギーや省エネルギーなどの先進的な環境技術を融合させた駅前整備を行い、この地域の自然や田園風景とマッチした居心地の良い空間を創造していきます。

##### 【取り組み例】

- ・本市の自然や環境を広くアピールするため、小水力やバイオマス、太陽光などの再生可能エネルギーをシンボリックに取り入れた環境を意識した駅と交通広場の整備。
- ・先進的な環境技術を取り入れた駅や駅前広場を活用した、市民・子どもたちへの環境教育や環境学習の推進。

#### ② リニア建設に伴う経済効果を見据えた低炭素な街づくり

リニア建設にともなう本体工事および関連工事が地域に及ぼす経済効果は極めて大きなものです。本市周辺では、駅、車両基地、トンネルや高架橋などJR東海の実施する工事のほかに、工事に関連して工事関係者の住居・アパート、新たな企業立地に伴う建設工事なども行われます。これらの工事が直接及ぼす経済効果を逃すことなく取り込むため、工事・建設や資材供給に地元の森林資源の活用を促進するとともに、車両基地従業員や定住者、家族向けの住居・アパートとして産直住宅や木造産直スマートハウス等の建設を促進したり、クリーンエネルギー自動車を組み合わせた低炭素住宅街区の検討を行ったりするなど、地域経済の活性化や定住推進・雇用の促進も絡めた、リニアホームタウンにふさわしい自然と共生する未来志向の低炭素な街づくりを図っていきます。

また、こうした低炭素街づくりの取り組みに対する視察ツアーなどもリニアの車両基地見学と絡めて企画し、視察ビジネスとして展開するような検討も行います。

##### 【取り組み例】

- ・リニア開発に合わせて整備する都市基盤(建築物等)の低炭素化と地域の森林資源の活用
- ・工事関係者や車両基地従業員の定住促進を狙った低炭素街区等の検討
- ・中津川ならではの産直住宅、木造産直スマートハウスの開発とブランド化
- ・電気自動車等、クリーンエネルギー自動車を取り入れた低炭素街区等の検討
- ・低炭素街区とリニア車両基地の視察・見学コースの設置、これと併せた観光案内





## 第8章 安全安心な環境づくりに関する施策

## 第8章 第1節 安全安心な環境づくりのあり方

### (1) 安全安心な環境づくりの目標(将来の環境像)

#### 健康・快適で安心して住める地域づくり

- 豊かな自然・景観が保たれ、誰もが長く住み続けたいと思う快適で潤いのあるまちがつくられています。
- さわやかな空ときれいな水があり、健康で安全安心な生活環境が守られています。
- 木曾川上流域に生活し、活動する者として水環境の保全に責任を持ち、きれいな川の水が守られています。
- 市民が地域の美化活動に積極的に参加し、ごみのない清潔なまちで生活しています。



## (2) 基本方針

### ① 健康で安全な環境づくり

私たちの健康で安全な生活を支える重要な要素である良好な大気環境や水環境を大切に保全していくとともに、快適な生活環境を維持するため、騒音、振動、悪臭等の都市型公害に対しても、市民ニーズを踏まえ適切に対応していく必要があります。

また、土壌汚染や地下水への影響は、将来の世代へも悪影響を及ぼすおそれがあり、その対策が課題となっています。

このため、環境の状況を把握するための監視活動や公害等の発生源に対する指導、その他環境への負荷を低減するための施策を推進し、健康で安全な生活環境の保全に努めます。



### ② 快適で安心な環境づくり

私たちは、より快適で安心して生活できる環境を願っています。しかし、なかには心ないごみのポイ捨てから犬のふんの不始末、悪質な廃棄物の不法投棄、住民や環境を顧みない生活環境上のトラブルが多く発生しています。これらの解決にはまず市民一人ひとりがマナーやルールを守ることが基本であり、そうした意識や取組みを市内全体に広げていくことが大切です。

住むまちに誇りと愛着を持ち、誰もが快適に安心して暮らせるまちの実現につながる取組みを市民、事業者、行政が協働して進めます。



## 第8章 第2節 安全安心な環境づくりの施策体系

### 基本方針(1) 健康で安全な環境づくり

①大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気環境の常時監視測定</li> <li>・特定施設に対する監視</li> <li>・特定施設に対する測定結果の報告要請</li> <li>・次世代自動車の普及促進</li> <li>・エコドライブの推進</li> <li>・大気汚染に関する情報発信</li> </ul>
②水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の水質調査</li> <li>・特定施設に対する監視</li> <li>・特定施設に対する測定結果の報告要請</li> <li>・河川等公共用水域の水質改善</li> <li>・下水道接続、合併浄化槽設置の促進</li> <li>・「ぎふクリーン農業」推進事業の推進</li> <li>・農薬の適正使用の推進</li> </ul>
③騒音・振動及び悪臭対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音特定工場・建設作業に対する監視</li> <li>・騒音特定施設に対する測定結果の報告要請</li> <li>・道路に面する地域の騒音観測</li> <li>・振動特定工場・建設作業に対する監視</li> <li>・振動特定施設に対する測定結果の報告要請</li> <li>・悪臭事業場に対する指導</li> <li>・畜産農家等に対する指導</li> </ul>
④地下水と土壌環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の水質監視</li> <li>・専用水道の設置事業場に対する監視</li> <li>・地下水の過剰採取の防止</li> <li>・不適正な埋立て等の防止</li> </ul>
⑤率先した公害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止協定等の締結推進</li> <li>・大規模な太陽光発電設備工事の適切な実施</li> </ul>

### 基本方針(2) 快適で安心な環境づくり

①不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄の防止に向けた啓発</li> <li>・不法投棄監視パトロールの実施</li> <li>・不法投棄行為者の取締り</li> </ul>
②まちの美化とマナーの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイ捨て防止の啓発</li> <li>・市内一斉清掃やボランティア清掃の推進</li> <li>・放置自転車対策の推進</li> <li>・野外焼却行為者への指導強化</li> </ul>
③景観に配慮したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑化、公園緑化の推進</li> <li>・良好な景観形成の推進</li> </ul>

## 第8章 第3節 施策内容

## (1) 健康で安全な環境づくり

## ① 大気環境の保全

本市では、市役所に設置している中津川測定局にて、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）、風向、風速について常時監視測定を実施しています。

大気汚染は、工場、事業所からのばい煙や粉じん、自動車の排気ガスなどが要因となり引き起こされるため、ばい煙を発生させる施設を有する工場や事業所に対し、保守点検の実施と適正な運転管理の要請や自動車の排気ガス排出量を抑制するため、アイドリングストップなどのエコドライブに関する啓発を行うなど、有害物質等の発生を防ぐ取組みを進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
大気環境の常時監視測定	中津川測定局を維持管理し、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）、風向、風速の常時測定を行い、本市の大気環境の状況を的確に把握します。	環境政策課
特定施設に対する監視	大気汚染防止法に定めるばい煙を発生させる特定施設に対し、岐阜県と連携して立入検査を行い、施設の維持管理状況を確認し、排出基準の遵守状況について監視と指導を行います。	環境政策課
特定施設に対する測定結果の報告要請	大気汚染防止法に定めるばい煙を発生させる特定施設に対し、ばい煙の測定結果の報告を求め、規制基準を超えた特定施設については指導を行います。	環境政策課
次世代自動車の普及促進	自動車による大気汚染の改善を図るため、環境にやさしい電気自動車やプラグインハイブリッド自動車をはじめとした次世代自動車の普及啓発を行います。	環境政策課
エコドライブの推進	自動車の排気ガス排出量を抑制するため、自動車の使用を控える取組みや自動車を使用する際のアイドリングストップなどエコドライブに関する啓発を行います。	環境政策課
大気汚染に関する情報発信	大気汚染の状況を中津川市公式ホームページなどで常時公表するとともに、大気汚染注意報等が発令された場合には、迅速かつ的確な情報を周知する体制を維持します。 また、毎年12月の大気汚染防止推進月間には、きれいな空を守ることの大切さを呼びかける運動を展開し、大気環境への意識を高めます。	環境政策課

② 水環境の保全

本市では、17 の河川において水質調査を実施するとともに、県が実施する 6 河川の水質調査の結果とあわせて、市内河川の水質汚濁状況を把握し、監視を行っています。

河川の水質汚濁の原因としては、工場、事業所等からの産業系排水、市民の日常生活による生活系排水、農地・山林等からの有機物等に分類されます。このうち、産業系排水については、排水を行う工場や事業所に対し、排出基準の遵守や適切な管理の要請の取組みを進めるほか、生活排水の下水道への接続促進や農薬、化学肥料等の使用をできる限り減らし、水質汚濁の未然防止と環境への負荷の低減を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
河川の水質調査	主要河川において定期的な水質調査を実施し、河川の水質状況を的確に把握します。	環境政策課
特定施設に対する監視	水質汚濁防止法に定める特定施設に対し、岐阜県と連携して立入検査を行い、特定施設および排水処理施設の維持管理状況を確認するとともに、排出基準の遵守状況について監視と指導を行います。	環境政策課
特定施設に対する測定結果の報告要請	水質汚濁防止法に定める特定施設に対し、排水の水質測定の結果の報告を求め、規制基準を超えた特定施設については指導を行います。	環境政策課
河川等公共用水域の水質改善	水質汚濁が顕著な河川等公共用水域においては、地域や事業者、行政が連携した生活排水対策や工場排水対策に取り組み、流域の水質改善を図ります。	環境政策課 下水道課
下水道接続、合併浄化槽設置の促進	日常生活にともない流される生活排水による公共用水域の汚濁負荷が低減するように、各家庭での下水道への接続や下水道区域外では合併浄化槽の設置の促進を図ります。	下水道課
「ぎふクリーン農業」推進事業の推進	安全な農作物の提供や環境への負荷低減に向けて、化学合成農薬や化学肥料を 30%以上削減する「ぎふクリーン農業」を推進し、取り組む農家を支援します。	農業振興課
農薬の適正使用の推進	公共施設等の管理において農薬の使用の低減に努めるとともに、市民・農家等に対して農薬の使用回数や量の低減のほか、飛散防止など安全かつ適正な使用を啓発します。	施設担当課 農業振興課 環境政策課

○昭和 40 年代後半～昭和 50 年代の中津川の水質汚染問題

～昭和 48 年4月 新聞記事から抜粋～

「木曾川汚染の元凶？中津川市内 よごれひどい3河川」

中津川市はさる1月、市内を流れる3河川の7地点で水質検査をし、その分析結果を発表した。それによると中津川と木曾川合流点で BOD(生物化学的酸素要求量)が 45.9PPM という高い数値が検出され、その他の地点でも基準以下はわずか1ヶ所だけで、汚染のひどさが立証された。



中津川の水質調査

中津川市は木曾川汚染の上流の元凶、愛知用水の源として“公害防止”が強く訴えられているだけに県環境局水質規制課では現地調査をして、類系河川としての規制、指導の強化を図ることになっている。(略)

～昭和 50 年4月 新聞記事から抜粋～

「河川の汚染進む 山紫水明というが 中津川」

山紫水明をキャッチフレーズにしている中津川市内の河川の汚染が進み、このままでは県が六月頃に予定している環境基準指定に2河川が不合格になる。工場排水もさることながら生活污水、ごみなどの不法投棄が川を汚染しており、市では①水質検査の強化、②重金属類検査の充実、③新たに水量測定の実施などをして監視を強化する。(中略)中津川は沿岸に工場が数多くあり、工場排水による汚染はもともと問題になっていたが、淀川は市の中心部を通っている小河川だけに汚染の原因の大半は生活污水。それが中津川よりさらにひどいという結果が出たのは注目される。(略)

汚染が改善された現在の中津川・淀川

中津川沿岸には今も多くの工場等がありますが、公共下水道事業の推進や主要工場との公害防止協定締結などの取組みにより、水質汚濁度を測るBODの環境基準(類型指定 C)を達成するなど大きな改善が図られています。(平成 26 年度に実施した BOD年平均値 2.2mg/L(ppm)/ 昭和 49 年度平均値 14.3ppm)



現在の中津川

また、中津川の支流にあたる淀川の汚濁発生源は、生活排水・飲食店排水などが主ですが、こちらも平成元年から公共下水道供用開始とともに改善されてきました。(平成 26 年度に実施した BOD年平均値 1.75mg/L(ppm) / 昭和 49 年度平均値 19.3ppm)



### ③ 騒音・振動及び悪臭対策の推進

騒音・振動公害は、日常生活に関係が深いものであり、その発生源は主に工場・事業場の事業活動や建設作業、自動車などの交通にともなって発生し、周辺地域に影響を及ぼすことが懸念されています。

また、悪臭公害は、人の感覚に直接知覚されることから個人差が著しいものであり、その発生源は工場・事業場や畜産業のほか一般家庭まで多種多様であり、慣れたにおいでも悪臭と感じたり、良いにおいでも濃度によっては不快に感じることもあり、規制については難しい面もあります。

騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づき適切な指導を行い、健康で安心して暮らせる生活環境保全を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
騒音特定工場・建設作業に対する監視	騒音規制法に定める特定工場及び建設作業に対し、立入検査を実施し、特定施設及び建設作業の維持管理状況、防音対策の状況について検査と指導を行います。	環境政策課
騒音特定施設に対する測定結果の報告要請	騒音規制法に定める特定施設に対し、騒音測定の結果の報告を求め、法令等の規制基準を超えた特定工場については指導を行います。	環境政策課
道路に面する地域の騒音観測	市域の幹線道路において、毎年自動車騒音測定を実施し、環境基準の達成度を把握します。 また、中央自動車道沿線地域で騒音測定を実施し、基準値を上回る地点では、防音壁の設置要望を行います。	環境政策課
振動特定工場・建設作業に対する監視	振動規制法に定める特定工場及び建設作業に対し、立入検査を実施し、特定施設及び建設作業の維持管理状況、振動対策の状況について検査と指導を行います。	環境政策課
振動特定施設に対する測定結果の報告要請	振動規制法に定める特定施設に対し、振動測定の結果の報告を求め、法令等の規制基準を超えた特定工場については指導を行います。	環境政策課
悪臭事業場に対する指導	悪臭防止法に基づき、悪臭が発生する工場・事業所に対して、適時立入検査を実施し、臭気対策の状況について指導を行います。	環境政策課
畜産農家等に対する指導	畜産経営に由来する悪臭発生を最小限にとどめるため、適正な維持管理及び環境保全対策について指導を行います。	農業振興課

#### ④ 地下水と土壌環境の保全

地下水に関しては、水質汚染や過剰揚水による地盤沈下、湧水の枯渇など環境保全上問題が生ずる場合があります。健全な水循環の確保から地下水の質と量の面で対策を推進します。

また、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、建設工事にともない排出された土砂等による埋立て等について規制を行い、生活環境の保全を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
地下水の水質監視	毎年、岐阜県が実施する地下水の監視測定等に協力し、地下水に関する水質監視に努めます。	環境政策課
専用水道の設置事業場に対する監視	市内のゴルフ場や事業場など専用水道設置者に対して施設の維持管理や水質の状況について立入検査などにより監視と指導を行います。	環境政策課
地下水の過剰採取の防止	一定以上の地下水の採取には届出を求め、過剰な汲み上げによる地盤沈下や地下水の枯渇の防止を図ります。	環境政策課
不適正な埋立て等の防止	「中津川市埋立て等の規制に関する条例」に基づき、有害廃棄物などが混入し環境基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を禁止し、生活環境の保全と安全を確保します。	環境政策課

#### ⑤ 率先した公害防止対策の推進

事業活動にともなって生ずる環境負荷の低減が地域の環境保全に重要な役割を果たすことから、健全で豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる地域の実現に向け、事業者自らが地域や行政の相互の信頼関係のもとで率先した環境保全活動を行い、住民の健康保護や生活環境の保全を図る地域づくりを進めます。

また、森林や里山等における大規模な太陽光発電設備の工事について、災害の防止や自然環境の保全の観点から要綱を制定し事業者に対し適切な対応を求めます。

個別施策の名称	概要	担当課
公害防止協定等の締結推進	事業活動にともなう周辺住民の生活環境を守るために、各事業所が市または地域と個別に環境保全に必要な事項を協定として締結し、両者が協力し合うことにより、より良い環境づくりを目指します。	環境政策課
大規模な太陽光発電設備工事の適切な実施	大規模な太陽光発電設備設置事業の適切な造成工事等の実施を求め、周辺地域における災害の防止並びに自然環境の保全への配慮を促します。	管理課

## (2) 快適で安心な環境づくり

### ① 不法投棄の防止

一部の心ない人による不法投棄は依然あとを絶たず、本市の豊かな自然や住みよい環境、そして美しい景観が損なわれています。自然・生活環境や美しい景観を守るため、市民、事業者、行政が一体となり、意識の啓発とともに不法投棄監視パトロールの強化など不法投棄の防止に向けた取組みを推進します。

個別施策の名称	概要	担当課
不法投棄の防止に向けた啓発	不法投棄の防止に関する情報を広報なかつがわや中津川市公式ホームページ、回覧板、出前講座等多様な方法により周知を図るとともに、不法投棄防止看板の設置を行います。	環境政策課
不法投棄監視パトロールの実施	人目につきにくい山間部を中心にパトロールを実施し、不法投棄を監視するとともに、各地区の住みよい環境づくり推進員と連携し、不法投棄が発生しやすい場所の監視や未然防止対策を強化します。	環境政策課
不法投棄行為者の取締り	不法投棄を発見した場合には、警察署と連携して投棄者の取締りを行います。	環境政策課

### ② まちの美化とマナーの向上

住み心地のよいまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが身近な生活環境に目を配り、地域活動への参画など地域との繋がりを強くすることが必要です。

また、美しい生活環境を保全するため、地域に根ざした美化活動の積極的な推進と環境に配慮した生活マナー等の定着を啓発します。

個別施策の名称	概要	担当課
ポイ捨て防止の啓発	快適な生活環境を確保するため、ごみをみだりに捨てる行為および道路、公園などの公共の場所や他人の場所を汚すペットのふん害の禁止を啓発します。	環境政策課
市内一斉清掃やボランティア清掃の推進	年2回(6月、9月)の市内一斉清掃や地域、事業者、団体等が行うボランティア清掃活動を促進し、まちの美化活動を推進します。	環境政策課
放置自転車対策の推進	放置自転車は、歩行者の安全やまちの美化を損ねるだけでなく、盗難事件の発生にもつながることから、放置自転車の撤去や啓発活動等を実施し、放置台数の減少を図ります。	環境政策課 商業振興課
野外焼却行為者への指導強化	野外焼却に関する市民からの通報に対応し、行為者への適切な指導を行うとともに、特例による野外焼却についても焼却マナーやなるべく焼却しない方法での処分を啓発します。	環境政策課

### ③ 景観に配慮したまちづくり

子どもからお年寄りまでが安心して憩うことのできる都市空間を創出するため、道路、公園、公共施設等の緑化を推進し、心安らぐ生活環境づくりをめざします。

また本市の景観特性を守り育て、将来にわたって良好な景観を形成するため、景観計画区域や景観計画重点区域を指定し、市民、事業者、行政の協働のもとに景観に配慮したまちづくりを進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
都市緑化、公園緑化の推進	緑化による都市の景観形成に努めるとともに、公園緑地の適正な維持管理を行います。	建設課 管理課
良好な景観形成の推進	市域全体を「景観計画区域」とし、良好な景観形成に取り組みます。中山道に面する区域を「中山道沿道景観区域」、なかでも宿場町等の区域を「景観計画重点区域」とし、地域と一体となり、地域の景観を守り育む取組みを進めます。	都市計画課

#### ○地域特有の景観を守り育む「景観形成住民協定（馬籠地域・本町地域）」

地域住民の皆さんが、その地域独自の景観まちづくりのルールを定め、地域の景観を自分たちで守っていくことを定めた住民協定です。

本市では、現在、「馬籠地域」と「本町地域」において景観形成住民協定が締結され、建物の色彩や形態、広告物の取り決め、美化活動や緑化活動など、その地域独自の景観まちづくりが実践されています。



##### 「馬籠地域 心につながるふるさと景観形成住民協定」

平成 14 年 4 月 1 日締結/平成 19 年 10 月 1 日認定

目的 住民主体の取り組みの精神に則って、生活環境の反映としての地区景観を維持、再生、創造する

内容 建築物（形態/階層/色彩等）、広告物（面積/素材等）、自動販売機（素材等）に関する規制、緑化・環境整備の推進等



##### 「本町中山道地区歴史的まちなみを大切に、

##### 住みよく訪れたくなるまちづくり景観形成住民協定」

平成 22 年 10 月 1 日認定

目的 住民主体の取り組みにより生活文化・住環境・地域の景観を後世に引き継ぐ

内容 建築物・工作物（形態等）、広告物、自動販売機に関する規制、共用空間の利用、美化・環境保全・緑化の推進等

第 8 章 第 4 節 指標

基本方針	指 標	現況値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 37 年度)
	説 明		
健康で安全な 環境づくり	一般大気環境基準達成率 (二酸化硫黄・二酸化窒素)	100.0%	100.0%
	現状の清んだ大気環境水準を維持します。		
	河川環境基準(BOD)達成率	100.0% (9 地点/9 地点)	100.0% (9 地点/9 地点)
	現状のきれいな河川環境水準を維持します。		
	騒音環境基準達成率(一般環境)	100.0% (3 地点/3 地点)	100.0% (3 地点/3 地点)
	現状の望ましい騒音環境水準を維持します。		
快適で安心な 環境づくり	不法投棄件数	58 件	0 件
	不法投棄の全くないまちを目指します。		
	下水道整備面積	3,448ha	4,047ha
	約 600ha の下水道整備を計画的に進めます。		
	水洗化率(公共・特環・農集)	85.3%	90.2%
	水洗化率を約 5% 向上させます。		
	公害防止協定締結事業所数	25 事業所	30 事業所
事業者の率先した環境保全活動を促進します。			

## 第8章 第5節 重点プロジェクト

### 重点プロジェクト① 清らかな水環境の保全

本市は豊かな森と清流に恵まれた木曾川上流域の都市として水質浄化への取組みが下流域から期待され、また、良好な水環境を将来に残していくことは、この土地に生活し、活動する私たちの責務です。さらなる水環境保全の意識向上に努めるとともに、下水道整備や浄化槽の普及促進、生活や事業活動にともなう排水の監視、河川での水質測定などを継続的に行い、清流の保全を図ります。

個別事業① 下水道整備事業の推進	
事業内容	<p>公共用水域の水質保全を目的に、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水による集合処理と合併処理浄化槽区域による個別処理で水洗化率向上を図ります。</p> <p>特に、現在整備を進めている公共下水道坂本処理区では、整備エリアの拡張と処理場の増設を行います。</p> <p>また、下水道区域内であっても地域の実情や経済性を考慮し、合併処理浄化槽と合わせた水洗化率向上を目指します。</p>
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水域の水質改善</li> <li>・水洗化率の向上</li> </ul>
所管課	下水道課
個別事業② 河川の水質浄化活動の推進	
事業内容	<p>水質汚濁が著しい河川において、地域や事業者、岐阜県などと連携した活動として、生活排水対策の普及啓発や水質浄化に向けた取組みを行い、河川水質の改善を図ります。</p>
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質改善に対する市民意識の向上</li> <li>・公共用水域の水質改善</li> </ul>
所管課	環境政策課、下水道課
個別事業③ 公害防止に向けた工場排水等の監視	
事業内容	<p>公害関係法令や公害防止協定などに基づき、工場、事業場などへの定期的な立入検査の実施し、公害防止協定や環境保全条例に基づく水質測定結果の報告要請と監視・指導を行い、事業活動から排出される水質の浄化に努めます。</p>
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場・事業場における公害の未然防止</li> <li>・公共用水域の水質改善</li> </ul>
所管課	環境政策課

## 重点プロジェクト② 不法投棄対策の強化

あとをたたない不法投棄防止に向けた対策を強化し、安全できれいな自然環境と住みよい生活環境を確保します。

市民アンケート調査の結果からうかがえるように、安全安心な環境づくりに関して、「廃棄物の不法投棄に対する対策」への必要性が強く求められています。市民一人ひとりのモラルの向上を図り、山にも川にも、まちにもごみのないきれいな環境を実現するために、不法投棄対策の強化を図ります。

### 個別事業① 不法投棄監視パトロールの実施及び取締りの強化

事業内容	地域の住みよい環境づくり推進員や岐阜県と連携し、不法投棄の多い場所を中心に監視やパトロールを実施し、未然防止策を強化します。 また、警察と常に連携し、不法投棄行為者の取締りを強化します。
期待される効果	・不法投棄の減少 ・不法投棄防止に関する市民意識の醸成
所管課	環境政策課

### 個別事業② 不法投棄防止及び環境マナーの啓発

事業内容	不法投棄防止及び安全安心な地域づくりに向けたマナーやモラル向上の啓発ポスター等を作成し、意識醸成を図ります。 また、住みよい環境づくり推進員と連携し、地域への不法投棄の監視や美化活動を進め、不法投棄撲滅に努めます。
期待される効果	・不法投棄の減少 ・地域環境の美化 ・不法投棄防止に関する市民意識の向上
所管課	環境政策課

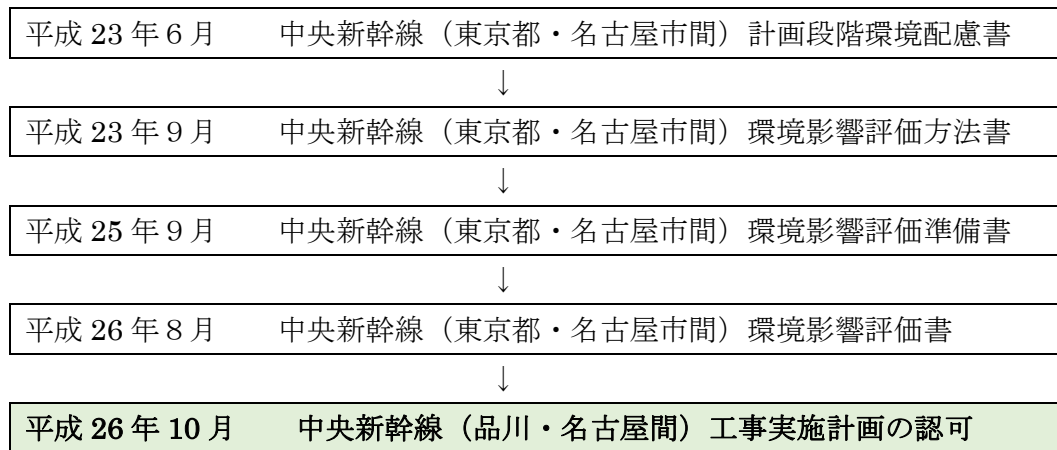
## 第 8 章 第 6 節 リニア中央新幹線関連施策

### ◆環境影響評価書に基づく保全対策

環境影響評価とは、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていこうという制度で、対象事業やその手続きは、「環境影響評価法」で定められています。

リニア中央新幹線事業については、事業者である東海旅客鉄道株式会社において、以下の手続きで進められました。

(中央新幹線環境影響評価の手続きの流れ)



国土交通大臣は、東海旅客鉄道株式会社が平成 26 年 8 月 26 日に認可申請した中央新幹線の工事实施計画について、平成 26 年 10 月 17 日付けで認可を行いました。今後、平成 39 年の開業に向けて、市内では路線の工事のほか、岐阜県駅及び車両基地、その他関連施設の工事が本格化してまいります。

これまでの環境影響評価手続きの中で、環境保全の見地から意見を提出し、事業者である東海旅客鉄道株式会社から環境保全措置等についての説明がなされてきました。事業主体である東海旅客鉄道株式会社には、住民の不安を取り除きながら、また、理解を得ながら安全に事業を進められるよう市として強く求めてまいります。

#### 環境影響評価書に示された環境保全措置の実施の確認

中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【岐阜県】第 8 章では、対象事業に係る環境影響評価の項目として、大気質、騒音、振動、微気圧波、低周波音、水質、水底の底質、地下水、水資源、地形及び地質、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、文化財、磁界、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等及び温室効果ガスを選定し、これらの項目について、各項目の調査、予測及び評価の結果を示しています。

また、第 11 章では、「これらの結果から、環境保全措置を実施することによって、環境への影響について、実行可能な範囲内で回避又は低減が図られ、環境の保全について適正な配慮がなされる事業であると総合的に評価する。」とし、「山梨リニア実験線での成果も含め、工事期間中に新たな環境保全技術などの知見が得られた場合には、できる限り取り入れるよう努める。」と示されています。

本市として、中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書で示されている項目ごとの環境保全措置の実施についての確認と確実な実施を求めていきます。



「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【岐阜県】第8章 環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」に示される環境保全措置（抜粋）

環境要素の区分		環境要因の区分	環境保全措置
大気質	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	① 排出ガス対策型建設機械の稼働 ② 工事規模に合わせた建設機械の設定 ③ 建設機械の使用時における配慮 ④ 建設機械の点検・整備による性能維持 ⑤ 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ⑥ 揮発性有機化合物(以下、「VOC」という。)の排出抑制 ⑦ 工事の平準化 ⑧ 工事従事者への講習・指導
		資材及び機材の運搬に用いる車両の運行	① 資材及び機材の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 ② 資材及び機材の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③ 環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④ 工事の平準化 ⑤ 工事従事者への講習・指導
		鉄道施設(車両基地)の供用	① 省エネ型ボイラーの導入 ② 排出ガス処理施設の点検・整備による性能維持
	粉じん等	建設機械の稼働	① 工事規模に合わせた建設機械の設定 ② 工事現場の清掃及び散水 ③ 仮囲いの設置 ④ 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ⑤ 工事の平準化 ⑥ 工事従事者への講習・指導
		資材及び機材の運搬に用いる車両の運行	① 荷台への防塵シートの敷設及び散水 ② 資材及び機材の運搬に用いる車両の出入り口や周辺道路の清掃及び散水、タイヤの洗浄 ③ 工事の平準化 ④ 工事従事者への講習・指導
	騒音	建設機械の稼働	① 低騒音型建設機械の採用 ② 仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策 ③ 工事規模に合わせた建設機械の設定 ④ 建設機械の使用時における配慮 ⑤ 建設機械の点検・整備による性能維持 ⑥ 工事の平準化 ⑦ 工事従事者への講習・指導
		資材及び機材の運搬に用いる車両の運行	① 資材及び機材の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 ② 資材及び機材の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③ 環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④ 工事の平準化 ⑤ 工事従事者への講習・指導
		鉄道施設(換気施設)の供用	① 環境対策型換気施設の採用 ② 消音設備及び多孔板の設置 ③ 換気ダクトの曲がり部の設置 ④ 換気施設の点検・整備による性能維持
		列車の走行(地下を走行する場合を除く)	① 防音壁、防音防災フードの設置 ② 防音防災フード目地の維持管理の徹底 ③ 桁間の目地の維持管理の徹底 ④ 防音壁の改良 ⑤ 個別家屋対策 ⑥ 沿線の土地利用対策

環境要素の区分		環境要因の区分	環境保全措置	
大気質	振動	建設機械の稼働	① 低振動型建設機械の採用 ② 工事規模に合わせた建設機械の設定 ③ 建設機械の使用時における配慮 ④ 建設機械の点検・整備による性能維持 ⑤ 工事の平準化 ⑥ 工事従事者への講習・指導	
		資材及び機材の運搬に用いる車両の運行	① 資材及び機材の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 ② 資材及び機材の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③ 環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④ 工事の平準化 ⑤ 工事従事者への講習・指導	
		鉄道施設(換気施設)の供用	① 環境対策型換気施設の採用 ② 防振装置の設置 ③ 換気施設の点検・整備による性能維持	
		列車の走行(地下を走行する場合を除く)	① 桁支承部の維持管理の徹底 ② ガイドウェイの維持管理の徹底	
		列車の走行(地下を走行する場合に限る)	① ガイドウェイの維持管理の徹底	
	微気圧波	列車の走行(トンネル及び防音防災フードの出入口)	① 緩衝工の設置 ② 緩衝工の維持管理	
		列車の走行(非常口(山岳部))	① 多孔板の設置 ② 多孔板の維持管理 ③ 緩衝工の設置 ④ 緩衝工の維持管理	
	低周波音	鉄道施設(換気施設)の供用	① 環境対策型換気設備の採用 ② 消音設備・多孔板の設置 ③ 換気施設の点検・整備による性能維持	
	水質	水の濁り	切土工等又は既存の工作物の除去	① 工事排水の適切な処理 ② 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ③ 仮締切工の実施 ④ 水路等の切回しの実施 ⑤ 工事排水の監視 ⑥ 処理設備の点検・整備による性能維持
			トンネルの工事	① 工事排水の適切な処理 ② 工事排水の監視 ③ 処理設備の点検・整備による性能維持 ④ 放流時の放流箇所及び水温の調整
工事施工ヤードの設置			① 工事排水の適切な処理 ② 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ③ 工事排水の監視 ④ 処理設備の点検・整備による性能維持	
水の汚れ		切土工等又は既存の工作物の除去	① 工事排水の適切な処理 ② 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ③ 仮締切工の実施 ④ 水路等の切回しの実施 ⑤ 工事排水の監視 ⑥ 処理設備の点検・整備による性能維持	
		トンネルの工事	① 工事排水の適切な処理 ② 工事排水の監視 ③ 処理設備の点検・整備による性能維持 ④ 放流時の放流箇所及び水温の調整	

環境要素の区分		影響要因の区分	環境保全措置
水質	水の汚れ	鉄道施設 (駅、車両基地)の供用	① 下水道への排水 ② 鉄道施設からの排水の適切な処理 ③ 処理設備の点検・整備による性能維持 ④ 使用水量の節約(節水)
水底の底質		切土工等又は既存の 工作物の除去	① 河川内工事における工事排水の適切な処理
地下水の水質・水位		トンネルの工事及び鉄 道施設(トンネル)の 存在	① 薬液注入工法における指針の順守 ② 適切な構造及び工法の採用
		鉄道施設(車両基地) の供用	① 適切な揚水位置や揚水量の計画 ② 上水道からの取水
水資源		トンネルの工事及び 鉄道施設(トンネル)の 存在	① 工事排水の適切な処理 ② 工事排水の監視 ③ 処理設備の点検・整備による性能維持 ④ 放流時の放流箇所及び水温の調整 ⑤ 適切な構造及び工法の採用 ⑥ 薬液注入工法における指針の順守 ⑦ 地下水等の監視 ⑧ 応急措置の体制整備 ⑨ 代替水源の確保
		鉄道施設(車両基地) の供用	① 鉄道施設からの排水の適切な処理 ② 処理設備の点検・整備による性能維持 ③ 下水道への排水 ④ 排水量の抑制 ⑤ 適切な揚水位置や揚水量の計画 ⑥ 上水道からの取水
重要な地形及び地質		工事施工ヤードの設 置	① 地形の変更をできる限り小さくした工事施工ヤードの配 置計画
		鉄道施設(トンネル、 地表式又は掘削式、 嵩上式、駅、車両基 地、換気施設、変電施 設)の存在	① 地形の変更をできる限り小さくした鉄道施設の配置計 画
地盤沈下		トンネルの工事	① 適切な構造及び工法の採用
		鉄道施設(車両基地) の供用	① 適切な揚水位置や揚水量の計画 ② 上水道からの取水
土壌汚染		切土工等又は既存の 工作物の除去	① 有害物質の有無の確認と汚染土壌の適切な処理 ② 薬液注入工法における指針の順守 ③ 発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する 情報提供の徹底 ④ 仮置場における掘削土砂の適切な管理 ⑤ 工事排水の適切な処理
		トンネルの工事	① 発生土に含まれる重金属等の定期的な調査 ② 仮置場における発生土の適切な管理 ③ 工事排水の適切な処理 ④ 薬液注入工法における指針の順守 ⑤ 発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する 情報提供の徹底
日照障害		鉄道施設(嵩上式、 駅、車両基地、換気施 設)の存在	① 鉄道施設(嵩上式、地上駅)の建造物の形式・配置等の 工夫 ② 鉄道施設(車両基地、換気施設)の配置等の工夫

環境要素の区分	影響要因の区分	環境保全措置
電波障害	鉄道施設(嵩上式、駅、車両基地、換気施設、変電施設)の存在	① 鉄道施設(車両基地、換気施設、変電施設)の配置等の工夫 ② 鉄道施設(嵩上式、地上駅)の構造物の形式・配置等の工夫 ③ 共同受信施設の設置 ④ 個別受信施設の設置 ⑤ 受信施設の移設又は改良 ⑥ 有線テレビジョン放送の活用 ⑦ 指針等に基づく改善策の実施
文化財	鉄道施設(トンネル、地表式又は掘削式、嵩上式、駅、車両基地、換気施設、変電施設)の存在	① 変更区域をできる限り小さくする ② 適切な構造及び工法の採用 ③ 試掘・確認調査及び発掘調査の実施 ④ 遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議・対処
磁界	列車の走行	計画しない
動物	工事の実施、鉄道施設の存在	① 重要な種の生息地の全体又は一部を回避 ② 工事に伴う変更区域をできる限り小さくする ③ 工事従事者への講習・指導 ④ 資材運搬等の適正化 ⑤ 工事施工ヤード等の林縁保護植栽等の実施 ⑥ 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 ⑦ 放流時の放流箇所及び水温の調整 ⑧ 照明の漏れ出しの抑制 ⑨ 防音シート、防音扉、低騒音・低振動型の建設機械の採用 ⑩ コンディショニングの実施 ⑪ 重要な種の移植 ⑫ 代替巣等の設置
植物	工事の実施、鉄道施設の存在	① 重要な種の生育環境の全体又は一部を回避 ② 工事に伴う変更区域をできる限り小さくする ③ 外来種の拡大抑制 ④ 工事従事者への講習・指導 ⑤ 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施 ⑥ 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 ⑦ 放流時の放流箇所及び水温の調整 ⑧ 重要な種の移植・播種 ⑨ 重要な種の生育環境の創出
生態系	工事の実施、鉄道施設の存在	① 注目種等の生息・生育地の全体または一部を回避 ② 工事に伴う変更区域をできる限り小さくする ③ 外来種の拡大抑制 ④ 工事従事者への講習・指導 ⑤ 資材運搬等の適正化 ⑥ 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施 ⑦ 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 ⑧ 放流時の放流箇所及び水温の調整 ⑨ 照明の漏れ出しの抑制 ⑩ 防音シート、防音扉、低騒音・低振動型の建設機械の採用 ⑪ コンディショニングの実施 ⑫ 重要な種の移植、播種 ⑬ 重要な種の生育環境の創出 ⑭ 代替巣等の設置

環境要素の区分		影響要因の区分	環境保全措置
景観		鉄道施設(地表式又は掘削式、嵩上式、駅、車両基地、換気施設)の存在	① 変更区域をできる限り小さくする ② 建造物の形状の配慮
人と自然との触れ合いの活動の場		鉄道施設(地表式又は掘削式、嵩上式、駅、車両基地、換気施設)の存在	① 鉄道施設の設置位置、構造への配慮 ② 鉄道施設の形状等の工夫による周辺景観への調和の配慮
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	切土工等又は既存の工作物の除去	① 建設発生土の再利用 ② 建設汚泥の脱水処理 ③ 副産物の分別・再資源化 ④ 発生土を有効利用する事業者への情報提供
		トンネルの工事	① 建設発生土の再利用 ② 建設汚泥の脱水処理 ③ 副産物の分別・再資源化 ④ 発生土を有効利用する事業者への情報提供
	廃棄物等	鉄道施設(駅、車両基地)の供用	① 廃棄物の分別・再資源化 ② 廃棄物の処理・処分の円滑化
温室効果ガス		建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生	① 低炭素型建設機械の採用 ② 高負荷運転の抑制 ③ 工事規模に合わせた建設機械の設定 ④ 建設機械の点検・整備による性能維持 ⑤ 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 ⑥ 低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化 ⑦ 工事従事者への講習・指導 ⑧ 副産物の分別・再資源化
		鉄道施設(駅、車両基地、換気施設)の供用	① 省エネルギー型製品の導入 ② 温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備及び管理 ③ 設備機器の点検・整備による性能維持 ④ 鉄道施設(車両基地)の緑化・植栽 ⑤ 廃棄物の分別・再資源化 ⑥ 廃棄物の処理・処分の円滑化



©Central Japan Railway Company. All Rights reserved.

## 第9章 環境保全に向けた人づくりに関する施策

## 第9章 第1節 環境保全に向けた人づくりのあり方

### (1) 環境保全に向けた人づくりの目標(将来の環境像)

#### 次世代につなぐ人づくり

- 市民、事業者、行政が連携、協働する仕組みが整い、地域ぐるみで環境保全活動が推進されています。
- 幼稚園・保育園や学校、地域での環境教育や環境学習が盛んに行われ、子どもたちが地域の環境保全活動において活躍しています。
- 環境保全に向けた行動を自発的にできる人材が多数育成され、地域で活躍しています。
- 子どもから大人まで、多くの人が環境について学び、考え、環境に配慮した行動をしています。
- 市民により、市外からの来訪者にも中津川市の魅力が伝達されています。



## (2) 基本方針

### ① 環境保全活動を推進するための人づくり・仕組みづくり

自然共生・循環・低炭素型の地域づくりに向けた人的基盤となる環境人材の育成は、長期的、継続的に実施する必要があります。多様化する環境問題や地域の自然環境等について、正しい知識を持ち環境教育・環境学習を実践できる人材を発掘・育成するとともに、既に各所で活躍する環境団体や事業者等のネットワークを強化することで、相互の連携や交流を促進し継続的な活動が可能となる基盤づくりを推進します。

また、本市の環境に関する様々な情報を把握、蓄積し、市内外に発信することで、容易に情報を入手し利活用できる仕組みづくりに取り組みます。



### ② 多様な主体による環境教育・環境学習の推進

本市の将来の担い手である子どもたちへ向けた環境教育・環境学習は、子どもたちへの直接的な影響のみにとどまらず、家庭や学校、地域への意識や知識の波及効果が期待できます。

多様化する環境問題を背景とした環境教育等を正しく効果的に行うため、保育園から高校まで一貫した環境教育プログラムの開発や学習内容の体系化を図るとともに、家庭や学校、事業者等の様々な主体による環境教育等の推進を支援、促進し、多くの体験活動を通じ幅広い視野を持った人材が育成されるよう、環境教育等のさらなる広がりや充実を図ります。





## 第9章 第2節 環境保全に向けた人づくりの施策体系

### 基本方針(1) 環境保全活動を推進するための人づくり・仕組みづくり

①地域における環境保全の担い手の発掘と育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全活動に向けた人材の育成</li> <li>・人材登録制度の創設・活用</li> </ul>
②環境教育・環境学習に携わる人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児環境教育の指導者の育成</li> <li>・河川・森林に関する環境教育の指導者の育成</li> </ul>
③市民や環境団体等の連携と活動促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中津川市自然環境団体等連絡会議の活動の推進【再掲】</li> <li>・環境団体が行う活動の情報発信</li> <li>・地域との対話と環境保全活動の推進</li> </ul>
④事業者と連携した環境保全活動の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中津川市環境推進協会の活動の推進</li> <li>・事業者の社会貢献活動や環境保全活動の推進</li> </ul>
⑤大学等と連携した環境保全活動の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全を目的とした域学連携の推進</li> <li>・農業科や専門学校との連携</li> <li>・学識者・専門家等による支援体制の構築</li> </ul>
⑥環境情報の充実と発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境情報の発信</li> <li>・博物館等での環境意識啓発の推進</li> <li>・環境センターでの環境意識啓発の推進</li> </ul>

### 基本方針(2) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進

①子どもたちに向けた環境教育・環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園・保育園における環境教育の実施</li> <li>・小・中学校での環境教育の実施</li> <li>・こどもエコクラブ活動の推進</li> </ul>
②環境教育・環境学習プログラムの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育・学校教育と連携した環境教育プログラムの開発</li> <li>・ESD（持続可能な開発のための教育）に関するプログラムの開発</li> </ul>
③環境イベントや講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境イベント等の開催</li> <li>・公民館等での環境講座の実施</li> <li>・環境に関する出前講座の推進</li> </ul>

## 第9章 第3節 施策内容

### (1) 環境保全活動を推進するための人づくり・仕組みづくり

#### ① 地域における環境保全の担い手の発掘と育成

各地域で自主的、自発的に活動できる人材を育成するとともに、地域や学校、事業者における環境教育・環境学習を支援するための環境人材を発掘し、育成に向けた機会の充実を図ります。

また、市内の環境団体や環境保全活動に取り組む人材を登録する制度を創設するとともに、要望に応じて、講師等を派遣する体制を構築し、環境保全活動の推進と質の向上を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
環境保全活動に向けた人材の育成	環境に関心を持ち、地域で環境の取組みを中心となって推進していく人材を育成するため、指導者的な人材を発掘、育成し、スキルアップするための講座や研修会を開催します。	環境政策課
人材登録制度の創設・活用 【再掲P.54】	地域での環境保全活動を率い、学校や市民向けの環境教育・環境学習等を支援する人材の登録制度を創設し、講座等への派遣を行います。	環境政策課

#### ② 環境教育・環境学習に携わる人材育成

幼稚園・保育園や学校等において環境教育を展開するためには、活動への理解と正しい知識をもつ指導者を育成する必要があります。環境団体、教諭や保護者等を対象とした人材育成に取り組むとともに、幼児教育・学校教育における環境教育を推進するための行政内の連携強化に努めます。

個別施策の名称	概要	担当課
幼児環境教育の指導者の育成	保育士等を対象に、幼児向けの環境学習に関する指導者養成講座を開催し、知識や指導方法の習得に努めます。	環境政策課 幼児教育課
河川・森林に関する環境教育の指導者の育成	学校教諭等を対象に、小・中・高校生向けの河川や森林に関する環境学習などの指導者養成講座を開催し、知識や指導方法の習得に努めます。	環境政策課 教育研修所

#### ○中津川市自然環境団体等連絡会議

本市では、個々の団体活動において環境保全の取組みが実施されてきましたが、後継者不足や団体間の連携不足などの課題を抱えていました。自然共生地域づくりを一体として推進するため、自然に関わる環境団体を集めた「中津川市自然環境団体等連絡会議」を平成25年度に発足させました。会議では、自然環境に関する意見交換や学習会等を定期的に行い、また人材育成カリキュラムを構築し指導者育成にも力を入れています。さらには、園児向けや小学生向けの環境教育の支援を行うなど、活躍の場を広げています。



### ③ 市民や環境団体等の連携と活動促進

市民や環境団体の環境保全活動を支援し、その活動内容を情報発信することにより、関心を持つ市民の参加を促すとともに団体同士の連携を強化します。また、既に活動する中津川市自然環境団体等連絡会議の活動が継続した活動となるよう活動や運営の支援を行います。

個別施策の名称	概要	担当課
中津川市自然環境団体等連絡会議の活動の推進 【再掲P.53】	本市において自然環境の保全活動に取り組んでいる環境団体が集まる「中津川市自然環境団体等連絡会議」を定期的に開催し、参加団体相互の交流や情報交換、技術・知識の向上を図ります。また、本市において取り組むべき自然環境保全活動などについてもこの枠組みにおいて検討・提案していきます。市はここでの提案をもとに、環境団体と連携し自然共生地域づくりに取り組みます。	環境政策課
環境団体が行う活動の情報発信 【再掲P.54】	市内で活動する環境団体の活動を支援し、それぞれの活動内容の発信や発表する機会を提供します。また、地域や住みよい環境づくり推進員、団体等との対話の機会を拡充し、施策や取組みを啓発するとともに、市民の意見を施策に反映します。	環境政策課
地域との対話と環境保全活動の推進	各地域の区長や住みよい環境づくり推進員が中心となり、年に2回の市内一斉清掃をはじめとする地域での環境保全活動を企画し、地域住民の環境配慮行動を促すきっかけにするとともに、住民同士のつながりを強化します。	環境政策課

### ④ 事業者と連携した環境保全活動の仕組みづくり

事業者は、市民や行政と並び環境保全活動に欠かせない主体であり、自らの事業活動による環境負荷の低減に努めるとともに、市内で事業を行うものとして積極的な地域貢献が期待されます。

市は、事業者が実施する環境保全活動や環境学習などと連携し、その活動を支援します。また、市内事業者により組織する「中津川市環境推進協会」の取組みを一層充実させるとともに、環境に携わる事業者間のネットワーク強化を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
中津川市環境推進協会の活動の推進	市内の事業者等が参加する「中津川市環境推進協会」による公害防止、環境保全の取組みを推進します。組織の強化と事業者の加入促進につながる新たな取組みを企画・実施するとともに、参加事業者間の連携強化、各事業者の環境活動に対する支援に取り組みます。	環境政策課
事業者の社会貢献活動や環境保全活動の推進	事業者が取り組む環境分野での社会貢献活動や環境配慮型製品等の開発などを推進します。また、こうした事業者の活動の情報を収集し、様々な機会を通じて市内外にPRします。	環境政策課 工業振興課

⑤ 大学等と連携した環境保全活動の仕組みづくり

全国のまちづくりにおいては、地域住民だけでなく、学生等が参画し、新たな提案やアイデア・ノウハウが加わり成功した事例や、大学や研究機関と連携し先進的な研究に基づくまちづくりの実践に効果を上げた事例があります。

大学等と地域とが連携して地域活動を推進する域学連携などの取組みを活用し、地域の環境課題の解決や、環境をテーマにした活動により地域の活性化を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
環境保全を目的とした域学連携の推進	学術的な知見を踏まえた環境保全活動を推進するため、大学の研究と地域活動とのマッチングを図り、環境分野での域学連携の取組みを推進します。 また、大学教員と大学生が地域に入り、住民や環境団体等とともに、地域の環境課題の解決や地域づくりに継続的に関わり、地域の活性化や人材育成に資する活動を進めます。	環境政策課 市民協働課
農業科や専門学校との連携 【再掲P.54】	高校や農業・林業等の各種専門学校と連携し、学校の授業や実習活動と連携した学生による環境保全活動を促進します。 また、大学や研究機関の有識者も交え、学生の活動や研究を支援します。	環境政策課
学識者・専門家等による支援体制の構築	学術的な知見から適正な保全活動を行うため、大学や研究機関との連携を構築・強化し、各地域で活動している環境団体等に提言や助言を受けるとともに、講演会や学習会等を通じた知識の普及を図るなどの支援体制を確立します。	環境政策課

⑥ 環境情報の充実と発信

本市の生活環境や自然環境などに関する様々な情報を、誰もが容易に入手できるように、わかりやすく情報を発信します。また、市の公共施設を環境学習の場として広く市民に利用されるようその充実を図り、活用を通して市民の環境保全意識の高揚を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
環境情報の発信	環境に関わる幅広い情報や、市民の関心が高い情報、市内で活動する環境団体等からの情報などを、中津川市公式ホームページや広報なかつがわ等で、市民にわかりやすく発信します。	環境政策課 広報広聴課
博物館等での環境意識啓発の推進	鉱物博物館、子ども科学館、図書館などにおいて、環境意識の啓発を行うための常設展示や企画展等の充実、図書の整備などを図るとともに、来場者が体験できるワークショップや講座などを定期的実施していきます。	鉱物博物館 子ども科学館 図書館
環境センターでの環境意識啓発の推進	環境センターにおいて、ごみ焼却施設の見学や啓発プラザ等の利用のほか、環境団体によるエコ講座を開催し、廃棄物問題やリサイクルの推進についてわかりやすく意識啓発を行います。また、小学校と連携し、小学4年生の社会科「ごみの処理と利用」の学習で環境センターの見学を組み込みます。	環境センター 学校教育課

## (2) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進

### ① 子どもたちに向けた環境教育・環境学習の充実

子どもの心の成長には、自然とのふれあいや自然体験が欠かせません。また、将来の本市の担い手である子どもたちに向けた環境教育・環境学習の推進は、今後の環境保全活動を進めるための重要なかぎとなります。

そこで、幼児教育及び学校教育において、豊かな自然と触れ合う体験活動や環境問題をテーマとした学習機会を提供し、環境保全意識の向上と将来を担う環境人材の育成を目指します。

個別施策の名称	概要	担当課
幼稚園・保育園における環境教育の実施	木育や自然体験を中心とした幼児向けの環境教育を、各園と連携して推進します。また、各園では野菜作りや雪滑りなど既存の自然体験活動も実施していきます。	環境政策課 幼児教育課
小・中学校での環境教育の実施	水生生物調査などの河川環境教育や森林での自然観察、林業体験などの環境教育、ごみ処理場、下水処理場の見学、森林の役割や森川海のつながりに関する学習、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する学習など、総合的な学習の時間や社会、理科などの科目における環境学習を推進します。	環境政策課 学校教育課
こどもエコクラブ活動の推進	誰もが参加できる全国的な環境活動クラブである「こどもエコクラブ」の仕組みを利用し、地域の環境保全活動の環を広げます。学校や学童保育所、PTA、地域子供会などへPRし、参加を促すとともに、参加した団体の活動を応援します。	環境政策課

### ○自然を活かした環境教育の推進

「原体験」とは、触覚・臭覚・味覚・視覚・聴覚を含めた五感を重視した「直接体験」であり、幼児から小学校にかけての時期に遊びの中で自然に体験してきたものです。自然の中で遊び、ふれあいを通じて育成される思考力、判断力、表現力などが人間としての「生きる力」となっていくと言われています。かつては、子どもの自主的な活動や遊びとして行われてきた原体験ですが、自然とのふれあう機会の減少、子供たちを取り巻く社会情勢の変化などにもなって、都市部・農村部に関係なく減ってきています。こうしたことから、本市における環境教育は、子どもたちへの原体験の提供を重視し、地域の豊かな自然に直に触れて、感じて、学ぶことができる「木育」や「河川・森林の環境教育」に取り組んでいます。



上：幼児向けの木育「木のスプーン作り」  
下：水生生物調査などの河川環境学習

○環境教育・環境学習都市の先進事例（兵庫県西宮市）

兵庫県西宮市は大阪と神戸の間に位置し、住宅都市として発展してきましたが、山・川・海などの豊かな自然とも隣接した地域で、2003年に全国で初めて「環境学習都市宣言」を行い、持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）に関して先進的な取組みを行っている都市です。

西宮市では、まち全体が環境学習の場となるよう、関連施設を環境学習拠点として位置付け、市民の学習活動を支援するサポーターの養成や、各主体・各世代に応じた環境学習システムの構築等を行い、「環境学習」がまちづくりの原動力となるよう事業展開を進めています。



甲子園浜生きものウォッチング



ゴミの学習

西宮市が行っている子どもたちを対象にした環境学習事業「2021年・地球ウォッチングクラブ・にしのみや」では、子どもたちが自主的、継続的、そして総合的に環境活動に関わることでできる「しくみ」を、家庭・地域・学校という生活領域を通して確立しようと、平成10年度より「エコカード・エコスタンプシステム」を導入し、全市的に展開しています。



「エコカード・エコスタンプシステム」では、子どもたちが、環境学習や活動に参加すれば「エコカード」に「エコスタンプ」を押してもらえ、一定数のスタンプが集まれば「アースレンジャー」に認定されます。平成10年に市内の全小学生を対象に導入し、現在では、幼児を対象とした「ちきゅうとなかよしカード」、中学生以上の大人を対象とした「市民活動カード」などの仕組みを導入し、その対象となる世代を広げています。エコスタンプを押すことを通じて、全ての世代の環境活動をつなぎ、日常生活の中で環境との関わりに気付き、行動することで、環境学習を通じた持続可能なまちづくりを行なうことを目指しています。

出典：西宮市ホームページ、2021・地球ウォッチングクラブ・にしのみやホームページ  
西宮 ESD 推進協議会ホームページ

## ② 環境教育・環境学習プログラムの作成

環境保全に向けた人づくりとして、将来を担う子どもたちへの環境問題に対する意識づけに取り組み、問題解決への実践力を身につけさせていくことが大切です。

幼稚園・保育園から小・中学校まで一貫して環境について学べる学習プログラムの作成に向けた研究を進めるとともに、ESD（持続可能な開発のための教育）を推進するための関連する学習内容の体系化を行います。

個別施策の名称	概要	担当課
幼児教育・学校教育と連携した環境学習プログラムの開発	保育園から高校までの一貫した教育を通じて、発達段階に応じて環境問題を正しく理解できる教材や学習プログラムの開発を推進するとともに、環境に関連する学習内容を体系化します。	環境政策課 教育委員会
ESD*（持続可能な開発のための教育）に関するプログラムの開発	自然環境や資源の有限性、地域の将来性など、様々な分野とのつながりを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動する人材を育成する教育（ESD）の視点に立った学習指導と学習内容を体系化し、世界的課題の解決に向けた人づくりを進めます。	環境政策課 教育委員会

### ○ESDとは

ESDはEducation for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。つまり、ESDは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。

## ③ 環境イベントや講座の実施

市や環境団体が主体となり、市民が楽しく環境について学ぶことができる講座やイベント等を実施し、自発的に環境に配慮した行動ができる人材を育みます。

個別施策の名称	概要	担当課
環境イベント等の開催	市民が環境について学び、考え、行動するきっかけとなるような環境に関するイベント、講演会等を開催します。	環境政策課
公民館等での環境講座の実施	公民館等と連携して、環境をテーマにした生涯学習講座を企画、実施します。また、環境団体などが企画した環境講座を、市の市民企画講座として位置づけていきます。	環境政策課 生涯学習スポーツ課
環境に関する出前講座の推進	家庭や地域、事業所などを対象に、それぞれの要望やテーマに合わせて、暮らしに役立つ環境の取組みや情報を提供するための出前講座を実施します。	環境政策課 生涯学習スポーツ課

第9章 第4節 指標

基本方針	指標	現況値 (平成26年度)	目標値
	説明		
環境人材の育成とネットワークづくり	幼児環境教育指導者数	11人	31人
	木育などの指導者を毎年2人以上増やします。		
	河川環境教育指導者数	14人	34人
	水生生物調査や森林体験等の指導者を毎年2人以上増やします。		
	中津川市自然環境団体等連絡会議の参加団体数	33団体	43団体
	参加団体を毎年1団体以上増やします。		
中津川市環境推進協会の参加企業数	111社	141社	
参加事業所を毎年1事業所以上増やします。			
多様な主体による環境教育・環境学習の推進	幼児環境教育を実施した幼保園数 (木育・自然体験等)	5園	全園
	公立・私立の全保育園・幼稚園で実施します。		
	河川・森林の環境教育を実施した学校数 (カワゲラウォッチング等)	13校	全小学校
	環境教育を全小学校で実施します。		
市民向けの環境講座、イベント等の開催回数 (幼児環境教育と河川環境学習を除く)	20回/年	24回以上/年	
市民向けの環境講座や出前講座、環境イベント等を月2回以上実施します。			



## 第9章 第5節 重点プロジェクト

**重点プロジェクト① 環境保全活動を持続的に実施する仕組みづくり**

環境保全活動の充実と持続的な推進を目的として、保全活動に携わる各主体が連携して、活動するための体制づくりを進めるとともに、新たな取組みの創出と保全活動に関する啓発、担い手の育成、専門家との連携の強化などに取り組みます。

**個別事業① 中津川市自然環境団体等連絡会議の運営強化**

事業内容	自然環境の保全活動に取り組む環境団体が集まる「中津川市自然環境団体等連絡会議」を介して、参加団体相互の交流や情報交換、新たな取組みの企画提案、相互の技術・知識の向上を図り、連携して自然共生地域づくりに取り組みます。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境団体の連携強化と環境保全活動の活性化</li> <li>・環境団体相互の技術・知識の共有</li> <li>・新たな環境保全施策の推進</li> </ul>
所管課	環境政策課

**個別事業② 環境保全活動のための事業者ネットワーク構築**

事業内容	公害防止や環境保全を目的とした事業者の枠組みである「中津川市環境推進協会」に参加する事業者間のネットワークを強化し、公害防止や環境保全に向けた人材交流や情報交換などを進めるとともに環境保全に資する幅広い取組みを推進します。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境推進協会の活動の活発化と連携強化</li> <li>・事業者による環境保全活動の促進</li> </ul>
所管課	環境政策課

**個別事業③ 環境保全を目的とした域学連携の推進**

事業内容	学術的な知見を踏まえ、将来に向けて確かな環境保全活動を推進するため、大学の研究と地域活動とのマッチングを図り、環境分野での域学連携の取組みを推進します。 また、大学教員と大学生等が地域住民とともに、地域の環境分野における課題解決や地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化や人材育成に資する活動を支援します。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術機関の知識や技術を活かした環境保全活動の推進</li> <li>・地域での環境保全活動の活性化</li> <li>・学生などとの人材の交流を通じた地域活性化</li> </ul>
所管課	環境政策課、市民協働課

**個別事業④ 学識者・専門家等による支援体制の構築**

事業内容	学術的な知見から適正な保全活動を行うため、大学や研究機関などとの連携を構築・強化し、各地域で活動している環境団体等に提言や助言を受けるとともに、講演会や学習会等を通じた知識の普及を図るなどの支援体制を確立します。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術的な知見、専門的な知識・技術などに基づく、確かな環境保全活動の推進</li> <li>・学術機関との連携による環境保全活動の推進</li> </ul>
所管課	環境政策課

## 重点プロジェクト② 子どもから大人までの一連の環境教育の推進

環境団体や学校、事業者等の多様な主体による子どもから大人まで一連となった環境学習メニューの充実を図り、地域の自然環境や環境問題に対する高い意識を持った人材を育成します。

個別事業① 幼児教育・学校教育と連携した環境教育の推進	
事業内容	幼稚園・保育園から小・中学校までの教育課程に合わせ、ESD も視野に置いた環境学習の体系化を進め、発達段階に応じた学習教材や学習プログラムの開発を行い、実践します。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への理解の向上</li> <li>・次世代育成に取り組む人材の育成</li> </ul>
所管課	環境政策課、教育委員会
個別事業② 環境保全活動に必要な人材の育成	
事業内容	環境保全活動に必要な専門家や指導員、環境活動に関わるリーダーを育成するための講座や研修会を開催します。 また、幼児向けの環境教育や河川や森林の環境教育など、子どもたちへの環境教育に携わる指導者やスタッフも養成します。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の環境保全活動で中心的な役割を担う人材の育成</li> <li>・環境保全に取り組む次世代の人材育成</li> </ul>
所管課	環境政策課
個別事業③ 環境保全に関する人材登録制度の創設・活用	
事業内容	市内で環境保全活動を行っている団体や環境に詳しい専門家、大学教授、事業者等から環境分野の講師となる人材を登録する制度を創設し、充実した環境保全活動を推進していきます。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境への理解の向上</li> <li>・環境関連講座等の充実と活性化</li> </ul>
所管課	環境政策課

## 第9章 第6節 リニア中央新幹線関連施策

### ① 人材の育成と後継者の確保

農林業や地場産業、地域の商店街などをこれからも継続・発展させていくためには、市内の若い人材の育成やこれらに興味を持つ人材の外部からの招致により、次の時代の担い手・後継者の確保が必要です。そのため、ブランド化・技術支援による農林業の競争力アップ、商店街の活性化、伝統文化伝承のための交流の場づくりや市内からの人材流出抑制について、事業者や地域と協力しながら取り組んでいきます。

#### 【取組み例】

- ・子どもの頃から地域の産業に直接触れることのできる場と教育の提供
- ・企業や大学から学校への講師派遣や生徒の現場研修などの実践的な教育プログラムの充実
- ・農林業に興味を持つ都市部の人たちに向けた担い手の募集や、利用可能な耕作放棄地などの情報発信と就業支援
- ・体験型観光と連携した移住・定住の促進による人材確保

### ② 安全・安心で潤いのある暮らしの環境づくり

豊かな自然・景観、先人たちから脈々と受け継がれてきた歴史文化や街なみは、観光誘客などに活かしていく地域資源であると同時に、地域住民の潤いのある暮らしをつくり出す大切な財産です。また、リニアにより東京・大阪は今よりも格段に身近な場所となることから、開業後には、都市部の文化やサービスに気軽に触れられるようになり、スポーツ、生涯学習や文化などの分野において広い地域との交流が活発化するものと思われます。

そのため、伝統文化の後継者育成や子どもたちへの環境意識の向上など、様々な活動を活性化し、地域固有の大切な地域資源を後世に引き継いでいきます。

#### 【取組み例】

- ・自然に関する環境教育や環境学習、自然に触れる機会の創出による子どもや市民の環境意識の向上
- ・再生可能エネルギーの導入とからめた、市民・子どもたちの環境教育や環境学習
- ・市民・事業者・行政の協働による自然・景観・環境を守るためのルールづくり

### ③ 子育て・教育環境の充実

地域の活力を高めるためには若者の地元定着が不可欠であり、いくら便利なまちになっても若者が大都市に出て行ってしまいうようでは活力あるまちにはなりません。そのため、生まれ育った地域で暮らしていきたい、あるいはいったん都会に出てもいつかは戻りたいと思えるような「ふるさとを愛する心」を持った子どもたちを育てていく必要があります。

そのため、地域や学校、地元企業との連携のもと、地域の特性に合わせた自然、産業や歴史文化などをテーマにした地域を知る体験学習、地域の祭りや伝統芸能などの継承活動、地域と都市部との多様な交流活動などを通して、地域の良さを再認識させることにより、子どもたちのふるさと意識の醸成を図ります。

#### 【取組み例】

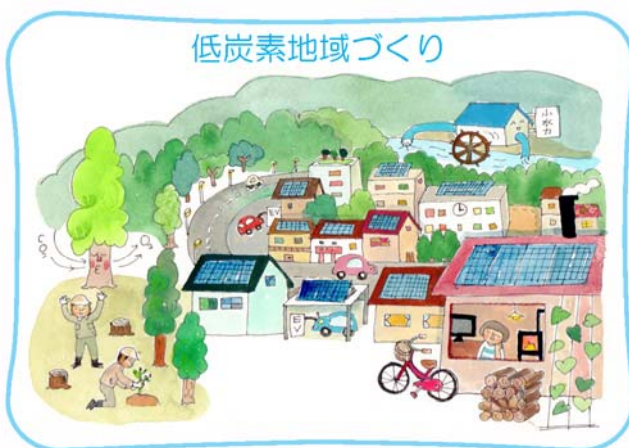
- ・学校や地域において地域への愛着を高めるふるさと教育の実践による地域に愛着のある人材の育成
- ・地域の自然・歴史文化、地場産業の体験型学習による地域を良く知り学ぶための機会の充実
- ・地域の自然・歴史文化に興味を持つ都市部の団体や研究者との交流による地域活動の充実

## 第10章 私たち一人ひとりの環境配慮

## 第10章 第1節 私たち一人ひとりの環境配慮

一昔前の環境問題は個別の事業者が引き起こす産業型の公害問題などが中心でしたが、現在は私たちの社会経済活動に起因する生活型の多種多様な環境問題が顕在化しています。私たちが被害者であるとともに加害者でもある性格を兼ね備えているため、こうした環境問題の解決への取り組みは、家庭や職場などにおける一人ひとりの心構えと取り組みの積み重ねにより成り立つといっても過言ではありません。全ての市民や事業所などが法律等の規制に従うだけでなく、自主的かつ積極的に環境に配慮した取り組みを行うことが強く望まれています。

この章では、これまでに紹介した取り組みと並行して、市民の皆さまにも日ごろからぜひ実践していただきたい「環境配慮行動」を抽出し、この環境配慮行動をもとに市民が配慮する場面に応じて良好な環境づくりを積極的に進めていくことにより、計画の将来像である「自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち中津川」の実現と次の世代へよりよい環境をつないでいくものです。



## (1) 自然共生地域づくりのためにできること



### 1. 山や川に出かけ、自然の楽しみを満喫しましょう

- ・身近な里山を散策し、花や新緑、紅葉など、季節ごとの自然の移ろいを楽しみましょう。
- ・清流で釣りや川遊びを楽しみましょう。
- ・家族や仲間とともに、キャンプやバーベキューなどのアウトドア活動を楽しみましょう。

### 2. 身の回りの自然や生きものに関心を持ちましょう

- ・家の周りを散歩し、草花や大木、野鳥、虫などを見つけてみましょう。
- ・シデコブシやヒトツバタゴなど、この地域でしか見られない美しい花を見に行きましょう。
- ・めずらしい草花はとったり傷つけたりせず、その場所で大切に観察しましょう。

### 3. 暮らしに自然の恵みを取り入れましょう

- ・食材は地元で獲れたものを優先して購入し、季節ごとの旬の味を楽しみましょう。
- ・生活雑貨や家具、住宅などは、地元の木など自然素材で作られた物を選びましょう。
- ・自然の素材で工作や道具を作って楽しみましょう。

### 4. 外来生物の扱いに注意しましょう

- ・ほかの所の生きものをむやみに持ち込まないようにしましょう。
- ・飼っている生きものを捨てたり、逃がしたりしないようにしましょう。
- ・オオキンケイギク等特定外来生物の駆除をしましょう。

### 5. 中津川の自然の魅力を市外の人に伝えましょう

- ・市外の人に中津川の自然の魅力をあげて、自慢しましょう。
- ・市外の人が訪れた時は、自然が楽しめる場所や地元で採れた食べ物を紹介しましょう。

## (2) 循環型地域づくりのためにできること



### 1. ごみを少なくする工夫をしましょう

- ・必要の無いものは買わない、もらわないようにしましょう。
- ・詰め替え製品などごみを増やさない商品等を優先して購入しましょう。
- ・買い物の際には、マイバッグを持参し、レジ袋などの使用は減らしましょう。
- ・食べ残しをなくし、水切りを徹底して、生ごみの減量に努めましょう。

### 2. すぐに捨てず、活用する方法を考えてみましょう

- ・壊れたものはできる限り修理して使うことを考えましょう。
- ・まだ使えそうな服や物はほかの人に譲るか、フリーマーケットなどで販売しましょう。

### 3. 資源とごみをきちんと分別して、リサイクル活動に協力しましょう

- ・ごみの出し方のルールを守り、ごみの分別を徹底しましょう。
- ・集団資源回収などのリサイクル活動に協力しましょう。
- ・新聞、雑誌（雑がみ）、段ボール等は「リサイクルボックス」や「集団資源回収」に出しましょう。
- ・店などが実施しているペットボトルやトレイ、紙パックなどの店頭回収に協力しましょう。

### 4. 地元の木や農産物を選びましょう

- ・地元の木材や自然素材を利用した住まいづくりを考えましょう。
- ・地元で獲れた旬の農産物を購入し、地産地消を心がけましょう。

### (3) 低炭素地域づくりのためにできること



#### 1. 自分が使っているエネルギーの量を知りましょう

- ・ 普段の生活で電気や燃料がどのくらい使われているのか知りましょう。

#### 2. 省エネルギー活動に取り組みましょう

- エアコンは
- ・ 室内温度は適温に保ちましょう。(夏は28℃、冬は20℃)
  - ・ 室外機の周りに物を置かないようにしましょう。
  - ・ カーテンを効果的に使い、窓からの熱の出入りを防ぎましょう。
- 冷蔵庫は
- ・ 余分な開閉はしないようにしましょう。
  - ・ 熱いものは冷ましてから入れましょう。
  - ・ 壁から5センチ以上離して設置しましょう。
- お風呂は
- ・ なるべく間隔をあけずに入浴しましょう。
  - ・ シャワーを不必要に流したままにしないようにしましょう。

#### 3. 省エネルギー型の製品を選びましょう

- ・ 家電製品を買い替える際は、より省エネ型の機器を選びましょう。
- ・ 照明器具の買い替えの際は、LEDなどの高効率な照明器具にしましょう。
- ・ 自動車の買い替えの際には燃費の良いエコカーを選びましょう。

#### 4. エコドライブや自動車を使わない移動に心がけましょう

- ・ 自動車の発信時はふんわりとアクセルを踏み、ゆったりと加速しましょう。
- ・ 自動車の駐車時または停車時はアイドリング・ストップを心がけましょう。
- ・ 目的地が同じ時は、お互いに相乗りを心がけましょう。
- ・ 短い距離の移動は自転車に乗るか歩いて行きましょう。

#### 5. 自然エネルギーを取り入れましょう

- ・ 自宅や職場に太陽光発電システムの導入を検討しましょう。
- ・ 住宅の建て替えの際には、太陽の熱や光を取り入れたエコ住宅を検討しましょう。



#### (4) 安全安心な環境づくりのためにできること



##### 1. 空気や水をきれいにしましょう

- ・自動車の排出ガスを減らすため、低公害車、低燃費車（エコカー）の利用に努めましょう。
- ・ごみの野外焼却は絶対にやめましょう。また、田畑での草、下枝の焼却は控えましょう。
- ・公共下水道処理区域では公共下水道に接続し、公共下水道未整備地域では合併処理浄化槽を設置し、維持管理を適正に行いましょう。
- ・環境にやさしい洗剤やシャンプーなどを選び、適量使用を心がけましょう。

##### 2. 互いにマナーを守り、心地よく暮らしましょう

- ・ペットの糞尿は、飼い主がきちんと始末しましょう。
- ・他人の迷惑となるような騒音を発生させないように配慮しましょう。
- ・敷地内や空き地の雑草は、隣家などの迷惑にならないようにきちんと管理しましょう。
- ・日頃からご近所・地域のつきあいを積極的にしましょう。

##### 3. 清潔なまちづくりを心がけましょう

- ・ごみの出し方のマナーを守りましょう。
- ・地域のごみステーションはきれいに保ちましょう。
- ・不法投棄、たばこの吸殻や空き缶等のポイ捨ては絶対にやめましょう。
- ・市内一斉清掃などの地域の環境美化活動に参加しましょう。

## (5) 環境保全に向けた人づくりのためにできること



### 1. 環境について学び、考えましょう

- ・ 自然環境や環境問題について、本やインターネットで調べてみましょう。
- ・ 自然環境や環境問題について正しい知識を身につけ、ほかの人にも伝えましょう。
- ・ 家族や友人と環境問題やその対策について話し合しましょう。
- ・ 自然環境は環境問題に関する学習会や講習会に参加しましょう。

### 2. 環境保全に向けて行動しましょう

- ・ 家族や仲間と、環境に関するボランティア活動やイベントに参加しましょう。
- ・ お年寄りから昔の暮らしや知恵、工夫などを教わり、実践しましょう。
- ・ 家族みんなで楽しみながら環境にやさしいエコライフに取り組みましょう。
- ・ 次の世代によりよい環境をつなぐことを意識し、環境保全の取組みを進めましょう。



市の花 サラサドウダン

## 第 11 章 計画の進行管理

## 第11章 第1節 計画の推進体制

本計画は、市民・事業者・行政、その他関係する組織・団体など、様々な主体の各取組みと、相互の連携や協働によって推進する必要があります。

本計画の推進の中核となるのは、市民・事業者・行政を含めた組織である「環境基本計画推進会議（仮称）」であり、計画全体の推進と進捗状況の把握、点検などを行います。

このほか、行政内部の調整組織である「中津川市環境基本計画推進担当者会議（仮称）」は事務局である環境政策課と連携して環境に関する施策・事業を推進し、専門的な見地から「中津川市環境保全審議会」において計画の達成・進捗状況を評価します。

併せて、毎年「中津川市の環境」を作成し取組みの進捗状況を公表します。「中津川市自然環境団体等連絡会議」、「中津川市環境推進協議会」などの団体と協議を行う場では、取組みを協力して円滑に進めるために意見交換や情報提供を行います。

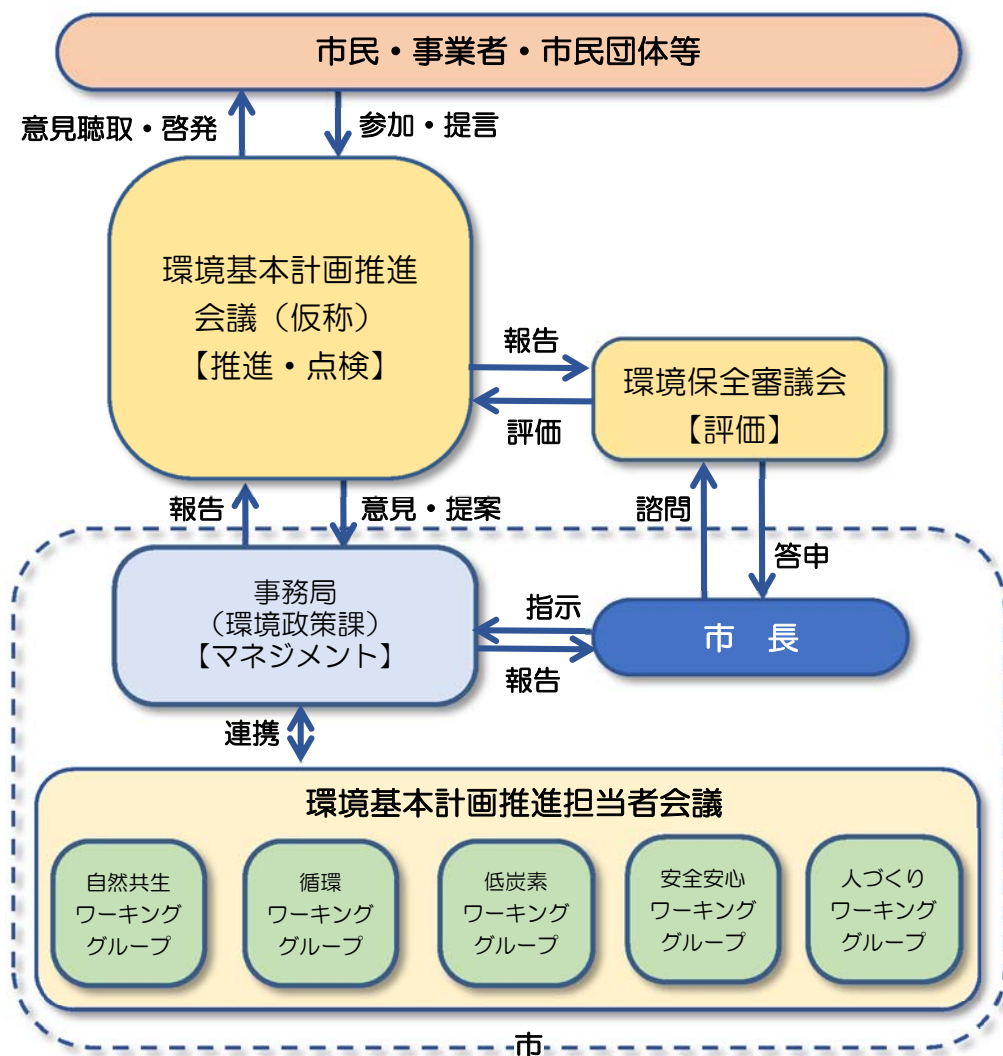


図 計画推進体制

## (1) 市内における推進体制

環境に関する施策は、非常に幅広い分野にわたっています。そのため本計画の推進にあたっては、関連する施策の連携を強化するため、5つの柱ごとに担当課等が集まるグループ会議（ワーキンググループ）を市内に設置し、進捗状況の確認と課題の検討、新たな施策の企画、立案を行います。

名称	中津川市環境基本計画推進担当者会議（仮称）
構成	事務局（環境政策課）を中心に5つの柱につながる関係各課等
趣旨	行政の横断的組織として、環境に関する施策・事業を推進するとともに、本計画の進行管理を通じて市内全体の環境分野の事務活動に関するマネジメントを行います。
主な役割	①各課で取組む環境に関する施策・事業の推進・市内調整 ②施策・事業の進捗状況の「中津川市環境基本計画推進会議（仮称）」への報告 ③一事業者としての率先行動の推進 ④次年度の年次目標の設定、「年次実施計画書」の作成

## (2) 市民・事業者・行政を含めた推進体制

計画全体の進捗状況の確認と点検を行うため、市民・事業者・行政で構成する「環境基本計画推進会議（仮称）」を設置します。この会議の結果および計画の進行状況は広く周知するとともに、意見や提言、評価などをまとめた年次報告「中津川市の環境」を作成します。

名称	中津川市環境基本計画推進会議（仮称）
構成	市民代表・事業者代表・学識経験者・行政担当者など
趣旨	計画全体の取組みを推進するとともに、計画の点検を行います。
主な役割	①市民・事業者・行政の取組みの推進・主体間調整 ②市民・事業者への普及啓発や各主体の取組みの支援 ③計画の達成・進捗状況の点検 ④年次報告「中津川市の環境」の作成に向けた意見、提言

## (3) 中津川市環境保全審議会

「中津川市環境保全審議会」は、中津川市附属機関の設置等に関する条例に基づき設置されるもので、市長の諮問に応じ、良好な環境を保全・創出するための施策に関する事項について調査・審議を行います。目標の達成状況や取組みについての評価を行うとともに、必要に応じて、計画の見直しについての調査・審議を行い、市長へ意見を述べます。

名称	中津川市環境保全審議会
構成	市民代表・事業者代表・学識経験者など
趣旨	計画全体の取組みをまとめた年次報告（中津川市の環境）に対し、専門的見地から目標の達成状況、取組みの評価を行います。
主な役割	①計画の目標達成状況と取組みの進捗状況の評価 ②計画の見直しについての調査・審議

## 第 11 章 第 2 節 計画の進行管理

本計画の確実な進行を図るため、基本的な流れは、PDCA サイクルにしたがって進行します。

計画策定 (Plan) 後、実施 (Do) を開始します。毎年、取組み状況と指標項目の点検及び評価 (Check)、取組み内容の見直し (Action) を実施します。点検及び評価 (Check) は年度明けに前年度分を対象として実施し、見直し (Action) は予算編成時期 (秋頃) に次年度分を対象として実施します。また、計画の中間段階 (取組み開始後 5 年後を目安) に必要に応じて計画の改定 (Plan) を行います。

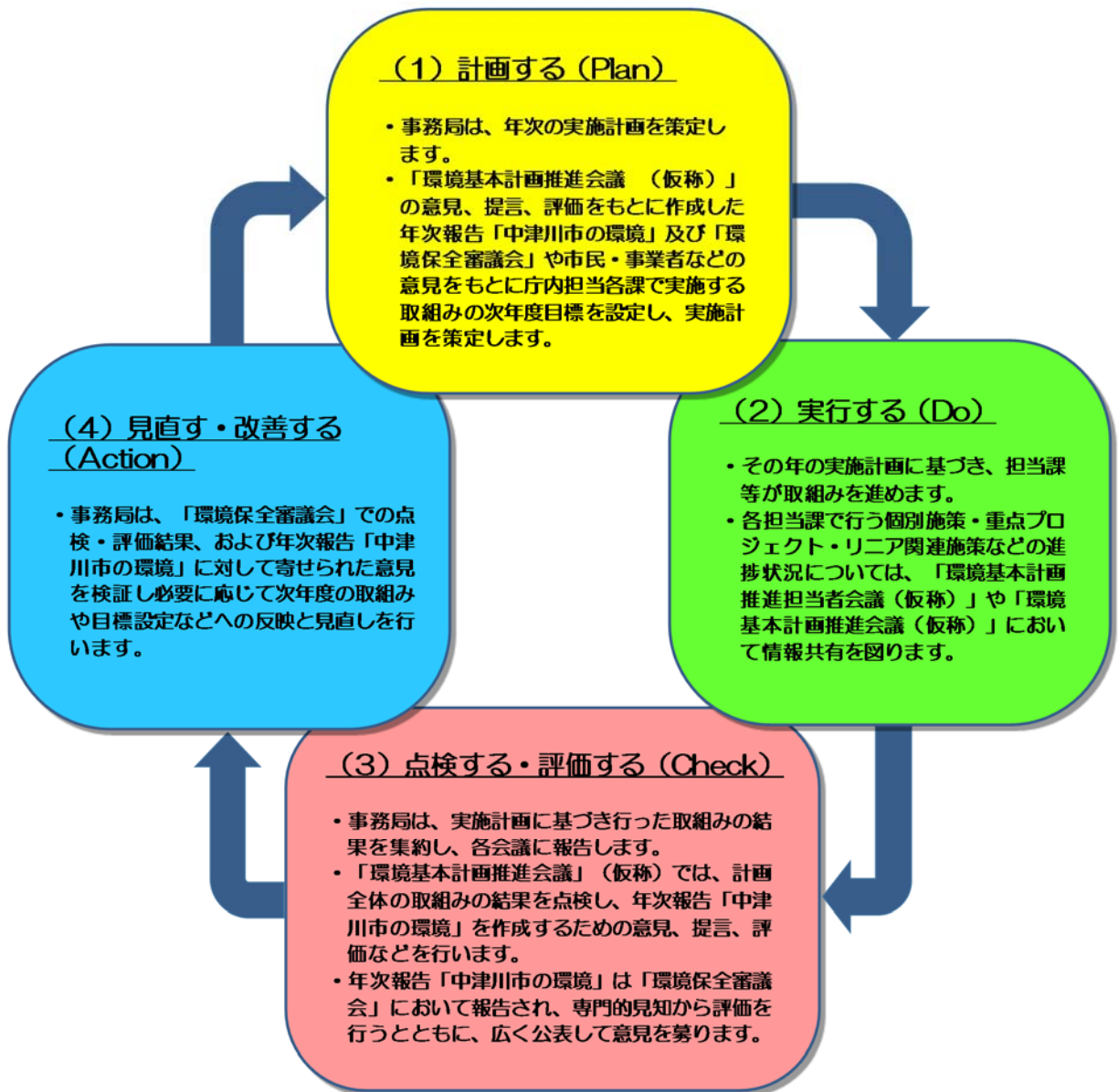


図 計画の進行管理フロー

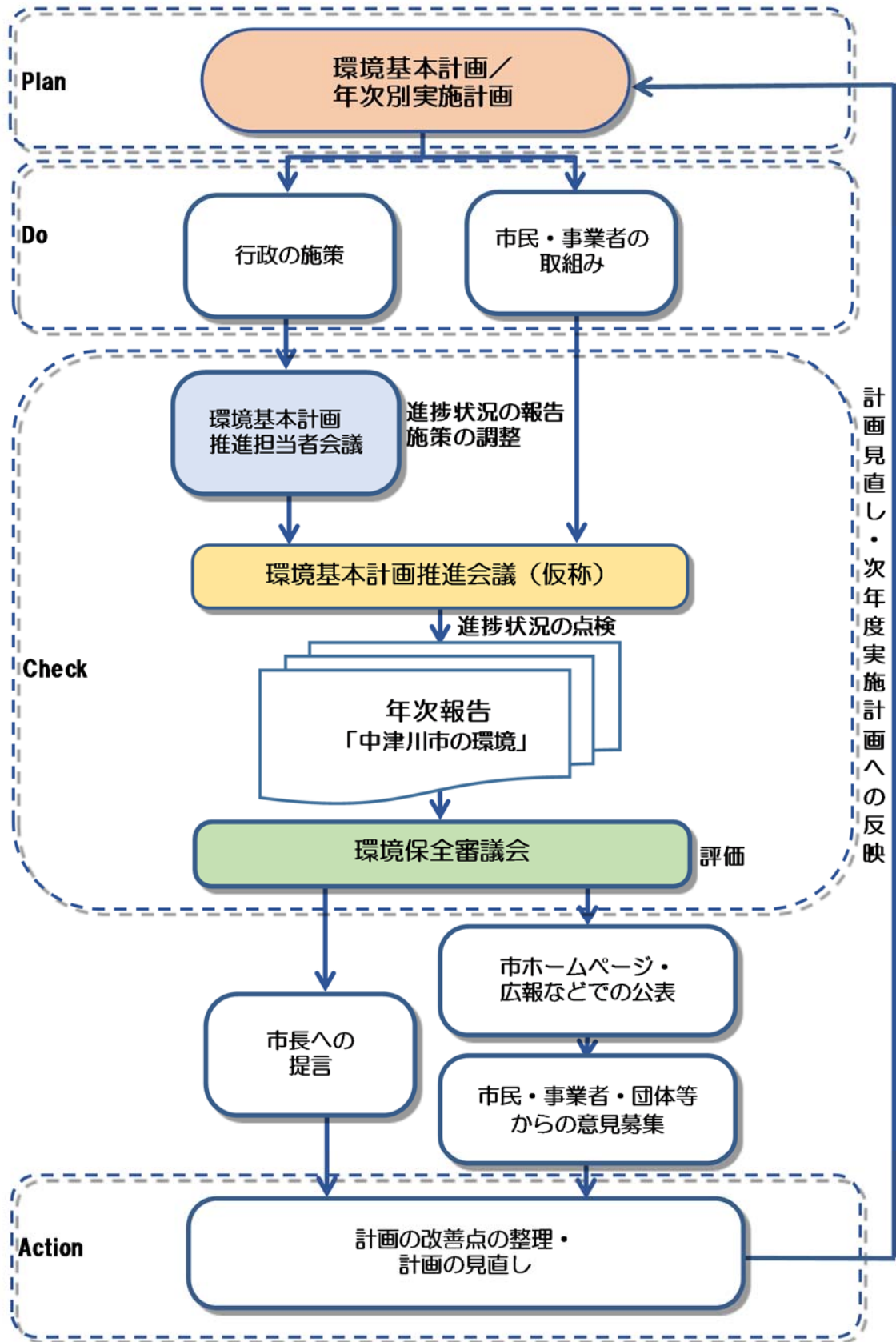


図 計画進行管理フロー



○中津川市環境保全審議会

○審議経過

開催年月日	審議内容等
平成 27 年 3 月 23 日	・第三次中津川市環境基本計画の目指す環境像について ・基本方針について
平成 27 年 11 月 4 日	・第三次中津川市環境基本計画の基本施策について ・重点施策・プロジェクトについて
平成 28 年 2 月 5 日	・第三次中津川市環境基本計画(案)について(諮問) ・計画の目標と施策の基本的方向について ・環境配慮行動、計画の推進と進行管理について
平成 28 年 2 月 15 日	・パブリックコメント等の結果について ・第三次中津川市環境基本計画(案)について(答申)

○委員名簿

(平成 28 年 2 月 15 日現在)

選出区分	所属名	氏名
市民の代表	中津川市区長会連合会	伊藤 公平
	中津川市自然環境団体等連絡会議	栗谷本 征二
	中津川市生活学校	瀬瀬 登美子
事業者の代表	中津川商工会議所	堀田 時男
	中津川北商工会	嶋崎 尚巳
	中津川市環境推進協会	横山 英邦
学識経験者	理学博士(元中京学院大学学長)	◎富田 進
	岐阜県恵那県事務所環境課	井戸 美子
	中津川市小中学校会	古澤 裕二郎

◎ 会長



中津川市環境保全審議会（平成 27 年度第 2 回）